

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集一

解題

今年度より六か年にわたり東京大学史料編纂所所蔵、島津家文書「歴代制度」を底本にした『薩摩藩法令史料集』を刊行する。今年度は、巻之一から巻之十四迄を所収する。

薩摩藩法令集としては、既に都城島津家所蔵「列朝制度」を底本とし、原口虎雄氏担当による藩法研究会編『藩法集 鹿兒島藩』（以下、『藩法集』と略称する）上・下二冊が昭和四四年三月刊行されており、「列朝制度」と「歴代制度」（「東大本」）の関係などについても原口氏の解題が付けられている。

解題の主な部分はずぎの通りである。

1 現存する「列朝制度」の写本は、①都城島津家本（「都城本」六〇巻）、②鹿兒島大学本（「玉里島津家本」へ以下「玉里本」へ）一六冊（平成十五年確認したところ一九巻二冊が現存する）、③鹿兒島県立図書館本（「図書館本」一五巻）、④原口筆写本（「原口本」二五冊）である。

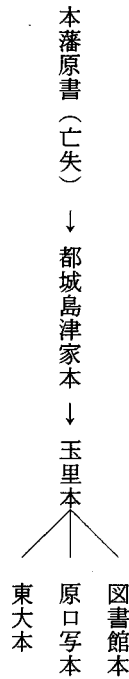
2 「東大本」すなわち「歴代制度」は写本の典拠もなく「都城本」とは別系統である。誤字・脱字・脱行・脱条が多く杜撰極まるものであり、内容も「都城本」所収記事内にある。明治も後になり六十一巻〜七十巻を市来広貫らが乱雑に付加した。

3 筆写年は、「都城本」は文政八〜九年の間、「玉里本」は明治二二〜二二年、「図書館本」は昭和一二二年である。

4 「都城本」の元になった本藩の「列朝制度」の成立期は、所収記事の下限からして文政二〜七年ごろと推定される。本藩で編纂計画を立てて進めつつあった事業が挫折し、現在でき上がった分だけを都城家で写したものと考えられる。

なお、「玉里本」が筆写される時期には既に原書は湮滅していたと考えるのが妥当である。

5 「列朝制度」の系統はつぎの通りとなる。



6 『薩藩政要録』（別名「要用集」）との関係は、まず『薩藩政要録』ができ、次に更に精細な「列朝制度」ができた。7 「列朝制度」には、①偽書（第一卷十一号文書、従来偽書として記録方より退けられていたものを、斉興の時に正書であると公定し、疑義を挟むことを禁じた文書）、②誤った南島関係の記事、③疑わしい船法、④おかしな点のある幕府法も所載されているが、薩摩藩研究にとっては「バイブル的法典」として位置づけられるものである。

以上、長々と原口虎雄氏の解題について紹介してきた。「列朝制度」の系統や諸本の性格・特徴を含め大筋においては氏に賛成するものであるが、ここでは、大きく二つに分け、Ⅰ「歴代制度」を底本とする理由、Ⅱ「列朝制度」・「歴代制度」により窺われる亡失した原書をめぐる問題、について述べることにする。

Ⅰ原口氏が「杜撰極まるもの」と断じ、「六十一巻く七十巻を市来広貫らの努力で乱雑に付加しただけのもの」としている「東大本」、すなわち「歴代制度」七十一巻本を敢えて底本とするのは無茶であるとの非難を受けるかも知れない。しかし、「歴代制度」には、「列朝制度」とは異なる特長もあり、適切な校訂により原口氏の非難する事柄を是正することは可能であるとの見込みがあったからである。

今年度から刊行する『薩摩藩法令史料集』は、薩摩藩研究の基本史料としての性格を持ち、研究者のみならず薩摩藩

に関心を持つ多くの人々によって広く利用されること、しかも研究者の求める史料吟味にも十分堪えられる正確性を持つことを目指している。そのためには、多くの文書が所収されていることと、できるだけ読みやすいことが望ましい。「市来四郎自叙伝」(『鹿児島県史料 忠義公史料』第七卷)によれば、薩摩藩幕末史料の編纂を願ひ出、その体裁などを尋ねた市来に対して、久光は「記録は事実を記するを以て貴しとす、体裁に泥りて事実を誤ること勿れ、漢文・和文を欲せず、普通仮名雑りの文にして、真相を穿つことを務むべし」と指示したとある。市来の手による編纂物はこの指示通りの体裁を採っている。この久光の指示は、本史料集の目指す、多くの人々により広く利用されるという方向にも合致するものであるが、「杜撰極まるもの」と断じられる理由となった部分の訂正が十分なされることが前提であることは勿論である。

そのため、校訂に当たっては、①「歴代制度」の異本および「列朝制度」との校合、②可能ならば「歴代制度」に採録されている原文書および参考史料「薩藩旧記雑録」(以下、「雑録」と略す)などに遡って校合、③幕府法令集などとの校合、という方法により、誤字・脱字・脱行・脱条などを訂正し、正確を期した。

①底本とする「歴代制度」七十一巻本には「歴代制度」六十一巻本の異本がある。また、両本の「卷之三」には後筆による挿入・書き込みが見られる。「六十一巻本」は誤記部分等も「七十一巻本」と類似し、明治の後半期になされた市来の付け加えがないことから「七十一巻本」の底本であるとも考えられる。両本の卷之三の書き込みなどが、何時、誰によってなされたのかは不明であるが、原文書等により校訂された結果であると考えてよい。これらの異本や書き込みなど、および諸種の「列朝制度」を突き合わせることににより、底本の持つ誤りを正し、欠如部分を補なうことができる。

②「歴代制度」に採録されている史料には「雑録」に収録されている史料との重複もある。「雑録」と校合すること

は勿論であるが、「雑録」に収録されていない史料についても可能な限り原史料に遡って校合した。

「歴代制度」巻之二、一〇三号文書は、家久・惟新・龍伯連判の掟であるが、その六条はつぎの通りである。

一 不依上下喧嘩イタシ可遂言上、若私ニテ事ヲ破ニヲヒテハ不及理非ノ沙汰双方共ニ可成敗事

右の箇条の内「不依上下喧嘩イタシ可遂言上」の部分は意味が通りにくい。この箇条は「列朝制度」でも同じであり、そのため『藩法集』ではこの部分を「ママ」として疑問を残したままにしている。この掟は「雑録」巻五四（『鹿児島県史料 旧記雑録後編 三』一五三四）にも採録されており、問題の箇条はつぎの通りである。

一 上下によらず喧嘩可為停止、縦無理非道をしかくる者ありとも、其場を致堪忍可遂言上、若私にて事を於破者、不及理非之沙汰、双方可加成敗事

「雑録」により脱字部分を補うことができた一例であるが、「雑録」に収録されていない文書に遡り校訂した例をつぎに示す。

「歴代制度」巻之十、五四四号文書は、最後の一条を除き「金山万留 乾」がそのまま採録されている。「金山万留 乾」の成立については、奥書に「此一冊は、宝永六年巡見使差入ニ付、前に金山奉行を勤たりし吉井為兵衛と御記録奉行市来早左衛門に命せられ、此答書出来たりし趣、市来七郎所持之旧記中に見ゆ、由緒慥成古記なるを以、明治八年の夏装飾を加へ置もの也」とあるように、本来、巡見使に対する想定問答集として作成されたものであるから「歴代制度」が出典を「宝永御答書」としているのは正しいと考える。

なお、この「金山万留 乾」には、同内容の史料「御問条御答書写」があり、その奥書にはつぎのようにある。

右此書ヲ以、宝永七年、為御上使小田切・永井・土屋之三氏御巡国之砌、為御問条書市来早左衛門殿・吉井伊兵衛殿江被仰付、先年之御問条に吟味之上被相調候由にて、当早左衛門殿所持故、或人態々為遷（膳カ）写を以、幸為（当

カ) 月得乞求雖令書写、本書疑數、文意不明、以似写也、尚以実記重願約之事

やや文意が取りにくい奥書である。後半で内容について疑わしい点、文意不明な点があり、実記で校合が必要であると指摘していると読み取れるが、前半の史料の成立については、「宝永七年」の部分を除くと「金山万留 乾」の奥書と同内容である。

この宝永巡見使Ⅱ上使派遣の年を宝永六年としたり七年としたりする混乱は、派遣命令と巡見使の来薩時の時間のずれによっているのではなからうか。

宝永の巡見使は、宝永六年十月廿七日に命ぜられており（『徳川実紀』第七篇）、奥書にある通り使番小田切直広・小姓組土屋喬直・書院番永井白弘が二筑・二肥・薩摩・大隅・日向・杵岐・対馬・五島へ上使として派遣された。巡見使は同七年三月廿三日に江戸を発ち、四月中旬若松着、九月初頭若松から大坂へ出船しており、九州内の巡見に要した日数は一七〇日余、約半年をかけた巡見であった（小宮木代良「幕藩体制と巡見使」『九州史学』七七）。

「歴代制度」・「列朝制度」にも巡見使派遣年についての混乱がみられるが、ここでは敢えて統一することをせずに、記載通りの年を記すことにしたことを断っておく。

さて、「歴代制度」五四四号文書の十四条を部分引用すると、つぎの通りである。

一元禄十一寅年金銀銅山為堀候様被仰渡候（略）右ノ玉金寅ノ年以来ハ於江戸後藤方へ引替候、金高ハ時々近江守様

へ御届申上来候（略）

「金山万留」にこの部分を参照すると、つぎの通りである。

一元禄十一寅年金銀銅山為堀候様被仰渡候（略）右之玉金寅年以来は於江戸後藤方江遣引替申候、申年よりは近江守

様江御断申上京都ニ而引替申候、何れ茂引替候金高は時々近江守様江御届申上来候（略）

「列朝制度」したがって『藩法集』でもそのまま見逃していた脱字を、「金山万留」により補うことができたのであるが、次項でも述べるように、さらに「列朝制度」・「歴代制度」編纂上の問題点も浮かび上がってくる。

五四四号文書の最後の簡条である十八条以後は、つぎの通りである。

一山ヶ野金山へ山横目トシテ老人差遣候、四ヶ月代合被仰付候旨被仰渡

明和元年 申七月五日

十八条は「金山万留」に引き続き記され、一連の文書であるかのようにであるが、本来は別個の文書の簡条である。また、「金山万留」が宝永六年であることから、最後に記される年紀は十八条に関わるものであると考えてよからう。

「歴代制度」に見られるこのような編纂上の不備は、この文書だけに見られる不備ではなく「歴代制度」全体を貫くものであり、「歴代制度」・「列朝制度」の元本である亡失した原書編纂の問題点として重要である（以下、「列朝制度」・「歴代制度」の元となった書を指す時は、便宜上「原書」と記す）。

Ⅱ先に『藩法集』解題要約に見た通り、「原書」は現存せず、その「原書」も完成したものではなく、編纂途中において挫折したとされるが、構成・内容は「列朝制度」・「歴代制度」の通りと考えてよい。

「原書」の編成は、幕府法令集である「御触書集成」に倣った項目別編年形式である。項目編成は薩摩藩の地理的・歴史的独自性を踏まえたものであるが、一見すれば分かるように、項目内の編年はなされていない。おそらく、項目内は収集した順に文書を書写し、編年は次の仕事となっていたのであろう。そのため、出典の吟味も不十分であり、書写の統一性も欠くことになった。

「原書」が未完成であったことは右によっても知られるが、そのため、写本が作られたそれぞれの所で校訂が加えら

れた。「歴代制度」巻之二の冒頭にも「元七拾巻、巻中年間錯雜、順次取分ケ、或重複削除等訂正、或ハ每巻目錄を記し、或ハ人名説明其他校正すべき廉渺からず」とあり、校正などにより完全を期す努力の必要性が記される。

以下、(1)「原書」の編纂事情、(2)編纂時期と編纂者、(3)「原書」の持つ問題点、等について述べる。

(1)「原書」の編纂事情

「原書」は何のために編纂されたのであろうか。

諸藩において法令集が編纂される理由として、①将来の立法の参考とするため過去の法令を整理、②藩政の規範・諸決定の参考とするため法令・法例の整備、③藩政改革やその挫折による法令・法例の見直しや旧法への復帰のための法令整備、などがあることが指摘されている(『藩法集』1・3・9の解題)。

それでは、「原書」の編纂は、右に見た理由が当てはまるのであろうか。

結論を先に言えば、①③の理由すべてが当てはまるのみならず、「原書」の構成から考えると、別の理由もあったと思われる。

すなわち、武家諸法度を初め、酒造米・斛・秤・貨幣の規定および江戸町定などに至る公儀法度を含むのは当然であるが、「代々仰出」等の歴代藩主の諸法令・教令、諸定、制度、先例、行事・儀礼などを網羅していることにより①・②に当てはまることは明らかである。ただ、③を理由とすることについては少々説明の要があろう。

「原書」所収文書下限の年次に直近の薩摩藩政の転換は、天明七年襲封、文化六年隠居する斉宣の藩治をめぐるものである。斉宣は財政逼迫を改善するため、樺山久言・秩父季保を家老に任じて藩政改革に乗り出すが、その施策は前藩主重豪の意に逆らうことが多く、ついに重豪は文化五年、樺山・秩父を初め百十数人を切腹し叱りに処し(近思録崩れ・文化朋党事件)、翌年六月には斉宣を隠居させた。これにより、樺山・秩父の改革施策も旧に復された上、樺山・秩父

勤役中の諸書付等は焼き捨て、あるいはその名前を削除された(『鹿兒島県史』巻二)。

高崎・秩父の藩政改革の実態は湮滅され、記録上にも留めることを許されなかったのである。このような大変動の後で、人心をまとめ、藩主島津への求心力を強めるためには、誰もが納得する先祖の威徳に頼る必要があった。残念ながら、原口氏の指摘を明証する文書は現在まで目にしていないが、先の7の①の指摘通りならば、後世、薩摩藩で絶対視され、絶大の人氣のある忠良(日新)・貴久・義弘三人による一連の偽書を正書として認定することの意味は大きい。この文書を「御光訓」の冒頭に置き、さらに「諫議」・「いろは歌」を掲げて忠良の思想を強調し、ついで義弘・家久・綱貴の教訓の書状により藩治の根元の所在を改めて示した。編纂の年次からして「原書」編纂の、唯一ではないにしても、重要な理由の一つとすることができるのではなからうか。

「御光訓」に、日新義弘までの名君勇将ぶりを讃え教訓している綱貴の書状があり、後の項には採録されるが、士庶支配の基本を示した文書(九一)があるにもかかわらず、豊臣秀吉に降伏した義久の文書がないことは、藩治に負の面を持つ斉宣「仰出」の取り扱いの不自然さと共通する。すなわち、「御代々仰出」に採録された「仰出」の数は、光久代の一七が最も多く、次いで斉宣代の一である。しかし、採録されている斉宣代の「仰出」は、天明七年から寛政四年までの分であり、重豪による藩政助助が行われた時期の「仰出」に限定され、「仰出」の内容も重豪期と殆ど同じである。重豪の介助を受けず、斉宣が独自の道を歩き始めた以降の「仰出」は皆無であることは注目されるのであり、採録された「仰出」の数においては歴代藩主中二位と斉宣期の藩治を評価している観を装いながら、実質においてゼロの「仰出」数であり、斉宣期を評価しないようになっていいる。藩法編纂理由③が「歴代制度」にもあると考える所以である。

編纂の契機には①③の理由があったが、「原書」はそれを越える内容であった。

「原書」は五百数十項目におよぶ小項目から成っており、i 地誌関係項目を含む、ii 案文・例文の記載、iii 編者注や考察がある、ことにより単なる法令集とは趣を異にする。

i 領国高・物成・里数・浦数・寺院数・諸番所・牧数・湊数・人口・船数・橋数・産物・物価・賃金等々の領内状況を把握する各種のデータ、新築地の項に見る由来・略史が記される。前者は巡見使への答書や「要用集」を引書とする場合が多く、「要用集」と同一性格を含んでいることは既に指摘される通りである。後者は「落穂集」・「大概記」を引書とし、諸役の説明をする。

ii 「諸願書案文」の項には、御目見・跡職・別立成・嫡子成・隠居成・御番入・薙髮惣髮成・高上り・養子成・前髪取・継目の御礼・家内入・島人嫡子成・縁組等の願書の案文と「御目見被仰付候付、御問條案文」を含む。

御目見の願書では、「口上覚」・「近所証文」・「小与頭次書」を調べ六与触役所進達掛へ差し出すことを指示し（「歴代制度」巻之四十五）、また、親が在旅で不在の時は、親類より差し出す願書案文も準備されているという周到さである。さらに願書提出についての注意もある。例えば、養子成が養家の親類より願い出される場合、通常の病死の例文に続いて変死・乱心の場合にその様子を詳しく書くことが注意される。この外にも種々の願書・届出の書式を載せており、マニュアル書としての性格が強かった。

iii 所収史料全体からすれば僅かであるが、文書の後に編者注や考察がある。巻之十の五三七号文書では、「寛政元年上使御答書」を引書にして山ヶ野金山・鹿籠金山の産金量を記すが、それに続き次のようにある。

按スルニ、当分山ヶ野出金沓ヶ月沓貫目位、年中拾貳貫目廻、鹿籠出金沓ヶ月五拾貫目位ノ由、玉金京都後藤方へ被差登、大底沓貫目ニ付代小判金貳百三拾兩ニ引替相成候、年分諸雜費差引銀ニ金三拾五六貫目位之御利潤ノ由候

谷山の錫山、鉄山、銀山・鉛山にも鉱山の現在の状況、又は該鉱山についての補足説明の注があり、また、「御関狩

御旧式之事」(「歴代制度」卷之三十八)・「四首頭」(「歴代制度」卷之三十九)にもそれぞれ考察が加えられている。

以上のように、「原書」は、斉宣の藩治方針からの変更、すなわち当時も絶対視されていた忠良に始まる治世思想の再確認、その路線への復帰を図り、それにより藩内の意思を糾合する意図が編纂の出発点にあったと思惟される。しかし、「原書」が作られる過程で、各役方実務遂行のハンドブック的性格を持つ「要用集」を参考にして項目を増加させ、さらに案文などを掲載するマニュアル書としての要素も加わったために、多岐にわたる項目を持つ独特の「法令集」、いわば文書によって書かれた百科事典的「法令集」となったと考えられる。

(2) 編纂時期と編纂者

「原書」の編纂時期および編纂者については明らかでない。編纂時期は、所収文書の下限は文化十一年と考える。原口氏が下限を文政元年とするのは、「藩法集」九二四にある出典の「文政元年上使御意書」^(答カマ)によっていると考えるが、文政元年には巡見使等の薩摩藩への派遣の記録は見いだせない。したがって、出典の年紀の誤記と考えられるからである。となると、数年であるが編纂の開始年を遡らせうるかもしれない。編纂の一応の終わり(実際は中断)期を探る手だては今はなく、原口氏が都城での書写の開始前に設定していることに従う。中断の理由は、藩の政治経済面での理由を想定できなくとも、それを示す史料は見出されず、今後の課題である。

編纂者を明示する史料ではないが、つぎの文書は注目される。

御本文承達仕、松崎休兵衛殿之御かり入之列朝制度御返申上、又候御かり入之儀申入候処、外残り候は、御船手之書迄ニ而候、右書拔之儀は、諸座へ罷出候人は誰人古帳見合何比ニ何様之仰渡有之段、頭書ニ而致拔書置、しらべ等之節目安ニ致置物ニ而、休兵衛殿書拔も、右通之仕立ニ而、日々御用見合相成候付、難差上、大頭之書拔、殊ニ御船手

之儀は、此御方ニ而、御見合等ニ相成儀も無之段、承達仕候、右ニ付中抑衆榎本新九郎殿よりも、御沙汰被下候様申上置候処、前文同断ニ而、何ぞ御見合等ニ相成儀無之、御聞達之由御座候、此段申上候、已上

十一月十六日

藤井源左衛門

この文書は、「都城本」の目録部分に記されている。この文書の外に、松崎休兵衛より借用した「列朝制度」は書写が済んだので返済し、未書写分を借り出し送ることを求め、合わせて書写の為に記録方増員の情報を伝える文書、「列朝制度」借用について川上太郎左衛門への催促状、留守居の藤井源左衛門から右に示した文書の返答があったことを、川上太郎左衛門が御役所へ伝える文書がある。

右の文書は「列朝制度」借用に対する藤井の返答である。すなわち、未書写分は御船手の文書だけであるが、これは日々の御用利用しているので貸し出せない旨を伝えている。

ここでは、松崎休兵衛より「列朝制度」を借り出していること、船手掛の松崎が古帳の書き抜きを作っており、これが「列朝制度」と関係していることが注目される。推測が許されるならば、「原書」は、その編纂専任の部署・人により作られたのではなく、諸座・各役方の役人が別勤により自ら勤務する座・役方の文書、書き抜きを持ち寄り編纂したものである。書写の体裁や出典の記載等の不統一の理由もここにあるのであろうか。

(3) 「原書」編纂上の問題点

i 文書の要約・体裁の変更

文政十一年に改編される「薩藩政要録」(以下、「政要録」)は基本的にはデータ集である。しかし、「諸士跡目并隠居家督嫡子成養子之儀被定置候事」は、項目に関する実務に必要な文書のみで編年するという特徴を持ち、「歴代制度」巻之四十五の「養子成御格式」および「跡職継目・隠居・家督・別立」とは一致する文書も多い。両者の成立年次も近

いことから、両者を比較することにより「原書」にあった問題点も明らかになる。

一つは、採録文書の初出年の問題である。「政要録」では、寛文八年七月廿四日付諸士死亡後の家督手続きを規定した「仰出」を最初に置き、延宝五年四月、跡目のない諸士は親が存生の内に願い出なければ見合いを以て仰せ付けるとの原則と、親急死の場合の例外、および外城養子の規定、正徳二年、嫡子死去に伴う二男嫡子成についての出願手続きが続いている。「歴代制度」は正徳三年九月の外城養子を規定する文書が初見である。「政要録」に採録されているのであるから採録が難しいはずはなく、また採録する価値のない文書でもない。他の項目でも、特別な項目を除くと、多くの項目では正徳・享保の文化期、更に言えば、重豪治世以降、すなわち宝暦以降の文書が中心となっている。このような所収文書の偏りは、元禄九年四月の記録所の焼失が影響するののか、又は他の理由によるか検討する必要がある。

二つは、「原書」に採録されている文書は原文書そのままではなく、要約され、時には文書原形を留めないものもあることである。

一例として、「歴代制度」と「政要録」所載の同一文書を次に示す。

一 御城下土末子之内、座付土養子ニ被仰付致違変候者ハ、向後御城下土帰参不被仰付、何方附土何某先養子と可被仰付旨被仰渡

明和二年酉十月（「歴代制度」巻之四十五）

一 御城下土末子之内より依願、座附土養子被仰付候者ハ格式相下候付、養子難遂取有之致違変候者ハ、向後御城下土帰参不被仰付候、本家之家内ニ被入置、本何方座附土何某先養子と帳面等記置、以後座附土同前之御奉公仕候儀、又ハ座附土養子願出候儀ハ勝手次第可有之候、

右之通被仰付候条、此旨組中并支配有之面々江可申渡候、明和二酉十月被仰渡候事

要約の文書では、一度座附士養子となれば格式を下げる、と言う明文部分がなくなり、取り扱いについての説明も隠されることになる。

内容の変更ではないが、文書の原形を留めない引用の例を挙げる。

金銀銭銅の項には、新井白石著『折りたく柴の木』からの引用が次のようにある。

一宝永三年七月、かさねて又銀貨を改造られしかど、なを歳用ニたらざれば、去年の春、対馬守重富がはからひにて、当十大銭を鑄出さる事も申行ひ給ひき

一宝永七年丑正月十七日に、大銭を廃せらるゝのよし仰出さる

以上（『歴代制度』卷之五十八）

この部分を『折りたく柴の木』（岩波文庫）に見ると、一〇〇ページに「宝永三年七月、かさねて又、銀貨を改造られしかど、なほ歳用にたらざれば、去年の春、対馬守重富がはからひにて、当十大銭を鑄出さるゝ事をも申行ひ給ひき」とあり、九三ページに「十七日に、大銭を廃せらるゝの由仰出さる」とある。丑年は宝永六年であるという単純な間違もあるが、『折りたく柴の木』の別の部分の記述を一つ書きにし、原文にない年紀を書き加え、連続した一文書であるかのように体裁を整えている。

この一つ書きの体裁は文書標題の「寛」・「掟」・「口上寛」や文書の宛を示す「御船奉行へ」・「代々小番へ」等までおよび、すべて「一〇〇」の形式であるが、『令條記』など公儀法令の書写は原文通りであり、不統一である。これが書写基準がなかったことによるのか、多人数の書写のための不徹底であるのかは分からない。

ii 文書の選択について問題点

「原書」には、引用文書の出典が記されなかったり、記されたとしても「旧記之内」などと漠然とした記し方のため

元文書を確認できないと言う不備もあるが、さらに文書選択基準の曖昧さ、という観点から編纂上の問題を例示する。

①先ず「毎朔之御条書」の場合について見る。これに関連した文書は「御法度毎々御座候、其御書出シテ毎朔読セラレ各承候而尤奉存候、公儀御法度ノ条々皆々失念候而は越度ニ可罷成事可有之候間、度々仰出サレ候御法度ノ条々月毎ニ読セ候而評定衆心ニ乗候テ罷居候之様仰付ラレ可然奉存候事」（『西藩野史』巻之十七）と、寛永十六年、家老伊勢貞昌より藩主光久へ上書した中にあるのを初見とする。この上書を、光久は「フカク其言ヲ納レアツク是ヲ賞」したとある。この記述通りとすれば、光久期には「毎朔之御条書」の原形ができたとも考えられるが、今は見出せない。しかし、宝永三年には、既に確定した箇条による「毎朔之御条書」（『旧記雑録 追録二』二二五二）ができていたが、「原書」には、「右之通、從御先代被仰出候、至当代弥不致忘却、堅固可相守之者也」の部分が追加された宝暦五年八月十五日付の「毎朔之御条書」を採録する。同一文書であれば、最も古いものを採録するのが当然である。なお、「毎朔之御条書」の項に含まれる七・八・九の文書は、直接この項に関係する文書ではない。

②義久・斉興までの多くの「仰出」を「雑録」に見ることができ、その一部が「原書」に採録されているのであるが、その取捨基準は定まっていなかったのではなからうか。

史料番号一〇〇は、慶長三年十一月八日付の義弘・家久宛近衛前久書状であり、朝鮮における手柄などを褒め称え、「自今以後太閤逝去候へハ不入陳勞ニ候ノ条、以此勢早々御帰朝肝要候」と伝えている。しかし、秀吉の死去は伏せられていたが、既に撤兵令が出された後の書状である。所載の項・差出人を含め異質の採録であると言えよう。

採録されなかった文書にも重要なものが多々ある。例えば、出水郡の再宛行令に基づく最初の支配法令（『旧記雑録 後編三』六五八）、元和五年の上地令（史料番号一〇四）の前提ともかわる支出増加に対し、家久の出した元和三年「家中衆へ可申聞条々」（『旧記雑録 後編四』一四二四）は省かれている。また、慶長十三年「琉球渡海之軍衆御法

度之条々」を初めとする琉球出兵・支配関係文書は悉く採録されていない。

右の例示に見るように、所載文書選択にブレがあることは確かである。もし編纂が中断せず継続されていたならば、所載文書取捨の吟味がなされたと考えられる。

以上述べてきたような問題を「歴代制度」も持っているが、薩摩藩政に関するあらゆる面を網羅し、「雑録」に洩れた文書をも多く採録する史料集は他にない。薩摩藩研究者が最初に手にする基本史料集となることは確かである。

(安 藤 保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「島津家歴代制度」七十一巻本（目録・巻之一〜七十）を底本とし、そのうち「目録」および「巻之一〜十四」を『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一』として刊行するものである。

一本書の目次は、「歴代制度目録」および各巻頭目録をもとに、巻・項目の索引として作成した。

一文書の掲載順は、原則として底本に従った。

各文書の文首には通し番号を付し、関連する複数の文書から構成されたものについては、小番号を付して分けて収めた。

一「歴代制度目録」は、各巻頭の目録および本文とは、見出しの配列順に異同があるが、本書ではそのまま掲載した。なお「歴代制度目録」本文中の見出しの欠失については各巻頭および本文からの補てんの旨を明記し、語句の誤りについては適宜訂正を行った。

一「歴代制度巻之三」収載文書は、「歴代制度巻之二」もしくは「歴代制度巻之四」と内容が重複するため、本書巻之三では本文を省略した。

一収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。校合史料と異なる箇所は傍線もしくはくで示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称および略記号は以下の通りである。

略記号

(異本) ⑥①「歴代制度」六十一巻本(東京大学史料編纂所蔵) 目録・巻一(六十)

(諸写本) ⑦ 都城島津家本「列朝制度」(島津久厚氏所蔵)

県立図書館本「列朝制度」(鹿児島県立図書館所蔵)

(原本史料) 旧記雑録(旧記雑録・新編島津氏世録正統系図)ともに東京大学史料編纂所蔵)

「御問條御答書写」(都城島津久厚氏所蔵)

「差杉来由私考」(東京大学史料編纂所蔵)

「金山萬留」乾坤(東京大学史料編纂所蔵)

(刊本史料) 旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一(二))

旧記雑録後編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一(六))

旧記雑録追録(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一(八))

徳川実紀(国史大系『徳川實紀』)

徳川禁令考(創文社『徳川禁令考』前集・後集)

令条記(近世法制史料叢書?『御當家令條』)

御触書寛保集成(『御觸書寛保集成』)

御触書宝曆集成(『御觸書寶曆集成』)

御触書天明集成(『御觸書天明集成』)

御触書天保集成（『御觸書天保集成』上・下）

「首里王府仕置 御教条」（『沖繩県史料 前近代1』）

一刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

イ 「歴代制度」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別し、文意の通じない

箇所や文字は、（ママ）・（〇〇カ）などとした。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、（朱書）と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 付箋・貼紙は、右肩に（付箋）などと注を付し「」で囲んだ。

ケ 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み（摩滅）・（破損）と傍注を付した。

コ 「薩摩藩法令史料集一」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

例 一巻末に、収載順に文書・記事等の目録を掲げた。巻末目録に示した文書・記事などの題名は、当初よりあった原

題は原則としてそのまま採ったが、ないものはそれぞれの種類や内容をふまえて題名を付けた。なお、参考として校訂に使用した刊本などの出典を示した。

鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集一 目次

歴代制度目録……………一

歴代制度卷之一（一〜九〇号）……………二五

武家法度（一〜二号）……………二五

公家法度（三〜四号）……………二八

毎朔御条書（五〜一〇号）……………三一

御光訓（一一〜一六号）……………三五

国禁（一七〜四〇号）……………四五

公義法度（四一〜七九号）……………五四

同宗門御太禁（八〇〜九〇号）……………六九

歴代制度卷之二（九一〜一二九号）……………

【御代々仰出】

義久公（九一〜九四号）……………七五

義弘公（九五〜一〇三号）……………七九

家久公 (一〇四〜一一二号)	八八
光久公 (一一三〜一二九号)	一〇二

歴代制度卷之三 (一三〇〜一九七号)

【御代々御袖判】

義久公御代 (一三〇〜一三三号)	一一六
義弘公御代 (一三四〜一四一号)	一一六
家久公御代 (一四二〜一四九号)	一一六
光久公御代 (一五〇〜一六六号)	一一六
綱貴公御代 (一六七〜一七一号)	一一七
吉貴公御代 (一七二〜一七三号)	一一七
継豊公御代 (一七四〜一七七号)	一一七
宗信公御代 (一七八〜一八〇号)	一一八
重年公御代 (一八一〜一八二号)	一一九
重豪公御代 (一八三号)	一一九
御組帳序書 (一八四〜一九七号)	一一九

歴代制度卷之四（一九八〜二三八号）

【御代々仰出】

綱貴公（一九八〜二〇三号）	一三〇
吉貴公（二〇四〜二〇七号）	一三五
継豊公（二〇八〜二一五号）	一四〇
宗信公（二一六号）	一四四
重年公（二一七〜二一八号）	一四五
重豪公（二一九〜二二四号）	一四五
齊宣公（二二五〜二三五号）	一四八
齊興公（二三六〜二三八号）	一五六

歴代制度卷之五（二三九〜二七〇号）

農政（二三九〜二五〇号）	一五八
御料所同（二五一〜二六九号）	一七五
農業（二七〇号）	一九二

歴代制度卷之六（二七一〜三三〇号）

御蔵入高（二七一〜二八五号）	二〇八
----------------	-----

御附高 (二八六号)	二一五
物成定 (二八七〜三〇七号)	二一五
狩夫銀 (三〇八〜三一三号)	二一九
出米 (三一四〜三二五号)	二三三
三合米 (三二六〜三三〇号)	二三九

歴代制度卷之七 (三三一〜三八四号)

里数 (三三一〜三三三号)	二四五
浦数 (三三四号)	二四八
荘院 (三三五号)	二五〇
寺数 (三三六号)	二五一
他国末寺 (三三七号)	二五一
御城地 (三三八〜三三九号)	二五二
諸御番所 (三四〇〜三四七号)	二五四
牧数 (三四八〜三五〇号)	二五七
港数 (三五一〜三五三号)	二五九
外城 (三五四〜三五七号)	二六二
島数 (三五八〜三六三号)	二六三

人体(三六四〜三六五号) 二六六

船数(三六六〜三七五号) 二七〇

橋数(三七六号) 二七三

私領(三七七〜三八三号) 二七四

新築地(三八四号) 二七六

歴代制度卷之八(三八五〜四三二号)

田疇(三八五〜三九三号) 二七八

酒造米(三九四号) 二八三

高役金(三九五〜三九八号) 二八四

諸枡(三九九〜四〇二号) 二八七

諸秤(四〇三〜四〇七号) 二八九

諸尺(四〇八〜四〇九号) 二九二

升目定(四一〇〜四二〇号) 二九三

俵作上戸寸尺(四二一号) 二九八

起先(四二二〜四二七号) 二九九

打米(四二八〜四三〇号) 三〇四

酒醬類規(四三一号) 三〇五

歴代制度卷之九(四三二〜四八五号)

産物(四三二〜四四〇号) 三〇八

米(四四一〜四六〇号) 三一六

御前米(四六一〜四六三号) 三二六

大豆(四六四号) 三二七

菜種子(四六五〜四八五号) 三二八

歴代制度卷之十(四八六〜五五四号)

山方(四八六〜五一四号) 三四四

差杉(五一五〜五一七号) 三五九

金山(五一八〜五四五号) 三六一

牛馬(五四六〜五五三号) 三七九

御小荷駄(五五四号) 三八二

歴代制度卷之十一(五五五〜六一四号)

唐物掛(五五五〜五九二号) 三八三

煎海鼠・炮(五九三〜六〇二号) 四〇三

諸菜種(六〇三〜六一二号) 四一一

御薬園(六一三〜六一四号) 四一五

歴代制度卷之十二(六一五〜六九二号)

諸郷(六一五〜六四四号) 四一八

狩獵(六四五〜六四九号) 四二八

御鷹場(六五〇〜六六〇号) 四二九

鉄砲方限(六六一〜六六六号) 四三二

鉄砲役(六六七〜六七四号) 四三三

夫仕(六七五〜六八七号) 四三七

移者・揚者(六八八〜六九二号) 四四四

歴代制度卷之十三(六九三〜八〇〇号)

年季者(六九三〜七一五号) 四四六

同願書案文(七一六〜七一九号) 四五四

外抱者(七二〇〜七二三号) 四五六

御買入人足(七二四〜七三一号) 四五七

三町定(七三二〜七四九号) 四六五

江戸町定(七五〇〜七六五号) 四七二

市立 (七六六〜七六八号)	四八四
諸職屋 (七六九〜七七八号)	四八五
質屋 (七七九〜七八四号)	四八九
魚屋 (七八五〜七八七号)	四九三
諸細工人 (七八八〜七九四号)	四九五
諸向人足 (七九五〜八〇〇号)	五〇四

歴代制度卷之十四 (八〇一〜八二六号)

琉球由来 (八〇一〜八〇二号)	五〇八
琉球国 (八〇三〜八一四号)	五〇九
琉球教条 (八一五号)	五一八
琉球法度 (八一六〜八二六号)	五二六

文書目録	五三三
------	-----

島津家歴代制度（目録）

島津家歴代制度（目録）

共七十一冊

卷之三

義弘公

家久公

光久公

御代々御袖判

義久公御代

繼豊公御代

義弘公御代

（巻頭目録より補）
家久公御代

宗信公御代

光久公御代

重年公御代

綱貴公御代

重豪公御代

吉貴公御代

御組帳序書

卷之四

（本文より補）
御代々仰出

目録

卷之一

武家法度

公家法度

毎朔御条書

御光訓

国禁

公義法度

同宗門御太禁

卷之二

御代々仰出

義久公

綱貴公

吉貴公

繼豊公

宗信公

重年公

重豪公

齊宣公

齊興公

卷之五

農政

農業

御料所同

卷之六

御蔵入高

御附高

物成定

狩夫銀

出米

三合米

卷之七

里数

浦数

莊院

御城地

諸御番所

牧数

港数

外城

島数

人体

船数

橋数

寺数

他国末寺

私領

新築地

島津家歴代制度（目録）

卷之八

罌粉

酒造米

高役金

諸枿

諸秤

諸尺

升目定

俵作上戸寸尺

起先

打米

酒醬類規

卷之九

産物

米

御前米

大豆

菜種子

卷之十

山方

差杉

金山

牛馬

御小荷駄

卷之十一

唐物掛

煎海鼠鮑

諸菓種

御菓園

卷之十二

諸郷

狩猟

御鷹場

鉄砲方限

鉄砲役

夫仕

移者揚者

卷之十三

年季者

同願書案文

外抱者

御買入人足

三町定

江戸町定

市立

諸職屋

質屋

魚屋

諸細工人

諸向人足

卷之十四

琉球由来

琉球教条

琉球国

琉球法度

卷之十五

道之島

大島

卷之十六

御儉約

御銀割

(本文より補)
御借金

御参勤料

用心銀

卷之十七

諸向総

諸御礼銀

取込拝借

負銀

御買物

御払物

金蔵元

島津家歴代制度（目録）

- 金蔵払
余勢銀
卷之十八
運賃
商物運賃
川米
卷之十九
御賄料
他国人数定
（本文より補）
御役々他国人数定
御国旅人数定
卷之二十
苦勞米
諸島賦附島人
江戸中急
式日御使
道中駕籠
輕尻
- （本文より補）
人馬御賦
上乘賦
御船手物定
卷之廿一
御附届
船法度
浦寄物
他所船中
浦賀印鑑
同御番所
大坂御番所
同川内定
卷之廿二
進貢接貢
卷之廿三
寺社家格式
僧官成
寺家法度

寺社家

靈符祭

卷之廿四

御安置

御逝去

御靈屋

御尊体御下

(巻頭目錄より補)
御入寺

御葬送

卷之廿五

御国忌

御精進日

御法事

御法会

卷之廿六

御恐悦

公边御使者

御祝規

御願御届

御雁拝領

御肴拝領

御馬拝領

伊勢家御礼

御登城御断

公边御勤向

卷之廿七

御内書式

御奉書式

御連署式

女文式

目錄式

御招請

入御

卷之廿八

御家督

御讓物

島津家歴代制度（目録）

御初入部	御家中格式
御婚姻	小十人組
御入輿	御一門
御名称	郷土
様文字	家名方
御名順	与力
御機嫌伺	一所持同格
御献上物	足輕
御進覽物	寄合同並
御拝領物	諸家役々
卷之廿九	無格
御元服	諸家中
諸人元服	小番付御馬廻
家筋連名	新番
御姓氏	御小姓与大番
諸家姓氏	卷之三十一
名遠慮	苗字帯刀
卷之三十	陰陽巫祝

医家

能役者

七島郡司

百姓

門屋敷

御船手附

金山町人

浦浜町

苗代川人

(本文より補)
寺門前者

綱差

地神盲僧平家座頭

慶賀穢多行脚者

卷之三十二

服忌令

御願文

法事葬式

墓石制

料理定

諸節旬品定

礼物定

祝物定

家作定

卷之三十三

衣服定

諸御印

御官服

御乗物

御式服

(本文より補)
式服

公義式服

御紋

卷之三十四

江戸詰人数

御在府御届

御途中御式

御參勤御礼

御着城

御光越

御光儀

御宮参

御通筋

御首途

御発駕

卷之三十五

供定

御家老以下諸役人自他国旅先御定

卷之三十六

年中御式

公義年中御式

魔府年中行事

御用日

御寄合日

年頭御規式

八朔御規式

諸節句御規式

卷之三十七

御礼事

謁振

（本文より補）
御酒其外頂戴并進上之事

登殿口

御城内御飾

御座御飾

御城内御殿廻

諸所御門

下馬下乗

乘輿御免

江戸駕籠

御免御用屋敷

杖御免

三都御屋敷

卷之三十八

御直参御代参

稻荷流鏑馬

(本文より補)

五社御参詣

諏訪社頭殿

福昌寺茅負

吉野御関狩

吉野御馬追

卷之三十九

犬追物

御膳進上

土踊町踊

御料理頂戴

(本文より補)

御料理頂戴並御盃同

(巻頭目録より補)

御祝御能

椀飯御飾

嘉祥玄豕

四首頭

御吉書御式

卷之四十

奥表出入

造士館

演武館

宗門改

公儀御尋者付囑託

御国元上使

上御屋敷上使

公義廻浦

他国使者

卷之四十一

諸願向

申渡席

卷之四十二

御礼廻

永御暇

御届向

披露事

島津家歴代制度（目録）

- 縁与
- 他所御暇
- 訴訟向
- 他国居住
- 角入
- 御暇事
- 卷之四十三
- 認振
- 御書向
- 書礼向
- 式対
- 送迎
- 卷之四十四
- 屋敷定
- 借地屋敷
- 高持御格式
- 切明屋敷
- 卷之四十五
- 養子成
- 跡職継目
- 与帳前書
- 諸願書案
- 卷之四十六
- 小普請
- 誓詞
- 星合
- 選挙
- 骨折
- 功課
- 明細書
- 御褒美
- 賑恤
- 御差扣
- 差扣
- 卷之四十七
- 進上物

拝領物

御機嫌伺

御祝儀方振合

卷之四十八

御親類様

御両敬

他所御由緒寺院

京都道正庵並桂女由緒

佐土原

英彦山

江戸御立入

大坂御銀師御出入

大坂中仕

卷之四十九

守護職

諸御役場心得

卷之五十

諸御役

自御城代至御側役

卷之五十一

諸御役

自江戸御留主居至物奉行見習

卷之五十二

諸御役

自御馬預見習至御広屋敷番

遠方勤番及表御番

地頭職

芸術

卷之五十三

御分国総高

給地高

諸郷高

抱地永作

卷之五十四

田制

新田

- 經界
- 高究
- 卷之五十五
- 御軍令
- 異国船御手当
- （本文より補）
- 諸郷異国船御手当
- 御判紙
- 宿次
- 卷之五十六
- 天時
- 改元
- 地理
- 卷之五十七
- 御供立
- 御行列
- 御部屋同
- 卷之五十八
- 金銀錢銅
- 文銀古銀割増
- 為替
- 貸借
- 諸式直定
- 万口錢定
- 錢相場
- 布帛之定
- 諸物相場
- 卷之五十九
- 將軍宣下
- 御家御官位
- 官位御礼物
- 公辺御礼席並御礼事
- 卷之六十
- 諸浦御奉公並万上納物定
- 半浦
- 半浦並兩役兼帯之浦々
- 浦人体並船数

浦作職高

以下市采廣貫補欠

卷之六十一

宗門改

卷之六十二

御家政向ニ付覚書

百姓町人等諸士へ対シ敬礼ノ儀達

島津外記跡目

北郷跡目

外国船

北郷家へ達ノ条書

卷之六十三

御留主中御暇定

諸地頭並一所持ノ人エ達

諸地頭諸支配頭へ達

組帳改ニ付達

衣服十文字紋ノ儀達

士以下ノ者無礼ノ取扱

旅人病氣ノ者取扱

地頭職務上儀達

支配中ノ儀ニ付可申出事云々与頭地頭へ達

死罪ヲ受タル士ノ子孫

狂者快癒出願

米価沸騰

出火ノ義ニ付達

他国ノ使節並飛脚至宿ノ義云々

旅人御領内通行ニ付諸所申付様ノ件

他国ノ牛馬御領内ニテ病起リタル者取扱

他国へ不出品

組中士無役面々へ達

江戸往来ノ者宿札ノ義達

継目養子願云々

家督相継等ノ祝云々

道中致往還者ノ儀ニ付達

変死取扱ノ件

出火云々ノ件

忌服ノ義達

樂書ノ義云々達

卷之六十四

御廻文留臨時難見出云々ノ件

知行高ニ応シ軍賦ノ儀達

御留守中出火等ノ義ニ付命令

掟

他国へ不出物

天罰靈社起請文

乘馬衆へ被命条書

陸御供衆御法度条書

郡所規帳抜書

風構用納物

諸寺ノ住僧隠居ノ地所云々達

高千石以上並ニ以下ノ土石堂尺寸定ノ件

諸士召仕ノ丁婢永代買置ノ儀停止

町浜ノ者男女共ニ年季奉公ノ件

外城横目可致覚悟条書

新ニ寺社建設禁制

溝川除並田地水損等ノ儀云々達

他国へ不出品々

天罰靈社起請文前書ノ事

法事調

生子云々ノ達

他国人止宿ノ儀達

諸士掛銀ノ義ニ付達

上方道中往還ノ面々荷物貫目ノ件

寺領閉門逼塞遠慮等ノ件

馬筋ノベ御停止ノ件

諸士掛屋敷ノ儀御禁止ノ件

諸百姓寺社家町浜ノ者男女共年季奉公

人宿又ハ牛馬類等死体捨方ノ義ニ付達

七夕ハ朔晒着用御免

御関狩ノ儀ニ付御達

出火ノ節着致ス革羽織等ノ儀云々ノ達

御領國中ノ女路次行ノ節綿帽子カツキ等ノ儀達

途中遺失品届

出家山伏社人神子ノ調

学文弓馬ノ道可研究ノ件

寺院修補ノ件

足輕被召仕ノ件

出火届

御儉約ノ儀達

江戸高輪御邸類焼ニ付女中方へ達

馬附荷分量ノ件

橋本権之介犬ヲ殺シテ死罪ニ被処

他国人取扱ノ件

合葉売買ノ件

道路修繕ノ件

変死届ノ件

組合中掟

御供上下道具印等件

御救訴訟ノ件

兵庫殿外三殿書付等ニ殿ノ字用ヒ方件

主人ノ傍輩ノ名ハ殿ノ字ヲ可用云々

死罪ニ被処シ者ノ子孫云々

出家成願

御紋ニ似タル紋ヲ用ユヘカラサルノ件

僧侶道学心掛云々ノ達

御袖判条々

鹿兒島札辻ヨリ高岡筋等へ道程標ヲ被立

組頭番頭等勤方云々

諸節句衣服定

卷之六十五

高万石成云々

諸士結婚ノ件

馬牽共途中通行云々ノ件

狂者取扱ノ件

南泉院御宮ト被唱

諸外城へ差越居奉公人発病等云々ノ件

諸人召仕ノ男女抱方云々

別立屋敷

御関狩

寺入遠慮等云々

近国ヨリ飛脚帰国云々ノ件

寺社奉行へ申渡云々

客屋預御春屋役等ノ唱

寺入並閉門等赦免云々

江戸大廻船積荷

質屋品武器類云々

質屋使ノ者云々

御咎目蒙リ居タル者ノ子共継目願云々

諸座付ノ者云々

諸士別立云々

御当地並於江戸諸人ヨリ訴訟

月番当番ノ件

御直元服

服忌ノ儀云々

出火火消等云々

弑逆ノ者刑罰ノ件

唐物技商

砲発ノ件

川内ノ文字定ノ件

諸外城へ御光越御供ノ面々賄

継目家督並養子嫡子成ノ件

家来下人怠慢等云々

宿次ヲ以テ諸所差通御用

一葉代

家差囃唱ノ件

精進日ニ申渡事並申渡サ、ル事

七月盆祭諸寺献灯

御使者並輕便飛脚等宿所取締ノ件

依科他所ヨリ移者等ノ儀云々

御名代参途中互ノ礼儀云々

石塔ノ箔文字停止ノ件

元服継目家督等ノ事ニ付進上物ノ件

諸色直段下ノ件

中間草履取刀差

諸御役人大身ノ所へ至リ料理等ヲ受ヲ被禁

御太刀進上ノ件

島津兵庫殿外五名光儀ノ節内証へ頼云々

壱万石以上並寄合以上ノ面々年頭行列ノ件

大身小身等隠居願ノ義達

葵紋之儀云々達

出火変死等届ノ件

諸人石塔並葬式ノ義達

記請文

諸外城御高札掛様ノ件

喧嘩口論等云々

隠居ノ義云々

旅人病死ノ義云々

御勝手方其外諸所改唱

大御目附以上ノ御役人ト同名ノ者改名ノ件

外城へ諸奉公差廻之儀云々

諸士高求之件

諸座御用筋相認メタル書付文字云々

御番人ノ義云々

大身分ノ格ニテ一萬石以下ノ人高上リノ件

御代參ノ儀云々

諏訪ノ神号

諸大身下屋敷守之唱

外城家来等無調法御咎目

參勤交代道中旅込錢之儀云々

御領国廻行旅人帰国難計者云々

入道号之儀云々

外国船御手当之件

万石以上五千石以下迄馬代銀進上云々

外国船御手当ニ付御領内総人数相印云々

葉代定

万石以上乘輿御免

医師ノ儀療治見廻之件

太守様御病氣云々

カセ取打停止

庖瘡人食事之件

關東水損ニ付米穀廻遭

牛馬附荷之件

出火裝束之件

町中數不足錢通用ニ付云々

六部経納又ハ順礼行脚等之者取締云々

面体ヲ隠シタル頭巾云々

刀鞘塗等ノ儀云々

外城役々品物調ノ儀云々

夜行辻歌並追掛馬等御停止

葬式六道錢停止之件

並松浜松へ虫付シ云々

廻国者致病死タル者披露之件

諸所札ノ辻御高札ノ儀云々

御関狩並御馬追ニ付供夫ノ儀云々

養子家督違變之件

外城役々衆中共百姓へ未錢借付ノ義云々

諸人賄路之件

座々日數手形ノ件

借銀利子之件

拝借銀云々

人家来之者乘馬云々

旅人為商売諸外城へ差越ノ者之件

鹿皮上納之件

銀錢米穀借付利子之件

御家督ニ付達令

百姓年貢之件

宿次狀持定之件

諸人願事ニ付賄路之件

諸所入組詮議事ニ付云々

諸外城へ差越タル諸奉公人云々

六拾六部廻回者類罷通ルニ付取締向之件

御実名同唱之文字遠慮云々ノ令

御式日等服制

人家来主人乘馬云々

道中往来人馬先触之件

旅人振売市立云々

外城横目

神楽執行

寺院讓地之件

外城衆中養子云々

於途中御鷹ニ參逢タル節云々

住居不審ノ者取締云々

江戸御国許ヨリ御使披露云々

銀吹立之件

欠落者並無宿者取調云々

陰陽道兵道等ノ義ニ付達

灰吹銀ノ儀ニ付達

拝借取込有之者高直之儀云々

卷之六十六

霧島山新燃

新金鑄造

御用木盜伐

二本松地藏御再興

御各目蒙居シ者ノ子継目願云々

一所持諸地頭年首御礼

御側廻相勤タル者外城結婚停止

諸座ノ者等依功ハ被任士云々

一所持ヨリ寄合並迄御目録進上

御馬廻云々

御役人被下米云々

羅紗之合羽柄袋御禁示

除服御免

御參府御道途

行料米云々

於旅召置家来云々

隅州様御側御役名之件

島津將監へ御城代被命

座附士之名称

進上物之儀云々

砲発云々

御奉公ニ付田舎へ行者携銃コト被禁

諸座問合書面云々

御直元服云々

御当地士並外城衆遠流ノ者組帳之件

隅州公初テ御下向之件

先祖様御忌日云々

御位牌所参拝云々

於糸様 太守公御養女御願

進上物

養子之件

於久殿改名之件

葵紋之儀云々

上方辺路出火之節消火等云々

年頭御礼着座

大身家年頭供廻

吉宗豊重之四字名乗ニ用コトヲ被禁

御本丸溜ノ間之儀驚ノ間ト被改

同役同名改名云々

御家中大身小身共病身老体等云々

丸之内三ツ紋被停止

高役番所

境橋抱真橋ノ名称

芸能ニ被任タル士家格

医師唱へ之件

御近習役以上ノ役人へ遣書付並諸座幕紋ノ云々

於カク事殿ノ字改之達

於菟様御改名

潮見坂外三ヶ所字改之件

年頭並初テ御目見等之節御太刀進上之件

弓進上

寺院官成等ニ付進上物云々

諸御礼進上物之件

致喧嘩切腹届

結婚離縁

江戸詰御家老道中為持道具之件

竹姫君御安産

三道中急通行之件

御前へ差出書付ニ誰奥又ハ内妻ト唱云々

諸座諸書付宛之書式

大馬場ノ名字大場ニ被改

御勝手方其外諸所名称

大御目附以上ノ御役人ト同名ノ者改名スヘキノ達

御側御家老座表御家老座打込之件

御厩別当改称

若年寄加役

小普請被仰付置者子共云々

御家老座へ島津玄蕃殿出席

菊之紋可致遠慮旨達

目次御礼出頭致ス御役人他行御暇届

益之助様御中剃御名又三郎忠頭公ト被称

天井折之唱

御女性様ト書付唱ノ儀御改之件

御賦料之件

御礼所之次第

諸御役服制

周防守忠綱殿家中絶ニ付壮之助殿相続被命

諸御役人病氣届之件

諸人取替之目録

外城ヨリ鹿兒島士養子成之件

元服ニ付又三郎様へ品代銀上納之件

年頭八朔馬代献納

異国船御手当

聳養子成云々

島津玄蕃殿外両殿御間柄ヲ以テ格式替之件

万石以上乗輿御免之件

島津壮之助殿私領総名重富ト被名附

島津壮之助殿屋敷上築地鶴江崎ト唱

又三郎様松平御称号御拝領

尾州侯御息女房姫君御当家へ御結婚

築地御屋敷御門前ノ橋假橋ト唱

物頭ヨリ御目附へ遣書付衆ノ字可相付云々

永吉村ノ内徳姫様御野屋敷田面崎ト唱

御光儀願等料紙之件

御精進日御誓詞云々

三次郎殿事和泉家名跡相統之件

安之助殿小松之姓ヲ昌サル

縁組離縁願之件

依科名跡被召禿者云々

妾腹出生之直子札願

納殿役人其他御役々乗馬云々

於嘉久様御家作云々

山下御屋敷唱

御側御用人養子違変云々

手札紛失等云々

代番願之件

他郷在勤之者ノ子共角入前髪願云々

諸人御札願等ニ付書面料紙之件

諸士勤務ニ付無調法有之者云々

靈龍院様御位牌之件

尾州侯御息女嘉知姫君 太守様へ御結婚

御用ニ付差出諸書付月日付之件

御役地頭職ノ御札其外諸御札之件

御小姓御役弓進上之件

島津因幡殿和泉家相統

諸座星合之件

大玄院様御忌日云々

島津善次郎殿嫡子ノ御届

公義精進日並名乗字遠慮云々

菊姫君御結婚

於登免様築地御屋敷へ御移転

太守様御結婚

於嘉久様並於竹様御法名

衾寝式部小松ノ姓ヲ賜フ

靈龍院様御忌日

菊姫様御院号

御座之称名

尾畔奉行御鷹師野支度ノ儀云々

外城衆中直子無之者諸座附ヨリ養子云々

御前様御安産御女子様御誕生

島津哲之助御礼席之達

御鷹へ途中ニテ行逢節ノ式云々

牡丹御紋浄岸院様ヨリ悟姫様へ被進タリ

形部卿様御法名

江戸御国元ヨリ披露状書式

組中之諸士家督継目並養子成等御礼之件

御在府中年頭家格等ニ付御太刀進上之件

御上下ノ御供ノ面々途中服制

於榮様御剃髪

江戸御老中並同格ノ方等ノ名ハ可致遠慮

家督相継之件

御礼使途中着服

御前様御逝去

御上下ノ大里御乗船並御船卸ノ節服制

足輕以下ノ者共途中行礼之達

於綾様御結婚之件

御前様御事甘露寺大納言様ヨリ御名御頂戴

御女子様御誕生於敬様ト被称

産子殺耗御禁止之達

跡相統願之件

御紋御用々方區別

御近習役御用ノ節出頭坐座之件

御正統様年回忌

卷之六十七

自明和八年至天明四年達

卷之六十八

自天明四年至寛政五年達

卷之六十九

自寛政八年至文化十一年達

卷之七十

自文化十三年至文政四年達齊興公御知政十三年迄

通計七十一冊目錄也

島津家歴代制度卷之一

享保
天和

武家法度

公家法度

毎朔御条書

御光訓

国禁

公義法度

同宗門御太禁

武家諸法度

一 文武忠孝ヲ励シ可正礼義事、
（徳川実紀第八篇 享保二年三月十一日）

一 參勤交代之儀、毎年可守所定之時節、從者之員數不可
及禁多事、

一人馬兵具等分限ニ応ジ可相嗜事、

一新規之城郭構營堅禁止之、居城之墮壁石壁等敗壞之時
ハ達奉行所可受差図也、櫓屏門以下ハ先規ノ如ク可修
補事、

一 企新規結徒党成誓約並私ノ関所新法之津留制禁事、

一 江戸並何国ニテモ不慮ノ義有之ト云フトモ狼ニ不可懸
集、在国ノ輩ハ其所ヲ守ク下知ヲ可相待也、何所ニテ
雖行刑罰、役者ノ外不可出勿、可任檢使之左右事、

一 喧嘩口論可加謹慎、私之誣論制禁之、若無抛子細有之
者、達奉行所可受其旨、不依何事、令荷担者其咎本人
ヨリ重モカルヘシ、並本主之障有之者不可相拘事、

附、頭有之輩之百姓訴論者其支配へ令談合可濟之、
有滞儀者評定所へ指出之、可受捌事、

一 国主・城主老万石以上・近習并諸奉行・諸物頭、私不
可結婚姻、惣テ公家之於結縁辺者達奉行所可受差図
事、

一音信贈答、嫁娶之規式、或饗応、或家宅宮作等、其外
万事可用儉約、惣テ無益之道具ヲ好ミ不可致私之奢事、
一衣裳之品不可混乱、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上
免許之事、

附、徒・若党之衣類者羽二重絹袖布木綿、弓鉄炮ノ
者ハ布木綿、其下ニ至リテハ万ニ布木綿可用事、

一乘輿ハ一門之歴々・国主・城主一万石以上並国大名之
息・城主及侍従以上ノ嫡子或年五十以上許之、儒医・
諸出家ト制外之事、

一養子ハ同姓相応ノ者ヲ撰ヒ、若無之ニ於テハ由緒ヲ正
シ、存生ノ内可致言上、五十以上、十七歳以下ノ輩、
及末期雖致養子、吟味ノ上可立之、縱雖実子筋目違タ
ル義不可立儀之事、

附、殉死ノ儀弥令制禁事、

一知行之所務清廉沙汰之、国郡不可令衰弊、道路駅馬橋
船等無断絶可令往還事、

附、荷船ノ外大船ハ如先規停止之事、

一諸国散在ノ寺社領、從古至于今所附米ハ不可取放之、

勿論新地之寺社建立弥令停止之、若無抛子細有之者達
奉行所可請指凶事、

一万事応江戸之法度、於国々所々可遵行事、

右之条々堅可相守之、当家代々雖色々潤故無所改正、仍
用天和法制者也、

享保二年三月十一日

二 (徳川実紀第二篇 元和元年七月七日)

駿河政事録

慶長二十年七月七日、諸大名群参、御能已前、武家御
法度十三ヶ条、以本多上野介被仰渡諸大名、其草案伝
(正純、実紀には佐渡守正信とあり)
(金地院崇伝)

長老読進之由云、其趣ニ曰、

武家諸法度

一文武弓馬之道專可相嗜事、

左文右武古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要
枢也、畢兵号為凶器、不得已而用之、治而不忘乱、何

不勵修練乎、

一可制群飲佚遊事、

令条所戴敵制殊重、耽好色業博奕、是亡国之基也、

一背法度輩不可隱置於国々之事、

法是礼節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類

其科不輕矣、

一国々太名小名并諸行人、各相抱、士卒有為反、殺害人

告者、速可追出事、

夫狹野心之者、為覆国家之利器絶人民之鋒劍、豈

是足允容乎、

一自今已後、国民之外不可交置他国者事、

凡因国其風是異、或以自国之密事告他国、或以他国

ノ密事告自国、佞媚之萌也、

一諸国居城雖為修補必可言上、况新儀之構營堅令停止事、

城過百雉国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也、

一於隣国企新儀結徒党者在之者、早可致言上事、

人皆有党、亦少達者、是以或不順君父、乍違隣里、

不守旧制何企新儀乎、

一私不可結婚姻事、

夫婚合者陰陽和同之道也、不可容易、睽曰、区寇婚

媾、志將通、冠則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以

時、国無繆民也、縁成党、是好謀本也、

一諸大名参勤作法之事、

続日本記制曰、不預公事、姿不得集己族、京裡二十

騎以上不得集行云々、然則不可引卒多勢、百万石以

下二十万石以上不可過二十騎、十万石以下、為其相

応、蓋公役之時者可隨其分限矣、

一衣装之品不可混雜事、

君臣上下可為格別、白綾・白小袖・紫袷・紫裏・練

無紋小袖、無御免衆猥不可有着用、近代郎從諸卒

綾羅錦縁等之飾服甚非古法矣、

一雜人姿不可乘輿事、

古來依其人、無御免乘輿家有之、御免以後乘輿家有

之、然近来及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之到也、於向後

者国大名已下一門之歴々等一城被仰付衆、付五万

石以上、或五十以上之人、眠近之衆並医陰両道或

六十已上之人或病者等不及御免可乘、其外之輩

御免已後可乘、至国々諸大名家中、於其国者其主

人撰仁体、遂吟味、可免之、叨令乘者△家郎々從姿令乘者、其主人可為越度也、

但、公家門跡并諸出家之衆、非制限、

一諸国諸侍、可被用檢約事、

富者弥誇、貧者恥不及、保之凋弊無甚於此、所令敵制也、

一国主可撰政務之器用事、

凡治国之道、在得人、明察功過、賞罰必當、国有善

人則其国弥盛況、国無善人、其国必亡、是先哲之明

誠也、

右、可相守此旨者也、

慶長二十年卯七月

禁中並公家諸法度 為參考附記

三

(德川禁令考前集一 一号)

一天子諸芸能之事第一御學問也、不學則不明古道、而能

致太平者未之有、貞觀政要明文也、寬平遺戒雖窮

經文、可誦群書治要、云々、和歌自光孝天皇末絕、

雖綺語我國習俗也、不可棄置、云々、所載禁秘抄、

御習學專要候、

一三公之下親王、其故、右大臣不比等著舍人親王之上、

殊舍人親王・仲野親王贈大政大臣、穗積親王准右大臣、

是皆一品、以後被贈大臣時者三品之下、可為勿論歟、親

王之頭前官之大臣三公在官之内者、為親王之上、辞表

之後、可為頭座、其頭諸親王、

但、儲君各別、前官之大臣闕白職再任之時者撰家

之内可為位頭事、

一清華之大臣辞表之後、座位可為諸親王之頭座事、

一雖為撰家無其器用者不可任三公撰閣、況其外乎、

一器用之御仁体雖被及老年、三公闕不可有辞表、

但、雖有辞表可有再任事、

一養子者連綿、

但、可被用同姓、女縁其家督相統古今一切無之事、

一武家之官位者可為公家当官之外事、

一 改元者漢謹朝年号之内、以吉例可相定、

但、重而於習礼相熟者可為本朝先規之作法事、

一天子礼服、大袖、小袖、裳、御紋十二象諸臣礼服格別、御

袍、麴塵、青色、帛、生氣御袍、或御引直衣、御小直

衣等之、

仙洞之御袍赤色椽或甘御衣、大臣之袍椽異又、小直衣、

親王之袍椽小直衣、公卿著禁色雜袍、雖殿上人大臣息

或孫聽著禁色雜袍、貫首注、五位藏人、六位藏人著禁色、

至極藹、著麴塵袍、是申下御服之義也、晴之時雖下藹

著之、袍也四位以上椽、五位緋、地下赤衣、六位深綠、

▽七位淺綠、八位深△縹、初位淺縹、袍之紋轡唐草輪

無、家々以泊旧例着用之、任槐以後異文也、直衣、公卿

禁色直衣、始或拝領家々任先規着用之、殿上人直衣、

羽林家之外不着之、雖殿上人大臣息又孫聽著禁色、直

衣、布衣、直垂、随所着用也、小袖、公卿衣冠之時、

著綾、殿上人不着綾、練貫、羽林家三十六歲迄着之、

此外不着之、紅梅十六歲三月迄諸家着之、此外平絹也、

冠十六歲未滿、透額、帷子、公卿從端午、殿上人從四

月酉加茂祭着用普通之事、

一 諸家昇進之次第、其家々守旧例可申上、

但、学文問、有職、歌道令勤学、其外於積奉公勞者、

雖為超越可被成御推任御推叙、下道真備雖為從八位

下、依有材智才、右大臣拜任、尤規模也、蚩雪之功

不可棄捐事、

一 関白伝奏並奉行職事等申渡義、堂上地下之輩於相背者

可為流罪事、

一 罪之輕重可被相守各例律事、

一 撰家門跡者可為親王門跡之頭座次、撰家三公之時、雖為

親王之上、前官之大臣者頭座相定上者可準准之、

但、皇子連枝之外之門跡者親王 宣下有間敷也、門

跡之室之位者可依其仁体、考先規、法中之親王希有

之儀也、近代及繁多、無其謂撰家門跡親王門跡之外

門跡者ハ、可為準門跡事、

一 僧正大正權、門跡院家可守先例、至平民者器用卓拔之

仁希者雖任之、可為準僧正也、

但、国王大臣師範者各別之事、

一門跡者僧都大正少權、法印任叙之事、院家者僧都大正少權、律師、法印、法眼任先例任叙勿論、也

但、平人者本寺推譽之上、猶以相撰器用可申沙汰事、一紫衣之寺位住者職先規希有之事也、近年狼勅許之事、

且規臘次、且汚官寺、甚不可然、於向後者撰其器用、戒臘相積有智者聞者、入院之儀可有申沙汰事、

一上人号之事、碩学之輩者為本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勅許、

但、其仏体仏法修行及廿ヶ年者可為正、年席未滿者可為權、競望之儀於有之者可被行流罪事、右、可被相守此旨者也

慶長廿年乙卯七月日ナシ

眼實照 御判 二条殿也
秀忠在 御判
家康在 御判

四 (徳川禁令考前集一 七号)

從 仙洞様当今御附之衆中へ被 仰出御制法之趣、
覺

一第一御行跡、不輕々被守古風、可被除棄今様事、御心持敬神深慮、▽仁恕深、無御端、△無御短慮、深仕無御矯、無遊之御氣隨意、万端無非道之事、等様ニ、無油断可被申上事、

一第一御学文被入御心被勤之様ニ可申行事、
一被於聞召ニヲヒテハ可被移御心之間、無用之雜談、或鳥獸養之類、或躑躅椿等ナシ當時專翫之様之事、
テ可為御学文之妨事、被申上間敷事、

一世間之事、於河原珍敷傀儡・放家・狂言等之沙汰於被聞召者、有御覽度可被思召事、一切被申上間敷事、

一仮初ニモ御身之上御相応之御遊興可被申行事、
一於御前下様下劣之野卑成沙汰被申上間敷事、
一如何様之遺恨雖有之、於宮中及口論者、不論理非、左右共ニ可為重科事、

一男女之間御法度堅可被相守事、
以上、

寛文三年正月廿九日

每朔之御条書

五

掟

一 公義之御政務堅固相守之、段々被 仰出御条目之趣、

謹テ可奉得其意事、

一 幾里志丹宗門ノ儀、御太禁之条、領内稠敷所令制禁也、
弥以相守此旨、自然隱居者於有之者、見立聞立可申出之、 公義御褒美ノ上自分ノ褒美急度可申付之事、

附、一向宗之儀、子細有之当家代々令禁止之畢、若違犯ノ族有之者、不依貴賤宗門改人其外支配頭へ可申出之事、

一 当家累代第一相守 公義之御政法、並參勤交替無懈怠相勤之、且復國家之仕置無緩疎然^(就カ)申付之、首尾能所令連続也、国中之者共存此旨、励忠義奉公方無異儀可相勤之、

附、親子兄弟ノ睦、朋友之交、正礼法不紊風俗、就中若者共学文武芸俄修鍊難成事候間、別テ心掛可相

嗜之、其身勤正敷行跡能者へ、奉公之品能可召仕之、

連々我儘ニ生立、不似合月代・衣類等異様ノ為体ニ

テ大勢列立、或路次門頭ニ寄屯、非法之狼藉等ヲ働

テ置之妨ニ成義、甚以不可然、稠敷令禁制之事、

^{④制禁}

一 武具馬具等分限相応ニ可調之、見分マテヲ存、或異様

或結構成道具調問敷候、鹿相ニ有之候共不事欠義ヲ專

相考可致所持、左様成無心掛、領過分之知行、忘敷代

之恩顧、耽身之安楽、或妻子以下之衣類ヲ飾、或ハ愛

酒宴遊興、内証之驕ニ身上令衰微之輩者不勤之至也、

尤雖為小身、心分限可致其心得、何ノ子細モ不相知、

本身体令逼迫、奉公難勤者ハ可及詮議之間、常々可用

檢約、次ニハ一身之以才覚領地ヲモ難致所持、何ノ勤

モ不致、姿ニ^(志カ)誇利欲、專自己ノ輩へ、為國家之費之条、

能々可守仕置之趣儀可為肝要事、

附、諸事奉公方申付刻、アルヒハ輕義ヲ申立、或ハ

構虚病、於令難決者、可為曲事事、

一家老中ヨリ申付儀致違背間敷候、其外奉行頭人申付趣

支配中之者無異義可相勤之、惣テ下役之者ハ其分相立

候様相心得、礼義正敷、頭人ヨリモ対下役不致無礼、

丁寧ニ相交、役所之風俗無作法無之様可相嗜事、

一不依何色、党ラムスヒ、類ヲ引、或臆負或致連判、其所之妨ニ可成程ノ事ヲ相企儀、一切今禁止畢、若違犯

ノ族有之者可行敵科、口事沙汰之儀、於与中可相濟之、

自然与中之扱於不致承引者可遂披露、決談^{⑨断}之上、非義

相究候ハ、可為重罪事、

一喧嘩口論堅所令停止也、万一不意之儀ニテ及諍論候ト

モ、随分致堪忍、短慮之働無之様致覚悟、道理於有之

者可遂披露、理不尽ニ事ヲ破ルニヲヒテハ、沙汰之上

加成敗、没収所帶、勿論双方荷担ノ人ハ不論理非本人

可為同罪事、

一隠居願之儀、或ハ病者或老体ノ外申出間敷事、

一於乱氣之者、親類共入念可申付之、令油断悪事ヲ仕出

候ハ、親類中可為越度事、

一不限地頭所並一所之地、法外之仕置、非分ノ課役等於

申付之、可及沙汰、且又農民之仕置題目之事候条、飢

寒ノクルンミナキヤウニ救之、耕作之時節ヲ不違、年

貢取納等之義無油断様其支配人出精可申付之事、

一諸所境目ノ儀、常々申付置候条、別テ入念、万一隣国

騷働之儀於有之ハ、実否共早速鹿兒島へ可令言上、

附、境目他方へ入交候所々、他領人ノ縁与又ハ別テ

致入魂儀堅令禁止事、

右条々堅固可相守之、此外加判形申渡置候条目之趣致

忘却間敷候、就中留主中之儀、不依大身小身、領国靜

謐ノ儀專可心掛候、若違犯ノ族於有之ハ可及沙汰者也、

仍如件、

右之通、從 御先代被 仰出候、到当代弥不致忘却、

堅固可相守之者也、

宝曆五年八月十五日

六

天明七未四月朔日、每朔之御条書拜見又ハ拜聞之次第、

一月次之御礼、御一門方以下於席々相調、

一水仙之間へ御家老・若年寄・大目附出席之上、文台ニ

載、御右筆相備之、^(書入入禮)安房ヨリ、御条目ノ内思召被為在

少々被相替候段、大目附已上へ相達、拝見、

一 大番頭已下松之間縁類之格、御用人以下竹之間格ニテ
敷舞台へ並居、御家老中御対面所御中段へ相詰、畢テ
御家老並御用人・御右筆頭引入、無役大身分並寄合並
以上之嫡子・末子、月次御礼罷出候面々敷舞台へ相揃
候上、御家老中出席最前之通御中段ニテ、若年寄・大
目附者芍薬ノ間へケタ明キニテ被相詰、拝聞之次第前
条同断、御用人・御右筆頭ニモ相詰、

七

御袖判

（島津重豪）

今度 中將様依御願御隠居、我等へ家督無相違被 仰
出候、領国中之輩専重 公義之御政道、万端可相慎之、
国家之仕置 中將様御代之通申附候条、不致忘却堅固
可相守之者也、

天明七年正月廿九日

八

一今度 中將様厚 思召ヲ以御隠居、我等へ家督蒙仰、
累世之領国無相違連続候、尤年若ノ内ハ万端 中將様
御心添被下、公辺之勤ハ勿論政事向之儀尚以安堵之到
候、当家代々家法為被定置御事候得共、 中將様御儀
ハ就中御多年之御家督ニテ細々被仰出、末々ニ至マテ
無残所、尚御隠居後モ御政助之御事、誠ニ難有御事共
ニ候、雖然此涯家老中ヲ初若於令油断ハ、格別之御趣
意モ不最通基候条、此所能々懸心頭令精勤、作法ヲ守
リ風俗ヲ正シ、何事モ是マテノ 思召相立候様可致候、
万一此心掛薄候テハ譜代隨身之詮モ無之、心入不然
義ニ候、第一我等代ニ至リ一涯出精ノ廉無之候テハ、
奉対 中將様孝養之端ニ相掛候儀、左候へハ仕置之基
難相立候条、此儀朝暮懸心頭、幼年之者共マテモ其心
得ヲ以令教授、益風儀能、政道ヲ重シ、專用立セ可申
候、 中將様御儀不通御取扱ニテ重キ御格合ニ被為
成、我等モ引統御同様之義ニ候、殊ニ 中將様ニハ御
縁女様於統合ハ尚以彼是進々御品柄モ結構ニ可被為成

御事候へトモ、此義ハ御一身之御榮輝ト 思召候テ不
被為留 御心、我等国政ノ儀ヲ第一ニ 思召、御老年
ニモ不被成御座内ニ 御隠居、我等へ年若ノ内御政事
被為讓、御介助而已ニ御心ヲ被尽候、厚 思召之所、
如何可奉報哉ト此義ニ深心ヲ勞シ候条、呉々モ一同ニ
右之趣意汲受、弥以諸向行義正シク、且ハ夫々勤役ニ
身ヲ委、其詮ヲ立、我等心底ヲ安シ候様可致候、
右之趣、家老中末々マテモ無心得違承知之、従是猶以
心頭ニ懸、作法ヲ守、少事タリトモ申出ス趣意相通候
様可申付候、

(卷之四 二二五号文書に同じ)

九

中將様仰出
(島津重豪)

一 今度我等隠居、(島津丹直)豊後守家督之儀、段々相含候存慮、兼
テ申聞通候、依之豊後守 公辺勤向ハ勿論、国政ノ儀
於令心添者、是マテハ不伺来輕義タリトモ聞通、弥以
家法相居候様ニトノ儀国家永久ノ基、為其雖不老年令

隠居候儀、家老中ヲ初其旨ヲ存、向後ハ猶々無油断、
心附候儀ハ何篇不差置申聞、是迄之趣意末代マテ規範
ニ相成候様存候、如斯令懇苦トイヘトモ、重役之面々
ヲ初、若不留心何事モ当座之儘ニテ打過候へハ、何カ
程カ歎ケ敷、且所存ノ程気毒千万ニ候、是マテ我等家
督内品々申出トイヘトモ兎角詮立兼候、存慮ノ程難計
事ノミニテ過來候、豊後守年若キ内家督相讓、我等令
介助義、呉々国政第一ノ事候間、従は一涯相改、為輕
義共無用捨申聞、重キ趣意相通リ、家中ノ者共マテモ
子孫ニ至リ武家之風義正シク、当家柄ノ詮相立候様、
此義朝暮無忘却励精勤可申候、
右之通、厚心底ニ込、我等心添之介助ニ相成候様申合、
國中末々ノ者マテモ此意味能々相弁へ、其身共ノ守家
職令精勤候様、委敷可申付候、

天明七年未正月

一〇

一 每朔御条書 御留主中二三度モ弘メ候様、先年被 仰

出置候へトモ、毎朔弘メ候様ニ被仰付候条、此旨御右筆へ申渡、可承向々へモ可申渡候、

宝曆二年申九月

(鎌田政島)
典膳

御光訓

一（一の1）

一大乘法華 但、折本 一部

右此御経者石屋大師初学ノ時分読誦遊ハシタル御経也、誓願有テ読誦遊ス事三千余部、終ニ叶誓願ニ得神通仏果成就シ玉フテ、出離三界シ玉フ大師也、我又和尚之願ヲ相次テ、幼年之時分ヨリ読誦スルコト三千部、アラカシメ其願ニカナウ、吾子孫三代マテハ菩薩之分身也、三代ニ至ルマテ開運セスンハ、是我ハ菩薩ニ非ス、島津之子孫ニアラス、天然之外道也、若叶則ハ我是仏弟子ト可知、悲願アルカ故ニ国主ニ生レ治国家興立之三宝也、三宝トイフハ、一ツニハ仏、二ツニハ法、三

ツニハ僧ト神ト也、石屋者は観音大悲之化身ナリ、我是石屋之分身也、我子孫三代迄者皆是菩薩之分身也、

子孫ニ至テ三宝ヲ破ル者有之者島津ノ子孫ニアラス、

我国ノ罪人也、国家又可乱、三宝ヲ尊敬スルカ故ニ子

孫又安永也、我是人ヲ超、神ヲ超ル之人也、只我名ハ

日新菩薩ト可唱、末代ニ至テ我影像ヲ東ニ可向、我影

前ニテ平生勤ノ事、聊勤経懈怠アルヘカラス、勤経ノ

次第、朝法華一品ツ、大般若転誦十卷、日中ニ法華

一卷、晚ニ金剛大般若一卷、夜者座禅一座、右勤行イ

サ、カケタイアルヘカラス、誓願有ルカ故如是我子孫

安永、為仏法安永ノ為ニ如此、仏法破則ハ我家モ又破

ルヘシ、子孫伯圀勤テ猶可勤、懋テ猶励スヘシ、開運

ストイヘトモ天下ヲ取望不可、到十分満ル則ハ又破ル、

則我直子伯圀ニ此勤行法華ヲ守ル御経ヲ附属スル者也、

天文十三年^{①甲辰}三月朔旦

日新印

伯圀貴久

（一の2）

勤而記如此之御経也、祖父日新尊ヨリ御付属也、我今

奉読誦事千五百部、誠ニ此經ハ当家開運ノ守御經也、其故ハ、父日新ヨリ子孫伯囿ニ至テ父子相並テ苦勞イタス事世ニ類ナシ、雖然終ニ誓願ニ叶薩隅日三州ヲ治ル者也、子孫到末代父日新ト我伯囿トカ恩曾テ勿忘、若志則ハ我子孫ニ非ス、当家之ザイ人也、万事祖父之誓願文相守、孝行可仕、且又我影像モ可向東、我又誓願有テ願志父同断、勤行等ニ至マテ父ト同断ニ可仕候、右之条々、於後年違乱之トモカラニハ、八幡大菩薩之以御照覽、島津之子孫タルヘカラサル者也、仍証状如件、

元龜元年庚午二月吉日 源貴久

我子孫ニ附屬

(一一の三)

右之通、書付別紙ニ有是トイヘトモ、後年ニライテ是ヲ紛乱不可致、如此御經之中ニ書付置者也、至末代マテ一大事ニ可仕候、当家ヨリ永々伽藍並ニ万事ニ疎略ナク可致、且又崇敬之第一タルヘキ事、又々当家ヨリ永々ニ至テ崇敬可仕、伽藍事福昌寺・日新寺・南林寺、

右三ヶ寺ノ儀至永々末代我子孫タル者万事ニ無緩疎孝行ヲ可致、其故ハ日新様・伯囿様ハ当家出世之元祖也、且又福昌寺儀ハ石屋大師開闢之道場也、然ニ当家ノ菩提所ニ定置^①也、後年ニライテ右ノ三ヶ寺ハ別所ニ相替崇敬第一ニ可仕候、仍証状如件、

于時天正十三年六月廿日 源義久

義弘誌

貴久公御影堂ニ納置

右、御代々様初テ日新寺ヘ御直參之節住持読之、御拝聞有之、

一一

諫議

一善も悪、悪も善なり、なせはなす、心よこころ、はちよおそれよ、
一不動愛染ノ衆生愛願ノ形容ヲ能々見執アルヘキ事、
一聊爾ノ子細糺シツメラレ候ハ、各ノ護身ノ符、ツイニハ良葉タルヘキ事、

一 閣々候ハ、当日ハ憐愍ノ様ニ候ヘトモ、翌日ハ身ヲホ

ロボス（憐カ）福殃ノタネタルヘキ事、

一 国家ノ為ニハ身命ヲモ輕シ、世ヲ重シ、私ヲモ捨、

アヤマリヲモ改メ、腹立ナキニモイカリ、怒タキヲモ

コラヘ、聖人ノ言葉ヲモ恐レ、理法心底ヲ任セラレ候

ハ、則天道神慮他所ニアルヘカラサル事、

一 君トシテ臨ミ別義ナク候、内ニハ鰥寡孤独ノ哀ヲ密行

シ、（旧記雜錄により補）上としてハ只臨別儀なきものか、△仮初ニモ人

ヲソコナヒ、ヤフラシノ持戒ヲ逼塞候テ、外ニハ▽（旧記雜錄により補）五

常を匡、辻々には△禁籠禁獄張着ヲモカマヘラルヘク

候、是真ノ慈悲タルヘク候、

右、諫言ニ似タリトイヘトモ、ヒタスラ老老ノ至ト有

免アルヘシ、

永祿四年十月吉日

一三

御訓戒以呂波御歌

いにしへの道を聞ても唱へても我おこなひにせずはか

ひなし

古ノ道我行ニセスハカヒナキヨシ、首尾能調リ、末

代ノ守リト成ヘク候、

楼の上もはにふの小屋も住人のこゝろに社はたかき賤

しき

人無高下、心有高下、

はかなくも明日の命をたのむ哉けふもくくと学ひおほ

せて

勿謂、今日不学而有来日、此言葉ニ相カナヒ候、

似たるこそ友としよけれ交らは我に増人おとなしき人

勿友不如己者、

ほとけ神他にまします⑥人我よりも心にはちよ天地よく

しる

人心生一念、天地悉皆知、

下手そとて我とゆるすな稽古たに積らは塵も山とこと

のは

高キ山モ麓ノチリヒチヨリト侍ルニ相当リテ候、

各ありて人を切とも軽くすないかす刀も只ひとつなり

非殺之為生後輩、非誠之為助(光カ)非庶也、

知惠能は身につきぬれと荷にならず人は重んじはつるもの也

理も法もたゞぬ世そとてひきやすき心の駒のゆくにまかすな

二首ノ心詞、銘肝入骨候、

盗人はよそより入とおもふかや耳目の門にとさしよくせよ

耳目ノ門ノ戸サシ、耳目ヲナクサメ候、

流通すと貴人や君か物かたり初てきける顔もちそよき

ツカフル人ノ為カクコソアラマホシク候、

小車の我悪業に引れてや勤る道をうしと見るらむ

是ヲ見テットムル道ニ入待ラサラン也、

わたくしを捨てて君にしむかハねは恨ミもをこり述懐もあり

尤我ヲ捨事毎々存含候、

学文ハあしたの潮のひるまにも浪のよるこそ猶しつかなれ

学ノ道ノイサメ、目ヲヨロコハシメ候、

よきあしき人の上にて身をミかけ友は鏡となるものそかし

見賢思齊焉、見不賢而内自省也、

たねと成心の水にまかせすは道より外に名もなかれまし

礼するは人にするかは人をまたさくるは人をさくる物かは

二首イツレト難申殊勝候、

誹るにもふたつあるへし大かたは主人の為に成るものとしれ

衆悪之必察焉、衆好之必察焉、

つらしとて恨ミかへすなわれ人にむくひくへて果しなき世そ

怨以報怨終不尽、草以如消火、以恩報怨終尽、如以

水消火、

ねかハすはへたてもあらしいつはりの世に誠ある伊勢の神かき

誠ヲ願カヘトニヤ、

名を今に残しをきける人も人こゝろも心なにかおとらむ

幾度も吟シ返シテ此味ヲ得タク候、

業も苦も時過ぬれハ跡もなし世に残る名をたゞおもふへし

世ニ残ル名ヲホカタニ心得ケリト只今日ヲ驚シ候、

むかしより道ならずして驕る身の天の責にしあハさるハなし

若人作不善得顯名者、人不害天^(謀カ)必謀之、

うかりける今の身こそハ先の世とおもへはいまも後の世なるらん

欲知過去因見其現在、欲知未来果見其現在因、

亥にふして寅にはおくといふ露の身を徒にあらせしかため

下ノ句感ニ堪カタク候、

のかるましき所をかねて思ひきれ時に至りてすゝしかるへし

最期ノ大事ヲカネテナクセトコソ、剛ト云ケル者モ教ヘシ由承置候、

おもほへすちかふもの也身のうへの欲を離れて義をまもれ人

ヲモフ^⑧ヘス違フヘキコト恥入候、

苦くと直道をゆけ羊腸の末はくらまのさかさまの世そ

始末ノ詞ニ見所多ク候、

やわらかくといかるをいはゞ弓と筆、鳥に二ツのつはさとをしれ

経文者、慈悲忿怒誓如車輪、

万能も一心とありつかふるに身はしたのむな思案堪忍下句アリカタク候、

賢不肖もちひ捨るといふ人も必ならば殊勝なるへし

晋中行氏尊賢弗能用賤不肖弗能去、

不勢とて敵をあなとることなかれ多勢を見ても恐るへからず

弓箭ノ道ノ陳無比類候、^(謀カ)

心こそ軍する身のいのちなれそろゆれハ生き揃ハねハ

死す

軍ノ場見ルヤフニ候、

廻向にハ我と人とを隔つなよ看經ハよししてもせずと

も

廻向ノ心ヲ得テ悦入候、

敵と成人こそは我師匠そとおもひ返して身をもたしな

め

此師匠アタラシク驚愚眼候、

あきらけき目も呉竹の此世より迷はゝいかに後のやミ

路ハ

輪廻ノミチアハレフカク候、

酒も水なかれも酒と成そかしたゝ情ある君か言の葉(しや)

一簾醉不能一河水トイヘリ、コトニ情フカク興ヲ催

シ候、

きく事も又見る事も心から皆まよひ也皆さとりなり

心カラ迷悟眼前ニ候、

弓を得て失ふ事も大将のこゝろひとつの手をは離れす

得弓与矢弓、弓豈離楚王手(乎カ)、

めぐりてハ我身にこそハつかへけれ先祖のまつり忠孝
の道

忠孝ノ道我身ノツカヘト成ヨシ、又眼前ニ候、

道にたゝ身をは捨んと思ひき(とカ)かならず君の助ある(天カ)へ

し

道ニ捨ン身ハナヲカロク成ヘク候、

舌たにも齒の剛きをはしるものを人ハ心のなからまし

やは

舌能存齒剛則存候(折也カ)、

酔る世をさましもやらて盃に無明の酒をかさぬるハう

し

句々ノコトハリニイマ四ノ誠マテ思ヒ出シ候、

ひとり身をあわれとおもへものことに民にはゆるす心

あるへし

もろくの国やところの政道は人にまつ能教へならハ

せ

免ルス心モ教ヘナラハセモ、トリトリニ憐ミフカク

候、

善にうつりあやまれるをば改よ義不義ハ生れつかぬもの也

過則勿憚改、

少しきをたれりともしれ盈ぬれハ月も程なく十六夜の空

經文云、少欲知是、

以上、

一四

惟新様御事加治木へ 御隱居ニテ候、別テ国家ノ事ヲ被

思召候付、 家久公へ被仰進候御書付、左ニ写置之、

及極老忘前後体ニテ、近頃乍斟酌余リ御家ノ儀氣遣申候間、存寄申事ニ候、

一 御家代々ト乍申、貴所家督之様ニ普有事ハ無之候、誠

ニ久家ハ皆々滅却之時節、繁栄之事ハ二三代之、有道殊ニハ神慮・先祖之御守故ニテ候間、弥被重天道可被

祈家之長久義專一ニ候事、

一 此頃ニ至マテ子孫無之、大カケ道ト存候処、思ヒノ儘

ノ男子誕生、寄特共中々難述言語候、因茲平生ノ思慮

肝要ニ存候、其故ハ、一天下ノ国主毎度ノ御普請ヲ被

相勤、又ハ年々駿府・江戸へ参上、其苦勞不勝計候処

ニ、当家ハ被領數ヶ国、一度モ御普請不被仰付、又節々

ノ無之、諸人ノ羨不浅事タルヘク候、如此大果報ニ被

打任、心遣無之候ハ、寸善尺魔ト申ナラハン候間、

確ト氣遣可被及儀可有之候、就中当世ハ金銀ヲ以被統

家事候間、内々不入事ニモノ、入候儀可有用途候、以

書之次申候、(旧記録により補)貴所諸道具手間之入たる様子と相見得、

又被召仕候女房衆△衣裳ニモ余リ結構之体ニテ候、内々

ノ儀ハ大形ニサセラレ、少成共其入メ 公義之用ニ被

立、国家ノ為ニ成候様御分別尤存候、諸士節々之出物

ニツカレ果タル由候、然処ニ花麗共候ハ、世上見掛

取沙汰又ハ任難成、人々述懐モ可起候哉、少タラヌト

ヲホへ候半事ミタルヲカクニテ候間、天道ニモカナヒ

国家子孫ノ祈禱ニモ可相成候事、

一 故ニ(右カ)申候カコトク、貴所御代々様ニ自他国之取持有之儀

前代未聞候、誠ニ 公義ニ付諸田辛苦ヲ被懸候処、自

遠国使者被進候事不大形懇切ニ候間、何時モ他方之使
ニハ被入御念、自身振廻ヲモ可被召寄、会尺等念比ニ
候ハ、可然存候、惣別他国ノ客人ニ鹿兒島役人衆無沙
汰無之様ニ連々可被仰付候事、

一当国ノ様申^(見脱カ)ニ付、近御親類ノ内ニモ或ハ氣任被構大欲
心遣体ニ見ヘ申候、兎角御為ニ可成人見及不申候人多
モ無之、又歴々ノ内ニモ御用ニ可立人多モ無之、少御
為ニモ可及ト存候衆モ年寄申候、然時ハ行末ノ儀何共
氣遣千万ニ候、御分別ノ前不及申ニ義ニ候ヘトモ、余
リ氣遣儘申事候、

右条々ノ内、僻事ノミニ可有之候ヘトモ、御用捨候テ
御覽候、恐々謹言、

九月八日

^(島津家久)
陸奥守殿

^(島津義弘)
惟新御判

一五

從^(島津家久) 中納言様北郷式部太輔久直ヘ御教訓之条々

一知行高一万石ニ付、出陣ノ時ハ馬二十騎宛之賦ニテ候、

然ハ其方知行応三万石候ヘハ、惣別家中ヨリ出馬六十
騎ニテ候間、諸士^(ヨリ出カ)ヘ貸馬如何程ト被相定、又其方既ニ

被銅置馬数合六十騎為被相定外銅置儀堅可為無用事、

一飼犬十疋ヨリ上ハ可為停止事、孟子ニ庖有肥肉、既有

肥馬、民有飢色、野有餓卒、此率獸而食人也ト候事、

一大事ノ出物有之儀ニ候間、何事モ心ノ儘ニ用物共被申

付、就中從京都下物抔過分有之儀、可有停止事、

一衣裳諸細工方有度マ、ニ有之間敷候、君子ハ憂道不憂

^(貧カ)
食ト候間、衣裳其外諸道具等ヲ專ニ候テ、下々ノ疲候

儀道ノ外ニ候事、

一鷹多ク被銅置間敷事、

一諸士被召仕様、北郷殿前ヨリノ次第無相違様可有事、

^(旧記雜録ニより補)
一一大酒可為停止事、△

一万事ヲ被差置、自然弓箭ナトノ時、諸人ツカレス候テ

用ニ立候様、連々覚悟肝要ニ候、北郷殿跡ヲ被継候義

ハ当家ノ為ニ成候様ニトノ儀候処、ムサト北郷殿家中

クタヒレ行候ハ、其方不覚可罷成候事、

一諸士下々ニ到マテ、自然罪科可有之時ハ、御家老衆能々

内談、鹿兒島へ被申越、其上ヲ以如何様トモ可被相濟、心ニ任セラレ鹿相ニ有之間敷事、

一 学文ヲ專ニ可被心掛候、国家ヲ治ルハ学文ニ為過儀有間敷事、

一 百姓共被召仕様、稠敷無之様ニ可被入念候、百姓劳候

へハ其国其所ナキカ如ク成事、從上古到今眼前ニ候、是故ニ論語ニモ節用而愛人使民以時ト候事、

一 惣別百姓町人已下帯ヲ解タル様ニ存、当代幾久ト仰候

テコソ家モ繁栄ニテ可目出度候、自然左様ノ儀相替、

下々苦ミ候様ニ成候ハ、天罰逃間敷候間、我々不及

看経右之心得サへ正候ハ、タトへ祈念等無之候共、

自然ニ可有冥加候事、

一 祈念モ底心尊ク思ヒ慇懃ニ有之候コソ仏神之守モ可有之候、信心有之候トテ朝夕ハケモナクサレコトノヤフ

祈念祈禱モ候ハ、却テ奇特有之間敷候事、

一 知行モ国モ同前ニ候へハ、其主人ノ心持ニヨリ人ノ多

少有之由、古文ニ相見得候、其主人心持能候へハ人多

出来候、心持悪敷候へハ人退候、就中武家ハ人多無之

候テハ弓箭不能成事ニ候、

一身持軽々敷無之様ニ可有分別候、論語ニ君子不重則不

威学則不固ト見へ候、如此文章、主人身持軽々敷候へ

者内之者共不恐候、五人三人召仕人サへ内ノ者へ恥恐

候ハネハ、何事ヲ申付義モ不調候、況ヤ一郷一郡ノ主

人トシテハ、先我行義ヲ慥ニ候テコソ下々モ其体ヲ見

習可然道ニ可入候、氣任ニ分別候テハ諸事相調間敷候、

（果立國書集本ニより補）

△ 天下ハ天下ノ天下也、非一人之天下と有之事、△

右条々堅可相守、北郷家繁栄ニテ当家へ可被抽忠節覚

悟可為肝要者也、

寛永十一年十一月廿八日 家久

北郷式部太輔殿

（卷之二 一〇八号文書に同じ）

一六

（島津綱貫）
太女院様ヨリ島津周防久倫へ御教訓

教訓之条々

一 為一国之守護、为一郡ノ主、行国政撫育士民事、不知

文武之道難成、文武者車之兩輪、鳥之兩翼、不可欠事、

一志ハ道ノ根本也、大本不立則万事不遂、志可堅固事、

一珍物則喪志、是聖人ノ格言也、況於專遊興而好勝負事

(玩カ)
逸樂而酖酒色乎、此等ノ事曾テ不可為事、

一忠考愛敬ハ人姓ノ自然也、則榮達之則今、慎以可順其

姓事、

一雖一日空不可過、少壯ニテ不学老大而不可有其益事、

一能聞諫即必為良將、三略ニ有之、將ハ能愛能採言云々、

実ニ能可思事、

一以臣知其君、以友察其人、故未知臣下之善惡則是云暗

將、勝者先能知近臣之邪正、与正直之者賞之、邪曲之

者ハ教之而帰正道、是君師之道也、如此則何陷佞奸之

謀哉、能々心掛肝要也、

右、此条数ハカシク詞雖短、其儀者則広遠也、平生是

ヲ身辺ニ置テ読之可味之、惡敷心得事新敷様ニ引受テ

ハ却テ忠言逆耳、良藥苦口、能々得心シテ可有信用、

其身今年十六歳、己ニ去年元服シテ益成長、殊ニ我等

為ニハ二男也、修理太夫為ニハ差次ノ、家中一門ノ中

ニヲヒテハ諸士ノ崇敬第一也、然ハ修理太夫治世ノ節

ニハヲノツカラ政道補佐ノ任其方ヲ差置誰カ可有之哉、

体ニヨリ守護代ヲモ可被勤事ナレハ、国人ノ所胆仰節

彼南山ニ可均カ、邪心ノ才力ヲ以ハ中々不及事也、其

例ヲ云ニ、遠キ周ノ世ニテハ周公且聖德ヲ以成王ヲ補

佐シテ天下ヲ治メ、近ク我家ニテハ、日新齋賢律ヲ

以陸奥守貴久ヲ翼ケ、島津正統中興ノ主トナシマセル、

是等ハ賢人ノ所為也、サレハ並々ノ心掛ニテハ却テ

諸人ノ笑ヲ招、祖先ヲ恥シムルノ基也、武門ニヲヒテ

不珍事トイヘ共朝夕読四書五経而通其儀、弓馬武芸ノ

儀ハ勿論、能軍法ヲ學習ヒ、或ハ手跡ナトモ拙ナカラ

ス、嗜書・賦詩・詠和歌・彈琴風流ノ事、皆以左文右

武ノ業ニシテ、①一ツも欠ル時ハ車ノ一輪ヲ折、鳥ノ一翼ヲ

折ニヒトシ、光陰如箭時不待人、可勤学ハ今ノ年生也、

相構ヘテ徒ニ日ヲ送ル事アルヘカラス、夫我島津元祖

忠久公 右大將源頼朝公ノ長庶子ニシテ文武ノ達人也、

其文徳及武功東鑑ニ戴ヲ眼晰タリ、文治二年ノ春八歳

ニシテ島津ノ御庄薩隅日ノ三州ニ封ヲ受、同五年奥州

（藤原泰衡）

ノ康平退治ノ節先陳ノ大将ニ命セラレ、無事故逆賊ヲ討亡シテ領国ニ帰リ、以仁義士民ヲ撫給ヒシカハ、到于我等二十代相繼テ三州ヲ領、且又代々ノ先祖志ヲ武將ノ家ト云フニ決シテ文武ニ不晴（晴カ）シ故也、近代ニテテ修理大夫義久、近衛閑白前久公ヲ師範トシテ古今和歌集ノ奥儀ヲ伝へ、青蓮院尊朝親王ニ附テ入木ノ道ヲ学ヒ、九州ヲ討隨ヘテ太守ト仰レ給フ、是文武ノ徳ヲ兼備シテ能旗下ノ將士ヲ指揮シ給ヒシ故ナラスヤ、義久ノ舍弟ニ兵庫頭義弘、初ハ守護代トシテ政道ヲ補佐シ、幾度歟大敵ヲ討亡シ給ヒシ、就中、朝鮮国大捷異国マテモ無其隠、是又文武ノ徳ニシテ賢志ノ所致也、中納言家久、初ハ又八郎忠恒ト申セシ時、秀吉公ノ命ニ依テ朝鮮国ニ渡リ、義弘ニ力ヲ戮セ在陳ノ中、或逢風景テ詠和歌、或帷幕ノ下ニ灯ヲ挑、（宿高院似昔、道見）眼高院如雪親王（法親王カ）ノ御手跡ヲ習学ヒ給ヒシカトヤ、軍中ニモ文ヲ忘給ハン御志偏元祖、忠久、（頼朝）公ノ長庶、日本第一武將ノ後胤、島津ノ家声ヲ穢スマシキノ志シ故へ、朝鮮国四川ノ新寨ニ於テ明兵二十万騎寄来リシ時、義弘ト一挙

（本）

ニ切崩シ、討取給敵三万八千七百騎、異国本朝無双ノ大勝利ヲ得給ヒシ事モ偏ニ文武ノ道ニ身ヲ投テ勤学シ給ヒシ証拠也、其身事、此記置条数ノ旨ヲ專ニ相守、文武ノ道ヲ学ヒ、命名ヲ後代ニ可殘志ヲ能々決定シテ、愛親敬兄ノ義不忘、則是中孝ノ道中武將ノ器ナルヘシ、敢不可油断、仍教訓如件、

元禄十五年六月廿五日

（卷之四 二〇〇号文書に同じ）

国禁

一七

一色々無形モ浮説等申触候儀、分テ御禁止ノ段、安永四年以来度々申渡ノ趣モ有之、初テ御入国モ被為在候付テハ、専靜謐ヲ心頭ニ掛、猶又謔罵可相慎ノ処、段々聞得ノ趣モ有之、第一御上ヲモ不憚不詮立事ニ、御政事ノ妨ニモ相成、他所ノ聞合モ如何敷、甚以不届ノ

到ニ候、右ニ付テハ屹ト糺方ヲモ被仰付置候条、於令
露頭ハ無御用捨切腹死罪等ニ被仰付、親類マテモ迷惑
可相成候条、追々申渡通、已来猶又取違無之様堅相守、
一切浮説等敷儀共不申触様、人々相嗜、家来末々ノ者
共マテ右之趣ヲ以敷敷可被申付候、
右之通、向々不洩様可申渡候、

寛政二戊五月七日

(島津久邦) 石見
(島津久金) 伊賀
(島津久親) 求馬
(島津久連) 登
(二階堂行且) 主計
(名越恒篤) 右膳

- 一 歳暮年頭互ノ祝物ノ事、
- 一 兼テ定置候衣類ノ外着用ノ事、
- 一 金ノ輪ナクル事、

一八
写

- 一 シウタツク事、
- 一 水カケノ事、

付、祝言ノ所無由諸人見舞ノ事、
一 鬼火タク事、

右条々従前々御禁止ニ付、例年申渡儀ニ候ヘトモ、弥
以堅可為停止、若違背ノ者有之ハ横目ヨリ無遠慮申出
候様可被申渡候間、支配中へ稠敷可被申渡者也、

延宝五年巳閏十二月廿四日 評定所印

一九

一 頃日馬ニ疵付、又ハロ引ノ者共楚忽ニ切付候事有之、
不宜儀ニ候、依之向後近名又ハ外城ヨリ自身馬ヲ引候
テ鹿兒島ヘ差越節ハ、刀指候格式ノ者タリト云フトモ
都テ無刀ニテ可差越候、常式刀不指者ハ勿論ノ事候、
於在所者、衆中人家来ノ儀、馬引候節ニテモ刀指候儀
不苦候、且又鹿兒島中馬ニ乗罷通、又ハ何事ニテモ対
士乗打致候儀、前々ヨリ御法度ノ事候、弥以此旨堅相
守候様可申渡旨被仰渡、

享保十五年戊八月晦日

二〇

一 櫻島へ遊山ナトニ差越間敷、若無抛用事ニテ差越候節
ハ、地頭へ申断、地頭証文持越、用事相弁則可罷帰、
其外船ニテ通船ノ者モ船ヲ付間敷、若依風波着岸候ハ、
所役へ申断、書付ヲ取、地頭方へ可差出候、且又御奉
公相勤候者、不依高下、遠方へ釣ナトニ差越間敷旨、
（肝付兼綱）
主殿殿ヨリ被仰渡、

正徳二年辰十月十八日

委曲諸郷ノ場ニ有之、

二一

一 犬ナト盗候儀ハ輕キ事ノ様ニ存、間ニハ盗取候者モ可
有之候、馬盗取候者ハ御仕置ノ御法モ有之事候へトモ、
都テ生類盗取候儀ハ、外々盗同前ノ筈候間、末々マテ
得其意相慎候様ニ、与頭・地頭・支配頭、私領ハ領主
其外、早晚ノ通惣通達ニテ不洩様可申渡候、

享保四年亥二月

二二

一 鶏合ノ儀、前々ヨリ御禁止ノ事候処、頃日若キ面々專
右体ノ聞得有之、如何ニ候、畢竟勝負ヨリ事起リ争論
ノ基ニモ相成、就中劍付鶏合ノ儀ハ怪俄致シ候儀案中
ニテ、別テ不可然事候条、右体取違ノ儀一切不致様急
度申渡、親・身近親類共ヨリモ猶又稠敷可申聞旨可申
渡候、

右之通、組中・支配中・諸外城・私領へ不洩様向々へ

可申渡候、

安永七年戊七月①二十一日

（小松清春）
帶刀
（島津久健）
仲

二三

一 御納戸奉行其外諸奉行略ス
芝居へ他国ヨリ差越居候役者類ノ者、武士方者勿論、
其外ニテモ招呼候儀令停止候間、支配中不洩様ニ可被

申渡旨、去ル午年申渡置候処、至頃日緩セ成立候聞得

モ有之、不可然候間、先年申渡置候通、猶以堅相守候

様、支配中不洩様可被申渡候、

安永五年申七月①二十六日 (伊勢貞徳)
兵部

二四

一弓鉄炮稽古ニ賭勝負ヲ企候儀共有之由被 聞召上、甚

以如何ノ儀候、右通ニ候者稽古ノ本意ヲ背、自然ト風

俗モ不宜方ニ成行、不可然事候条、向後賭勝負無用可

仕候、勿論稽古方ノ儀ハ専心掛致出精、実義ヲ不取失

様被 思召上候旨、去ル丑年被 仰出候ニ付、不依何

事右趣ノ儀堅可相嗜旨申渡置候処ニ、頃日賭勝負企候

モ有之段相聞得、不可然候条、右之趣屹ト相守、於稽

古方ハ無油断可致出精候、

右之通、表方ヘ致通達、御側方・御勝手方ヘハ写ヲ以

可相達候、

但、諸郷ノ儀ハ地頭・領主・月番御用人ヨリ可申渡

候、

安永五年申四月六日

(小松清春)
帯刀
(山岡久澄)
市正

二五

一頃日於鉄炮場多人數相集、郷中ヲ分、又ハ上下ニ相掛、

矢先ヲ争候聞得有之候、右通多人數相集候処ヨリ及口

論等ノ儀モ有之候ニ付、段々分テ被仰渡趣モ有之候処

ニ、右体ノ儀不可然候条、一切左様成儀無之様可被申

渡候、勿論稽古方ノ儀ニ付テハ先達テ被仰渡置候通、

無油断可致出精候旨、是又可被申渡候、

右、可申渡候、

安永六年酉四月①二十五日 大御目附

二六

写

一近年村々ヘ虚無僧修行ノ体參、百姓共ネタリケ間敷申

懸、或ハ旅宿ヲ申付候様村役人ナトヘ申候故、宿取遣

候ヘハ、鹿宅ニテ止宿難成由ヲモ申、アハレ其場ヘ居

候者ヲ尺八ニテ打擲イタシ疵付候儀有之段相聞、不届ノ至候、虚無僧致修行候ハ、志次第施物ヲ受、夜入候ハ、相對ニテ一宿可致筋候間、已来虚無僧共聊モ不法ノ筋有之候ハ、其村ニテ差押、御料ハ御代官並御預役所へ、私領ハ領主・地頭役所へ早々召連出へシ、

若於相背ハ其村方可為越度者也、

右之趣、御料・私領・寺社領等不洩様相触、村々ニテ写為取、村々入口高札場或ハ村役人ノ宅前ナトへ為張置可申候、

安永七戊正月

右之通、可被相触候、

二七（の1）

一 近年浪人ナト、申、村々百姓家へ參、合力ヲ乞、少分ノ合力錢ナト遣候へハ悪口致、或ハ一宿ヲ乞泊、病氣ナト、申十四五日致逗留候内ニハ品々難題ヲ申懸、合力錢余計ニネタリ取候段相聞、不届ノ至候、已来右体ノ者罷越候ハ、其辺ノ穢多非人共ニ為召捕、関八州・

伊豆国・甲斐国ハ公事方御勘定奉行へ召連出、其余ノ国々ハ御料ハ御代官、私領ハ領主地頭へ召連可出候、勿論何様申候共決テ不為致止宿、苗字帯刀イタシ候者へハ一錢ノ合力モ致間敷候、

（二七の2）

一 旅僧・修驗・瞽女・座頭ノ類、物實ノ者共、志次第ノ報謝ヲ受、相對ニテ宿ヲ借可申候処、近年押テ宿ヲ取或ハネタリケ間敷義申懸候者有之段相聞、是以不届ノ至候、已来右体不法ノ者ハ前ケ条同様 為召捕、召連可出候、若於相背ハ其村方可為越度者也、

右之趣、御料・私領・寺社領等不洩様相触、村々ニテ為写取、村々入口高札場或ハ村役人ノ宅前ナトへ為張置可申候、

十月

右之通可被相触候、

外ニ百姓徒党一件略ス、

（二七の3）

右之通從 公義被仰渡候条、御当地ノ儀ハ有来通ニテ、 49

諸外城・私領ニ於テハ其所仮屋又ハ庄屋役所其外御高

札場辺往還筋見計ヲ以、竹矢来ニテ輕取建、於所書調、

高札相建或ハ張紙等ニテ、末々ノ者マテモ得ト弁シ安

キ様イタシ、已後書改ニ不及建捨可致候、此旨与中・

支配中・諸外城・私領へ不洩様可致申渡也、

安永七年戊正月十九日

御家老座印

二九

一花火ノ儀第一用心ヲ致勘弁、人家迦ニテ可仕旨、先

年已来段々申渡置候通候条、猶又右申渡^⑧候趣聊無忘

却可相心得旨、支配中へ可被申渡旨可申渡候、

安永七年戊^⑨閏七月^⑩二十三日

(家刈実働) 孫兵衛

二八

一頃日途中ニテ貝ヲ吹行候者多々有之段相聞得候、山伏

共法式ニ付テハ是迄致来候通可有之候処、右次第往還

ヲモ不憚甚取違ノ至候、依之已来途中ニテ貝吹候儀一

切停止申付候条、稽古貝トテモ自宅又ハ人家迦ニテ吹

候様可致候、

右之趣可被申渡旨、寺社奉行・与頭其外支配有之面々

へモ可申渡候、

(安永七年) 戊閏七月十四日

(小松清香) 帯刀

三〇

写

一近名^⑪又ハ外城ヨリ馬ヲ率鹿兒島へ差越候節ハ、脇差指

候格式ノ者イリト云フトモ都テ無刀ニテ可差越候、常

式脇差不指者ハ勿論ノ事候旨、先年申渡趣有之候処ニ、

頃日馬率候モノ脇差ヲ指、或ハ通路ノ考モ無之繋置往

還ノ妨ニ相成、或ハ致大酒、法外ノ体也^⑫致徘徊、不可

然候、就中末々ノ者身分不相応ノ脇差ヲ指候者モ有之

由相聞得、不届ニ候、向後右体ノ儀無之様ニ^⑬屹^⑭可申

渡候、

右之通相守候様、支配頭・主人ヨリ稠敷可申付旨、与

中支配中・諸外城・私領へ不洩様可被申渡旨可申渡候、

明和七年寅五月廿六日

(小松清香)
帶刀
伊織
(川田國福)

三一

一 百姓共大勢子共有之候へハ、出生ノ子ヲ産所ニテ直殺
候国柄モ有之段相聞得、不仁ノ至候、以来右体ノ儀⁽¹¹⁾
記雜錄により補
無之様ニ△從、公義被仰渡置候、子共出生⁽¹⁰⁾ハ御国繁
栄ノ儀、郷村ノ余勢相成事候、御領國中右体ノ儀ハ有
之間敷候得共、万一心得違候テハ甚以不仁ノ至候条、
右仰渡ノ趣屹ト可相守候、

右之通、思召ヲ以難有被仰付候ニ付テハ、末々ニ至
リ取違ノ儀ハ曾テ無之筈候へトモ、自然出生ノ子ヲ窃
ニ流産又ハ血荒ノ筋ニ取拵候者有之候ハ、糺方ノ上
屹度其科可被仰付候条、此旨表方へ致通達、御側方・
御勝手方へハ写ヲ以可相違候、

明和八年卯二月廿九日

(喜入久福)
主馬
帶刀
(小松清香)

三一

一 御預犬外、大犬中犬不銅置候様ニトノ儀ハ前々ヨリ為
被仰渡置事候処ニ、頃日雜犬多相見得候ニ付、捕方ノ
儀申渡候、自然中犬已上ノ犬在付置候者モ有之候ハ、
早速遠方外城へ可差遣候、若難捕犬モ有之候ハ、其段
御目附方へ可申出候、

右之通、支配中へ不洩様可被申渡旨、可致通達候、

明和八年卯十月⁽¹¹⁾二十五日

新納内藏^(久儀)
取次
木場次郎兵衛

三一

一 多人数相集相撲取候儀、先年已来申渡置候趣有之候処、
頃日諸所へ集、相撲企候段相聞得、畢竟多人数相集候
処ヨリ口論ノ基ニモ成立、甚不可然事候条、向後右体
ノ儀曾テ無之様稠敷申渡、此上不相用者有之候ハ、兼
テ役々氣ヲ付可申出候、

右之通、不洩様可申渡候、

天明二年寅二月⁽¹⁰⁾二十七日

(喜入久福)
主馬

三四

写

一角刀興行ノ節、木戸ヲ建、札錢ヲ取候儀ハ、角刀ヲ渡世ニ致シ候者有之候、然処ニ国々ニ於テ、御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭へ願ノ上、(素カ)人共寄合角刀相催、其外神事等ノ節モ角刀興行致シ、殊神事等ノ砌興行候者畢竟先年ヨリ致来候佳例ニテ致興行候付、見物モ可致群集故、取メ為困等イタシ候上ニテ木戸ヲ建、札錢等請取候儀、向後無用可致候、尤勸進角刀興行致シ候者、角刀渡世ノ者共へ対談ノ上催候儀ハ格別ノ事候間、其趣相心得、在方ノ者トモ心得違無之様ニ可致候、右之趣、向々へ寄々可被相触候、右之通、從公義被仰渡候条、此旨与中・支配中・諸外城へ不洩様可被申渡也、

安永元巳十二月廿日^{①二十一}

御家老座印

三五

一御当地居住ノ郷土又ハ諸与与力ノ内容貌不宜、且又辻歌ヲウタヒ、或ハ尊卑ノ弁簿ク、鹿礼ニテ罷通候者モ有之由、甚以不都合ノ至候、右ニ付テハ先年已来申渡趣モ有之候ニ付、尚又可相慎候処、前文ノ次第別テ不可然儀候条、右体ノ儀トモ曾テ無之様、支配頭等ヨリ屹ト可申渡候、

一足輕並家来寺門前モノ等ノ内、異様ノ為体ニテ致徘徊、又ハ士ニ紛敷者モ有之、先年已来ヨリ分テ申渡趣モ有之候処、不守ノ者モ有之哉ニ相聞得、不届ノ至候条、向後向々へ不洩様可申渡候、左候テ取締ニ付テハ此節猶又掛役ヲモ相重、見聞等ノ成行申出管候間、万一違背ノ者於有之ハ屹ト可及迷惑候条、親兄弟身近者共ヨリ右之趣ヲ以、分テ相慎候様可申聞旨、是又可申渡候、
文化七年午十一月七日^{①十七} 將監(島津久春)

三六

一三月節句雛飾、夫々応分限飾等軽ク取立、勿論台抜キ

等ニ出張候儀一切停止被仰渡、

安永八①己亥二月廿二日

▽^①帶刀△

▽^②伊織△

三七

一於境瀬戸御仕置者有之節、組中若キ面々多人数差越、

御仕置ノ場所ヲモ不憚大勢込居、狼ヶ間敷有之候由相

聞へ、甚以不成合ノ致方ニ候、御仕置ニ付テハ檢使其

外御役々ヲモ被遣事候条、首刎候節ハ差支ニ不相成様

イツレモ相慎、遠引退居、刎方相済ノ上、出役ノ横目

へ引合、取捨ノムクロ受取、刀試候儀ハ随分其通可有

之事候、併面々申募、夜中ニモ相掛試方不相決モ有之

段、是以不可然事候条、暮時分ニハ試方相仕廻、都テ

引取候様可令熟談旨、親兄弟又ハ身近キ親類共ヨリ稠

敷申付可遣候、右ニ付テハ夫々見聞申付置候間、此旨

相背者モ候ハ、屹ト可及沙汰候、

安永八①己亥二月②二十三日（小松增書） 帶刀

三八

一組中若キ面々徒ノ群衆破磨（魔カ）投等、且末々ノ者共マテ辺

鄙トテモ無故相集候儀、又ハ物詣等被差留、

安永八年①己亥正月

三九

写

一田ノ浦ヨリ三船マテ浜辺ニ有之候石取候儀令停止候、

自今已後石取候モノ於有之ハ可及沙汰候条、此旨組中・

諸外城・支配中へ不洩様可被申渡者也、

寛保二年戊三月十七日 御家老座印①ナシ

御勝手方

四〇

口達之覚

一頃日御預犬へ疵付候儀間々有之候、病犬又ハ無拠相障

り候節ハ時宜次第可取計候へトモ、鹿忽ニ疵付候儀不

可然候条、向後入念候様ニ可致通達候、

宝曆二申八月①二十六日

(諏訪邦兼)
勘解由

右条々堅可相守者也、

慶長十五年戊四月二日

公義法度

令条記卷第廿九

四一 (令条記卷二十九 三七二号)

定

一 侍ノ事ハ不及沙汰、中間小者ニ至マテ一季者一切不
ハからざる可置事、

附、奉公望ノ者一季ト相定出ス者ハ可為曲事、

一新参者ハ存分次第可堪忍、
其年ノ切米を取において

但、春中ノ於取切米ハ翌年ノ夏マテ役儀ヲ務、其上

暇可乞事、

一 御普請御陳御上洛之御供又ハ御使ノ沙汰有之時、暇出すハからざる
之乞候儀可為曲事ノ旨被仰出候上ハ、存其趣不可出事、

付、関東中諸奉公人ノ分、六尺一円不可抱置、若有

相違ハ為過料金一枚可出事、

四二

(令条記卷二十九 三七三号)

条々

一 一季居ノ事、堅被停止上ハ、侍ノ儀ハ勿論、中間小者至マテ於抱置ハ速可被処罪科事、

一 ハテ連門徒御制禁也、若有違背ノ後忽不可遁其科事、
併天ノ之族ハ

一 手負ノ事、不依上下疵付候者有之者、他所ヨリ手負ノ

来ニ付テハ、其所ニ則留置、注交名、急度可有言上、

若於隱置ハ可被処其科事、

一 多葉粉吸事被禁断畢、然上ハ売買ノ者マテモ於見付輩

ハ頭方ノ家財ヲ可被下也、若又於路次見付ニ付テハ、
併多葉粉並売主ヲ所ニ押置、可言上、則付タル馬荷物已

下改出ス者ニ可被下事、

付、於何地モ多葉粉不可作事、
作るハからざる

一 牛ヲ殺ス事御制禁也、自然殺ス者ニハ一切不可売事、

右之趣、御領内ヘ急度可被相触候、此旨被 仰出者也、

▽仍執達如件、△

慶長十七年八月六日

四三

（令条記卷二九 三七四号）

覚

一 御法度ノ外ノ錢本エリ候者もの、有之者、如御定火印ヲ捺ヘキ事、

一 最前御定ノコトク、金子一兩ニ、四貫文之、商売可致、若

御法度ヲ背、高下ノ錢之、商売ノ者、在之ハ、其商売ノ錢之

金之、為過料之、双方ヨリ可出之事、

右条々相背輩之、有之者、其町一町ヨリ之、為過料家一軒之

ニ之、可出之、並其所ノ代官之、為過料五貫文可出之、

此旨堅可申付者也、

元和四年午二月十二日

四四

（令条記卷二十九 三七五号）

条々

一人ヲカトワカシト、売候者もの、死罪ナシノ事、

一人ヲ買取ソレヨリ先へ売候者ハ百日ノ籠舎、其上過錢其分限ニ越テ可申懸之、若於不出者死罪之事、

一人ヲ売買御制禁ノ上ハ、或普代之、或為我子ト云トモ売候

アタヒ程売人買人之、双方可出之、則売候者ハ取ハナ

シ、可任其身覚悟事、

一 カトワサレ、ウラレ候者ハ、其本主へ可返ス、モシ無

主人者ハ、是モ其身存分次第ノ事、

一人商買宿ノ儀、久敷仕候者ハ可被行死罪、

但、一夜ノ宿ハ糺明ノ上、依其過可為曲事、

一人ノ売買口入人ノ儀、カトワカシ売候時ノ口入ハ可為

死罪、若又普代我子已下ノ口入ハ、其科ヲ分ケ、籠舎

又ハ可為過錢事、

一 長年季御停止ノ上、自然ミタリノ輩ハ其人ノ分限ニ隨

テ從頭方可出過料事、

一 暇ヲ為乞不、欠落ノ者ハ当主人へ可召返、

但、御陳御上落御普請ノ時ハ令堪忍、罷帰候上可召

帰之、併曲事致致、欠落者ハ為各別之条、其旨ヲ主人

へ相断、若於無承引ハ奉行所マテ可申届、又ハ在々

所々ニ引込在之候者ナシものヲ、其所ノ地頭代官ハへ相届可召
帰事、

⑦ 此間、キレ、△

一 欠落之者ノ請人ハ右申定候切米ノ一倍請人方ヨリ主人へ
可出之、

但、於不出者ハ可為籠舎、其上ハ主人次第之事、

一 御陳御上洛御普請ノ砌之、欠落者別テ曲事也、然上

ハ請人ヨリ尋出シ主人ノ方へ可相渡、若於不叶ハ請

人ヨリ為過料右約束ノ切米一倍主人ノ方へ可出之、於

不出ハ籠舎ノ上、主人次第ノ事、

一 欠落者モノニ他所ニテ取替金出守において於出ハ其仁、損タルヘシ、

無請人シテ人ヲ抱候儀越度たる故、為越度ノ上、如斯也、

但、請人於有之有之に於いてハ、自請人方取替程ツ、前後ノ主

人へ可出之事、

一 公義御法度ヲ相背令欠落ハ、重科ノ者ノ事、請人ヨリ

本人ヲ尋出シ、主人へ可相渡之、於不叶ハ請人可為死

罪事、

右条々堅可相守者也、
仍如件

元和五年未十二月廿二日

四五 (令条記卷二十九 三七九号)

覚

一人ヲ切候モノ在ハ之者、其屋敷ノ者出合、何方マテモ追

懸掛、留置、刀脇差ヲトリ、子細ヲ相尋、所へ注進ス

ヘシ、若刀脇差指不出、スマヒ候ハ、殺候テモ不

苦候、右ノモノ追懸候時ハ其ノサキハノ屋敷ヨリモ急

度出合可留置之、勝者昼夜ニヨラス、屋敷ノ前ニテ人

ヲ切候事於不知不知においてハ、屋シキノ番人可為油断者也、

寛永六、己六月廿日

四六 (令条記卷二十九 三八八号)

覚

一 從此已前如被 仰出、所々虚地ニ家ヲ作出儀堅為 御

制禁ノ条、明春以御檢使可被相改之旨候、若新規ニ家

ヲ作出於有之アラハ可為曲事事、

一 奉公人屋シキノウチ商売人ニ借候儀、弥御停止也、万

一借輩アラハ是又可為曲事、

一自今已後、御領私領百姓并寺社領等ノ地ヲ借、家ヲ作

ラセ候モノ、在之者可為曲事、

附、所々ヘヨリ断ノ上、可任差図事、

寛文七年也未十月廿二日

令条記卷廿二

四七

定

（令条記卷二十二 二六七号）

一喧嘩口論令停止之、自然有之時、至其場一切不出向事、

一公義儀ヨリ被行死罪族有之刻、被 仰付輩ノ外不可懸集

事、

一人売買一円停止タリ、若猥ノ輩於有之ハ、其輕重ヲワ

カチ、或死罪或籠舎或可為過料事、

附、口入人同罪ノ事、

一男女抱置年季十ヶ年ヲ限ヘシ、過十ヶ年ハ可為曲事、

一イニシヘヨリ其領内ニ在来輩タリト云フトモ、他領ヘ

相越年久シクアリツキ、妻子ヲ令所持、其上科無之

者ヲ呼カヘス儀、可為停止事、

一手負タルモノヲ隱置ヘカラス、惣テ辻立門立ヲスヘカ

ラス、并顔ヲフカクツ、ミカクス輩アラハ可為曲事、

一火事令出来者役人並御免許ノ輩ノ外不可馳集、

但、役人差図ノ者ハ各別ノ事、

一火事場ヘ下々相越、理不尽ニ罷通ニヲヒテハ、御法度

ノ旨申キカセ通スヘカラス、若承引不仕ニヲヒテハ擲

捕ヘシ、万及異儀一異儀ニヲヨハ、可為打捨之事、

一自今已後火事場ニテ金銀諸道具等ヒロヒトラハ、即時

町奉行所マテ持参スヘシ、若隱置脇ヨリアラハル、ニ

ヲヒテハ可被行罪科、并ヒロヒ物令隱置者附人ニ出ヘ

シ、縦同類タリト云トモ其科ヲ免ルシ、御ホウヒノ高

下有之テ急度可被下之、勿論盜取トモカラアラハ附人

ニ出ヘシ、是又御褒美可被下事、

右条々可相守之、若於有違犯ノ輩速可被処科錢堅所

被 仰出也、仍下知如件、

延宝二年二月日

四八

(令条記卷二十二 二六八号)

定

一 寛永ノ新銭、金子一両ニ四貫文、勿論一分ニハ一貫文ノ商売タルヘシ、若致違背高下ノ売買仕ニヲヒテハ、双方ヨリ其売買ノ一倍過料トシテ可出之、並其町ノ年寄過銭二百疋、其外ハ家一軒ヨリ十疋ツ、可出事、

一大カケ・ハレ銭・カタナシ・ナマリ銭・新悪銭此外撰ヘカラス、若エラフモノ、古銭ヲ押テツカフモノ有之者、或其所ニ三日サラシ、或ハ十日可為籠舎事、

一新銭ノ儀、イツレノ所ニテモ御免ナクシテ可円不可鑄出之、若違犯ノ輩有之者可為曲事、新銭被仰付候上ハ、或鉛銭散銭等ニモ古銭一切取ツカフヘカラス、

一 御領私領共ニ、年貢収納等ニモ此御定之通不可違背事、

一 ニセ金銀売買一切停止タルヘシ、自然持来ニヲヒテハ両替屋ニテ打ツフシ、其主ニ可通之、並ハツシノ金銀ニセ金銀ハ金座銀座ヘツカハシ相對スヘシ、両替屋ノ外ハ売買スヘカラサル事、

右条々可相守此旨、若違背ノ族於有之ハ速可被処敵科

者也、仍下知如件、

延宝三年二月日

右新銭ノ高札、寛永十三年子六月朔日大概文言同断、

但、江戸並江州板元ニテ新銭被 仰付ノ旨有之、

四九

(令条記卷二十二 二六九号)

条々

一 於諸国ニセ薬種一切可為停止、若ニセ薬種商売仕輩アラハ訴人ニ出ヘシ、急度御褒美可被下事、

付、毒薬一切売買仕ヘカラサル事、

一 商売ノ輩、諸色一所ニ買置シメウリ仕ヘカラス、並申合、諸事高直ニ致ヘカラサル事、

一 諸職人、申合、作料手間賃等高直仕ヘカラサル事、

右条々可相守此旨、若違背之族於有之ハ随軽重、或死罪流罪タルヘシ、惣テ誓約ヲナシ、結徒党輩有之ハ、御穿鑿ノ上可被行敵科者也、仍下知如件、

延宝二年二月日

五〇 （令条記卷二十二 二七〇号）

定

一 忠孝ヲハケマシ、夫婦兄弟諸親類ニムツマシク、召仕
ノ者ニ至マテ憐愍ヲ加ヘシ、若不忠不孝者アラハ
可為重科事、

一 万事ヲコリイタスヘカラス、屋作衣服飲食等ニ及マテ
儉約ヲ可相守事、

一 以悪心、或イツハリ、或無理ヲ申掛、或利欲ヲカマヘ
テ人ノ害ヲナスヘカラス、惣テ家業ヲツトムヘキ事、

一 盜賊並惡党モノ有之者訴人ニ出ヘシ、急度御褒美可被
下事、

付、博突堅令禁制事、

一 喧嘩口論令停止之、自然有之時其場ヘ猥不可向出、又
ハ手負タル者ヲ隱置ヘカラサル事、

一 被行死罪ノ族有之刻、被 仰付輩ノ外不可馳集事、

一 人売買堅令停止之、並年季ニ召仕下人男女共二十ヶ年
ヲ限ヘシ、其定ヲ過ハ可為罪科事、

付、譜代ノ家人、又ハ其所ニ住來輩他所ヘ相越在付、

妻子ヲ令所持、其上科ナキモノヲ不可呼返事、

右条々可相守之、於有違犯之輩ハ可被処嚴科之旨、処
被 仰出也、

天和二年五月日

五一 （令条記卷二十二 二七一号）

条々

一 毒藥並ニセ藥種売買ノ儀、弥堅制禁之、若於売買仕ハ
可被行罪科、タトヒ同類タリト云フトモ、訴人ニ出ル
輩ハ急度御褒美可被下事、

一 ニセ金銀売買一切停止タルヘシ、自然持來ニラヒテハ
両替屋ニテウチツフシ、其主ニ可返之、並ハツシノ金
銀ニセ金銀ハ金座銀座ヘツカハシ可相改事、

付、ニセ物スヘカラサル事、

一 寛永ノ新銭金子一兩ニ四貫文、勿論一分ニ一貫文、
御領私領共ニ年貢取納等ニモ御定ノ員数タルヘキ事、
一新銭之儀、イツレノ所ニテモ御免ナクシテ一円不可鈔
出之、若違犯ノ輩有之者可為罪科事、

附 付、惡錢・似錢・古錢此外撰ヘカラサル事、

一新作之槌ナラサル書物、商^売スヘカラサル事、

一諸色ノ商^売、或ハ一所ニ買置シメウリ、或^レ申合、高

直ニイタスヘカラサル事、

一諸職人、申合、作料手間賃等高直ニスヘカラス、惣テ

誓約ヲナシ、結徒党儀可為曲事、

右条々可相守此旨、若違犯ノ族於有之者可被^レ処^レ斂^レ科者

也、仍下知如件、

天和二年五月日

令条記卷第卅一

五二 (令条記卷三十一 四一七号)

一 一季居之事堅被停止之、然^レ從前々ノ商人ノ外、奉公

止ル輩又ハ百姓等フリ売一錢ウリスヘカラス、從先規

仕来モノハ米津也勘兵衛・島田也兵四郎手札^取トルヘ

キ事、

一 於町中自然火事出来ノ時、奉公人一切不可出向事、

一手負タルモノ隱置ヘカラサル事、

一 門立スヘカラサル事、

一 ホウカラケ其外何ニテモ、面ヲフカクツ、ミ、又ハ夜

中アミ笠ヲ着ル族アラハ、見合ニ可斬罪事、

右条々於違犯ノ輩ハ、忽^レ可^レ処^レ斂^レ科者也、

慶長十八年三月日

五三 (令条記卷三十一 四一八号)

覚

一 喧嘩口論ノ時、至其場一切不可出向事、

一 公義違背ノ族自然有之テ被^レ行^レ死^レ罪^レ刻、被^レ仰^レ付^レ輩ノ外雖

為一人到彼所不可懸合事、

一 侍屋敷火事ノ節、家中者並親類縁者ノ外到其所不

可懸集事、

附 付、町中火事有之時、奉公人上下トモ不可懸合事、

一 武士ノ面々侍候儀ハ勿論、中間小者ニ至マテ一季居一

切不可^拘抱置、

但、堪忍次第ニハ不苦事、

付、一季居^拘抱置主人、随其分限^{可過儀出}可出過^レ科事、一季居

ノ者、或籠舎或譜代可申付事、一季居ノ者請人、或籠舎或可為過錢事、此御定之旨相背族有之者訴人ニ出ヘシ、急度御ホウヒ可被下事、

一年季ノ事可限十ヶ年、十ヶ年過ハ可為曲事事、

一人売買一切停止タリ、若違犯ノ輩アラハ、其輕重ヲハカチ、或死罪或籠舎可為過錢事、

附、言主口入同罪事、

一手負タル者隱置ヘカラサル事、

一主ナシニ宿ヲカス事、請人ノ手形ヲ町奉行ヘ差上、裏判ヲ取、カスヘキ事、

一辻立門立スヘカラス、

附、面ヲフカクツ、ミ隠ス輩アラハ可為曲事事、

右、可相守此旨者也、仍執達如件、

寛永四年正月朔日

五四

(令条記卷三十一 四一九号)

覚

一博突ノ儀、兼テヨリ御法度候間、自今已後任之、金

銀財宝衣服トラレ、及難義者有之者、何時ニヨラス訴出ヘシ、然上ハ其科ヲ免ルシ、トラレ候物取返シ可遣事、

一新吉原ノ外町中ニ遊女隱置者有之者、両町奉行所ヘ掛入ヘシ、タトヒ譜代七年季タリト云フトモ早速人主カ

タヘ返シ、身樂ニ可申付候、若又カケ込候事難成候ハ、

ツテヲ以テ書付ヲ可差上事、

寛文四年也 辰十月四日

五五

(令条記卷三十一 四二〇号)

一江戸中辻々橋々ノ辺、何ニテモ古カネノ類一切売買仕

ヘカラサル事、

一橋々ハツシカナモノノ類、

一門々ハツシカナ物ノ類、

一銅瓦ナマリ瓦銅ノ樋ハツシ金物ノ類、

一社宮ハツシカナ物ノ類、

右品々、自今已後於町中売買仕ヘカラス、自然屋敷方

寺社方ヨリ払物ニ出ルニヲヒテハ、町奉行番所ヘ申断、

其上可買取之、若密々売買仕候者、縦後日ニ相聞ト云ト
モ、穿鑿ノ上急度可被行罪科者也、

寛文七年也 未九月四日

五六 (令条記卷三十一 四二二号)

覚

一ハマ弓結構ニイタサス、射ラレ候ハヌ様ニ可仕候、

但、人形作物等ハ一切可為無用事、

一五月モテアソヒノ甲、イニシヘノコトクカフリ候様拵、

人形作物可為無用、

但、甲ニ立物ハ不苦、惣テ結構不可仕事、

一商売物ノヒナノ道具、結構ニ不仕カロク可仕事、

以上、

寛文七年 未十一月朔日

五七 (令条記卷三十一 四二七号)

覚 江戸町制

一祭礼法事弥輕可執行之、惣テ寺社山法衣装束等万端

輕可仕事、

一町人・舞之・猿楽ハ、雖為御扶持人向後刀サスヘカラ

サル事、

一百姓町人ノ衣服、絹紬木綿麻布以此内、分限ニ応シ妻

子共ニ可着用事、

一舞之・猿楽右同断、

但、役相勤時分ハ髮斗目不苦事、

一惣テ下女・ハシタハ布木綿可着之、帶同前事、

以上、

亥二月日

五八 (令条記卷三十一 四二八号)

覚 江戸町

一道ハシニテ古金一切売買仕間敷候、若売買イタスモノ

有之候ハ、其所ノ辻番トラヘ、奉行所へ出ヘシ、見

逃申ニラヒテハ可為同罪事、

一惣テハツシカナモノ、並銅瓦鉛瓦銅樋、自今已後一切売

買仕間敷候、

但、売買仕候ハテ不叶モノハ、奉行所へ可相断事、

一古着其外古道具売買ノ儀ハ、請ヲ取、売買イタスヘキ事、

▽右之通於相背は、可為曲事者也、△

貞享元也 ナシ 子二月廿九日

五九 （令条記卷三十一 四三二号）

口上之覚

今度灸針ノ儀依異諸申触候被遂御穿儀ノ処、駿州ニ在之田口是心ト申者持伝候書物ニ相見へ、所望ノ者有之

テ写遣之候、自作仕タル儀ニ候ハ、急度御仕置可被仰付候へトモ、右ノ訳立候故当人御構無之候、然共向

後ケ様ノ珍敷儀不申触様可申付候、若無廻子細有之候ハ、其所ノ奉行役人へ申断、可仕差図之旨、急度

可申触候、已上、

元禄二年也 ナシ 巳十月九日

六〇 （令条記卷三十一 四三四号）

覚

一木ノツケキ、木当年春ヨリ商売不仕、麻カラノ類ニテ可仕之旨、去年被仰付候通、弥木ノ付木一切商売仕間敷

候、若相背商売仕候ハ、召捕、急度被仰付之条、此旨堅相守少モ違背仕間敷候、以上、

午正月十日

六一 （令条記卷三十一 四三六号）

覚

一頃日町中ニテ富ツキ講ト名ツケ、或ハ百人講ト申、大勢人アツメイタシ博奕カマシキ儀仕之由相聞、不届候、

向後左様ノ儀一切仕間敷候、若相背候ハ、本人ハ不及申、名主・家主マテ曲事可申付者也、

元禄五也 ナシ 申五月十日

六二 （令条記卷三十一 四三七号）

覚

一頃日馬ノモノイヒ候由申触候、先年モ灸針ノ儀申フ
シ、又候ケ様ノ儀申出シ、不届候、何者申出候哉一町
切ニ順々咄候者先々タンタへ、可書上之候、初テ申出
候者有之候ハ、何方ノ馬モノ申候哉致書付、早々可申
出候、殊ニ葉ノ法組マテ申フラシ候由、何ノ医書ニ有
之候哉、一町切人別ニタンタへ、書付可罷出候、隱置
候ハ、可為曲事候間、有体可申出者也、

元禄六也 西六月日

六三 (令条記卷三十一 四三八号)

覚

一書物作候モノ 本町一丁目 平三郎
一板行仕候モノ 通油町 甚九郎
一書物売候モノ 通ハコ町 三左衛門
一板木売候モノ 神鍋町 仁兵衛
右之者共、頃日傾城町ノ儀其外噂、草摺引ト申書物作
候段不届付テ、四人共籠舎被仰付之、書物並板木ハ町
奉行所へ被取上之由、

元禄七也 戊正月

六四 (令条記卷三十一 四三九号)

覚

町中借駕籠ノ儀、前々法度申付候処、又々頃日猥ニ借
駕籠有之様相見候、向後弥借駕籠無用可仕候、役人ヲ
出シ可相改之間、若違背ノ者於有之ハ、駕籠カキハ不
及申、駕籠持主、乗候モノマテ急度可申付候、若左様
之者有之ハ家主、マテ可為越度之間、随分入念可申
付者也、

戊四月

六五 (令条記卷三十一 四四一号)

覚

頃日所々広小路ニテ毎夜集候テ相撲取候由相聞候、前々
ヨリ辻相撲停止ノ処、不届候、若相背相撲取候モノ有
之者急度可申付者也、
戊七月

六六

（令条記卷三十一 四四二号）

戊十月日

覚

前々モ相触候通、狂言芝居ノ野郎、浪人野郎、又ハ役者ニ出サル前髪有之者、並女ノヲトリ子、カケマ女方々へ遣候儀堅御法度ノ事候、向後弥右之者其一切何方へモ遣申間敷候、若相背遣候ハ、見合次第捕之、其者ノ主人ハ不及申、家主・五人組マテ急度曲事可申付者也、

戊七月日

六七

（令条記卷三十一 四四三号）

覚

印判ホラセ候儀、外ノ印判ノ押形ニテホリ候事弥堅停止可仕候、絵本ノ様ニ書候テ印判アツラへ、ニタルハ、少モ相違無之ハ、ホリ申間敷候、何文字、何分四方ニナト、誂申分ハ勿論不苦候、是ハ、印判ヲスキ写候テアツラへ、似セ印判不仕為ニ候間、其旨相心得、疑敷儀ヲ誂候ハ、一切仕間敷者也、

六八

（令条記卷三十一 四四四号）

覚

町中ニテ女童ヲトラへ、下々共ナフリ、ムサロヲ申掛、或ハ酒ニ醉不作法成儀申者於有之ハ、町人ハ不及申、武家召仕タルト云フトモ、其所ニ捕置、早々奉行所へ可申来者也、

戊二月日十

六九

（令条記卷三十一 四四七号）

覚

昼夜共ニ、下々途中ニテタハコ吞ナカラ往行仕者有之者、見合次第トカメ、主人へ断可申旨、町廻之与力中へ申渡有之候間、此旨可相守者也、

亥十月二日

覚

一酒ニ酔、心ナラス不届仕モノ粗有之候、兼テヨリ大酒仕儀停止ニ候ヘトモ、弥以酒給候儀人々相慎可申事、一客等有之候テモ酒強候儀無用ノ事、

附 付、酒狂之者有之候ハ、酒給サセ候モノモ可為越

度事、

一酒商売仕モノ連々減候様ニ可仕事、

右之通急度可相守、於令違背者可為曲事者也、

元録九也 子八月日

令条記卷第三十二(三)

七一

(令条記卷三十三 四七五号)

覚

馬ノ筋ノへ候儀、第一用方ニ不宜、其上不仁成儀ニテ、

御厩ニ立候御馬共先年ヨリ御停止被仰付候ヘ共、今以

世上ニテハ拵馬有之由候、向後堅御制禁被 仰出者也、

貞享二年也 丑九月十八日

七二

(令条記卷三十三 四七七号)

頃日馬之尾筋当座拵様ニ尾ヲ取率通候馬相見ヘ候、

御沙汰有之候、前々被 仰出ク之通堅相守可申候、向

後若左様成馬相見得候ハ、持主聞届候様ニト、御老中

御列座ニテ大目附衆並御目附衆被仰渡候条、各可有

其心得事、

貞享三年也 寅二月廿二日

七三

(令条記卷三十三 四七八号)

覚

馬ノ尾卷候儀、雨天ノ節ハ尾先一重二重計ハ不苦候、

馬喰馬ハ拵馬ニ紛候間、一切無用事、

寅三月三日

右ハ当日出仕ノ面々ヘ大御目付衆演達之、

七四

(令条記卷三十三 四八九号)

覚

捨馬ノ儀付段々被 仰出候处、頃日モ捨馬仕候モノ有

之候、急度御仕置可被仰付候へトモ、先此度モ流罪被仰付候、向後捨馬仕候モノ於有之ハ可被行重科者也、

貞享四年歟 卯十二月日

七五

（令条記卷三十三 四九四号）

捨子イタシ候事弥御制禁候、養育難成分ケ有之候ハ、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官手代、私領ハ其村ノ名主・五人組、町方ハ其所ノ名主・五人組へ其品可申之、ハコクミ難成ニオヒテハ其所ニテ養育可仕候、此上捨子仕候ハ、急度可為曲事者也、

午十一月廿六日

七六

（令条記卷三十三 五二二号）

覚
一捨子ノ事、前々ヨリ御触有之候へトモ、今以粗捨子イタシ候様相聞候、向後弥捨子不仕様堅可被申渡事、一跡々ヨリ相触候へ共度々捨犬有之候、不届之至候、下屋敷又ハ野屋敷其外末々ニ到マテ、捨犬堅不仕、入念

候様可被申渡事、

附、捨子捨犬ノ事、養育難成分捨候モノモ可有之候、若左様ノ訳候ハ、其支配方へ可申出之、ハコクミ難成ニテハ其向キヨリ養育可申付事、

外一ケ条略ス、

▽一生類あはれみの儀、兼て如被 仰出、弥以末々に至迄入念、鹿抹に無之様可被申渡事、△

亥十月七日

七七

（令条記卷三十四 五二九号）

令条記三十四

浪人 筑紫園右衛門

一此者ノ儀、去年夏中馬モノヲ申由虚説申出シ、其上ハヤリ煩ヨケケノ札並薬ノ法組ヲ作り、実ナキ事ヲ書付流布イタシ重々不届付テ、江戸中引渡、斬罪申付者也、

天和二年也 戊三月日

令条記卷三十五

一今度勢州外宮師職三日市帶刀、配且方祓ノ表ニ兩太神

宮ト依書出候、内宮師職ノ輩新規非例ノ由奉行桑山丹

後守ヘ訴ヘ、委細穿鑿ノ上、双方江戸ニ召下、於評定

所遂対究ノ処、兩ノ字書来証拠不分明、新規無紛、就

中外宮師職ノ内中西丹波儀兩ノ字書加候一牒称証文雖

出之、墨色新敷髓ナラサル儀申、掠奉行ノ条不屈至

極也、右ノ趣達 上聞、丹波儀ハ神領中追放、帶刀並

一味ノ輩閉門被 仰付之、自今已後如斯 新規於申

出ハ速可被処敵科、仍為後鑑遣下知状可相守於双方者

也、

寛文十一年辛亥十一月廿二日

桑山 丹後

本多 長門

戸田 伊賀

小笠原山城

板倉 内膳

但馬 大和 美濃

兩宮 師職中

七九

(令条記卷十七 二〇九号)

令条記卷第十七

朝鮮国ヘ密々武器差渡者罪科覺

一死罪ノ内、重科者磔、其外或獄門或可為斬罪事、

一武具差渡候儀乍存金元仕候者ハ死罪、様子不存金カ

シ候儀無紛者ハ閉門致サセ所ヘ可預置事、

一水主ニヤトハレ候モノ、内、穿鑿ノ上、様子不存ヤ

トハレ候ハ、死罪、様子不存ヤトハレ候ハ、▽所エ

可預置事、△

一磔ニ行候モノ、男子ノ分ハ死罪、妻女子下女ハヤツコ

タルヘシ、

但、縁ニツキ一所ニ不罷在女子並男子ニテモ、他家

ヘ養子ニ遣シ候ハ、可為用捨事、

一 奴ハ其科人在々所々奉行進退スヘシ、闕所道具ハ帳面
ニ注置、奉行可預置、奉行無之所ハ奴並諸道具共ニ其
所之守護人可為進退事、

▽已上、△

寛文七（年也）未七月廿五日

▽板（板倉重矩）内膳正△

▽土（土屋敷直）但馬守△

久（久世広之）大和守

稻（稻葉正則）美濃守

松平甚三郎殿

切支丹御禁制

令条記卷第十八

八〇

急度申入候、仍伴天連門徒ノ儀堅御停止ノ旨、先年
相国様被 仰出候上ハ弥被得其意、下々百姓已下至マ

テ彼宗門無之様可被入御念候、将又黒船イキリス船ノ
儀右ノ宗体ニ候間、御領分着岸候共長崎平戸へ差遣
之、御領内ニテ商売不仕様尤候、此旨依 上意如斯候、
恐々、

元和二年也 八月八日

安（安藤重信）對馬

土（土井利勝）大炊

酒（酒井忠利）備後

本（本田正純）上野

酒（酒井忠世）雅楽

追テ唐船ノ儀ハ何方へ着候共舟主次第売買可仕旨被仰
出候、已上、

八一

覚

（令条記卷十八 二二〇号）

一ハテレンノ訴人 銀子二百枚

一イルマンノ訴人 同 百枚

一キリシタンノ訴人 同 五拾枚

又ハ三十枚、訴人ニヨルヘシ、

右、致訴人候輩ハ、縦同宗門タリトイフトモ宗旨ヲコ

ロヒ申出ニヲヒテハ、其咎ヲユルシ、御褒美如御書付

可被下^候旨、被^三仰出者也、

寛永十五年九月十二日

寛永十六年卯七月五日

對馬 豊後 豊後 對馬

伊豆

八二

(令条記卷十八 二二二号)

条々

一 吉利支丹之宗門雖為御禁制、今以從彼国密々伴天連ヲ

指渡付テ、今度カレウタ船着岸御停止事、

一 領内浦々等常ニ槌成者ヲ付置、不審有之船来ニヲヒテ

ハ念ヲ入可相改之、自然異国船着岸ノ時ハ、先年ヨリ

如御定、早船中ノ人数ヲ改、陸地へ不上候テ、早速長

崎へ可送遣事、

一 自然不審成モノ船ニ乗セ来、又ハ密々其船中ノ者ヲ陸

へ上ル輩アラハ可申出、随訴人之高下、急度御褒美可

被下之、若以属託頼ニヲヒテハ、其約束ノ一俵可被下

事、

右条々、処被 仰出也、仍執達如件、△

八三

定

(令条記卷十八 二二二号)

一 吉利支丹宗門之事、累年御制禁タリトイヘトモ弥以無

断絶、急度可相改之旨被 仰出訖、自然不審ナルモノ

有之者可申出之、此已前ハ伴天連ノ訴人ニ銀二百枚、

イルマンニ同百枚雖被下之、自今已後、

一 ハテレンノ訴人 銀三百枚

一 イルマンノ訴人 同二百枚

一 同宿並宗門ノ訴人銀五十枚又ハ三十枚、品ニヨルヘシ、

右之通、御褒美トシテ可被下之、若隱置他所ヨリアラ

ハル、ニヲヒテハ、其所之五人組マテ可被行曲事之旨、

所被仰也、仍当領中下知如件、

万治元年八月日

八四

（令条記卷十八 二二三号）

覺

一 幾里志丹宗門御制禁ノ高札、今度年号改元候ノ間、書直可被相立事、

一 幾里志丹宗門ノ者、今以所々ヨリ密々アラハレ捕之候、何方ニカクレ可有之モ難計ノ旨、家中並領内弥入念相改之、不審成者於有之ハ可有穿鑿事、

一 町人百姓五人組ヲ定、庄屋・町年寄無油断改之候様ニ領分堅可被申付候、自今已後他所ヨリアラハレ於捕之者、其所庄屋・町年寄手前遂穿鑿、油断仕不相改儀於無紛ハ随科之輕重可被行曲事事、

已上、

寛文元年七月四日

八五

（令条記卷十八 二二四号）

一 耶蘇宗門雖為御制禁、密々弘之族有之也相見、于今無断絶ノ条、向後ハ遂穿鑿候役人ヲ定、常々無油断家中並領内改之、不審成モノ無之様可被申付、若此上幾里

支丹宗門領内ニ有之ヲ、從他所アラハル、ニヲヒテハ

可為不念事、

一 幾里支丹宗門其所ニ有之儀、名主・五人組可存之処、此已前高札書載候旨趣令違背不申出候、已前脇ヨ

リアラハル、ニヲヒテハ、穿鑿ノ上、存ナカラ不申出候ハ、可被行死罪旨、具ニ申聞之、無油断相改候様可被申付事、

一 幾里支丹宗門近年輕キ者共令露頭、法ヲモヒロメ、ヨキ幾里支丹ハ不出候、ス、メヲイタシ候程ノ者ハ深隱可有之候間、入精遂穿鑿候様ニ急度可被申付事、

付、耶蘇宗門訴人ノ輩ハ、從此已前御定之通御褒美可被下事、

已上、

八六

（令条記卷十八 二二五号）

口上之覺

一 幾里支丹穿鑿ノ儀、一万石已上ノ面々ハ今度如被仰出候、役人ヲ定、家中領内毎年無断絶可被相改事、

一九千石已下之輩ハ役人定ノ儀可難成候之間、家中ノ者

ハ不及申、知行名主・年寄・百姓巨細ニ致吟味、今度書付ノ通申合之、其上毎年五人組手形ヲ取置、何時

ニヨラス從公義御尋之砌、其手形ヲ出シ候様ニ、番頭・与頭方ヨリ入念急度可被申渡事、

一此已前幾里支丹ニテコロヒ有之者候ハ、書注之、北条安房守・保田岩狭守マテ可相達事、

一寺社領門前ノ町等ハ、住持・神主ヨリ委細遂穿鑿候様、從寺社奉行所急度可被申付事、

一幾里支丹御制禁ノ高札フルク成、文字見ヘカネ候ハ、書直可被立事、

以上、

八七

寛文四年十一月廿五日

定

幾里支丹宗門ノ事、累年御制禁タリトイヘトモ、弥以断絶ナク急度相改ヘシ、自然不審成モノ有之者申出ヘ

シ、御褒美トシテ、

一伴天連ノ訴人

銀五百枚

一イルマンノ訴人

同三百枚

一同宿並宗門ノ訴人

同五十枚又ハ百枚、品ニヨルヘシ、

右之通可被下之、若カクシ置他所ヨリアラハル、ニラヒテハ、其五人組マテ可為曲事旨、堅所被仰出也、仍

下知如件、

延宝二年二月日

八八

（令条記卷十八 二二七号）

青木遠江守宅へ諸留主居招之申渡覽

切死丹宗門改ノ儀、前々ヨリ隔年ニ証文被差上候ヘトモ、当年ヨリハ毎年四月ヨリ十一月マテノ内、宗門改

ノ可被差出候、 ∇ 弥入念改可被申之旨、御老中被仰渡ノ由申渡候、

延宝九年酉二月廿九日

八九

（令条記卷十八 二二八号）

切死丹宗門ハ累年御制禁タリ、自然不審成者有之ハ申出ヘシ、御褒美トシテ、

ハテレンノ訴人

銀五百枚

イルマンノ訴人

同三百枚

立カヘリ宿ノ訴人

同断

同宿並宗門ノ訴人

同百枚

右之通可被下之、タトヒ同宿宗門ノ内タリト云フトモ、

訴人ニ出ル品ニヨリ、銀五百枚可被下之、隱置他所ヨ

リアラハル、ニヲヒテハ、其所ノ名主五人組マテ一

類共ニ可被処敵科者也、仍下知如件、

天和二年五月日

九〇

（令条記卷十八 二二九号）

覚

一前々切支丹宗門ノ由ニテ、本人有之ニヲヒテハ、何年

已前何方ニテ僉義有之テ、何年已前コロヒ候邪宗門ノ

者ニテ候ヘトモ、切支丹ヲ訴人仕ニヨリ其科被成御免、

在所へ帰罷在候哉、其訳委細書付可被申事、

一右コロヒ候已前切支丹ノ者在之、唯今マテモ預ケ被指

置候哉、又ハ何ニテモ面々職ヲ仕罷在候哉、其ハケ一

人宛別ニ委細書付可被申事、

一最前切支丹ニテ、コロヒ不申以前ノ子ハ、男女共ニ本

人同前ノ儀候間、本人ノ内へ書入可被申候、

但、コロヒ候已後ノ子共ハ男女共ニ類族ノ内へ書付

可被申事、

一前々切支丹コロヒ候已後檀那寺可有之候、何宗旨ニ成

候テ、常々寺へ参詣仕候哉、其寺へ附届常体ニ仕候哉、

数珠ヲモ持、父母ノ忌日ニ寺へモ参、又ハ持仏ナトヲ

モカマへ、香花ヲモ備候哉、其趣檀那寺慥遂穿鑿、又

ハ下人等ヲ召仕候者有之候ハ、其下々マテ念入可被

致穿鑿事、

一切支丹ノ儀ハ不及申、宗旨疑敷者於有之者、御領ハ御

代官、私領ハ其地頭へ可訴之、勿論切支丹奉行へ早々

可申出之、品ニヨリ急度御褒美可被下之、尤雖為同類、

其科ヲ免ルシ、アタヲナサ、ル様ニ可被仰付候、若隠

置後日ニ頭ニヲヒテハ可為曲事事、

一類族ノ者忌掛リ候親類並^并聳舅、吟味有之テ書付可被申候、此外ハ不及書付、尤親類等マテ他国へ差放遣候儀堅可為無用、

但、参候ハテ不叶ハケ於有之ハ、切支丹子孫ノハケ参候所へ可申届候、御領ハ御代官、私領ハ其地頭へ可相達候、何年過候トモ其ハケ切支丹奉行へモ申達、帳面ヲモ書直候様可仕事、

一前々切支丹宗門ノ者果候ハ、死体ハ塩詰ニ仕差置、切支丹奉行指図次第可仕事、

一類族ノ者果候ハ、死骸等遂吟味、別条於無之ハ檀那寺ニテ取置、其趣ヲ帳留ニシルシ、毎年七月十二月兩度ニ切支丹奉行へ差出、帳面除セ可被申事、

右之趣、早速相改帳面注之、切支丹奉行へ可被差出候、帳之奥書等ノ儀ハ從奉行中可相達候、前々ヨリ切支丹宗門ノ者無之方へモ為心得相触候間、可被得其意候、

以上、

⑦ 貞享四年也 卯六月日△

島津家歴代制度卷之二

慶長ヨリ
寛永ニ至ル

御代々仰出

義久公

義弘公

家久光

光久光

御代々仰出

義久公御代

九一

一 百姓ヲアハレヒ憲法タルヘキ事、民ノ飢寒ヲヲモイ、

苦悩貧富ヲシルヘシ、

(卷之三 一三〇号)

一 屋作ヲ結構スル事イニシヘノ賢王フカク是ヲキンス、

一 治罰ヲウスカラシメテ勦賞ヲアツクスヘキ事、

一 民ノ耕作ノイトマヲ守テメシツカフヘキ事、

一 君ノ利ヲ本トシテ私シノ利ヲタシナムヘカラサル事、

一 民ノ利ヲサキトシテヲノレノ利ヲ次ニスヘキ事、

一 ホシイマ、ニ民ノ物ヲ取ヘカラス、民ノマツシキ時ハ

君財ナシ、タトヘハ枯タル木ノ本ノ如シ、民ハ君ノ財

ナリ、忽緒スヘカラサル事、

一 人ノ心ヲヤシノフヲ以テ情トス、眷屬ヲカヘリミルヘ

キ事、

一 威勢モツテ人ヲ(空白)時、其身ヲシタカユレ共心ハシタカ

ハス、正直ヲ以テ民ヲ随ユル時ハ、身命ヲカロンシテ

心ヲソムク事有ヘカラサル事、

一 下ラウノトカライフヘカラス、下臈ノ無礼ヲイフヘカ

ラス、

一 サンケント讒訴トヲ用ヘカラス、虚言中言ヲ信用スヘ

カラサル事、

一 我アヒスル者ナリトイフ共科アラハ罰スヘシ、我ニク

ムモノナリトイフトモ君ニ忠アラハ賞ヲ行ヘキ也、

一家ヲ治ムルホトノ者ハ國ヲ治ヘシ、タ、民ヲ憐ム者ヲモツテ君ノ器トナスヘキ事ナリ、

一人ハ罵詈誶スルトモウケトリテコレヲ咎ムヘカラス、一隱蜜ニシテハツカシキ事ハ是ヲナスヘカラス、人ノ眼天ニカ、ル事、

一独言ナリトイフトモ比興ノコト葉ハツコフヘカラス、人ノ耳ハ壁ニツク事、

一利口ヲ云ヘカラサル事、一古キホウクヨムヘカラス、人ノ文ヲ置ヲ取テコレヲ見ヘカラス、

一アシキ若タウ是ヲツコウヘカラサル事、一アシキ友ニマシナルヘカラサル事、

以上二十ヶ条此旨ヲ守テ殊ニ人ヲ成敗人也、

九二

(卷之三 一三二号)

態飛脚差渡申候、

一於其表度々御勝利、殊更各手柄之通承、大慶此事ニ候、

御軍勞ノ段為可申入用一翰候事、

一及兩度雖被成手柄候、直ニ不被成言上候事、其元ノ由断ノ様ニ取沙汰申候、已來ハ(石田三成)石治少老マテ直ニ書狀ニテ可被申入事尤ニ候、態其元ヨリ使可差渡事(旧記雜錄により補)難成候者

△伝ニ成トモ右ノ分別肝要ニ存候事、

一御成ノ儀急々被仰候、先進上ノ銀子三千枚、是ヲ慥ニ用意可仕由候、就其帖佐・鹿兒島留主居衆侍ハ稠敷其元ヨリ可被仰付候、大方ニ候テハ相調申マシク候、結句

当年ハ國元不作ノ由申候、彼是ニ付能々念ヲ入可被仰渡候、爰元ヨリハ節々無油断申下候、為御心得候事、

一佐多宮内少輔事、義弘前ハ無別儀相濟候通、幸侃書狀ヲ以安宅殿マテ申上候、其辻トシテ承候間召出申候、其上知行等ノ儀モ達テ被仰付候間、難黙止候間、相応

ニ可遣由申候事、

一御上米此比相濟申候、遲之咲止笑ニ存候処、沢田五兵衛尉殿上落延引故ニ当年ハ相拘候カト存候、来年ナトハ能々稠敷念ヲ入、三月中ニテ何トシテモ進上可有様堅

可被仰付事第一候、

一 小西殿^(行世)当年ニ付御懇之由承及候付、為可遂一礼用書狀

申候、然ハ音信等無之候ヘトモ急使ノ飛脚故銀子五枚

令進入候、御取成頼入候事、

一 借銀返弁ノ儀ニ付、旅庵^(新納)不参ニテハ爰元相濟マシキ由、

安宅殿ヨリ頻ニ被仰付候間、上洛可仕候申下候、是又

為御心得候事、

一 当年^手人数付ノ事慥ニ可被相究事尤ニ候、上使御糺明ノ

人数付ニ相洩候衆ハ徒事候間、自然引、兵糧等ノ時ハ

御用捨有ヘク候、猶期後音候、恐々謹言、

慶長二年歟九月十三日

竜伯御判

^(島津家久)
又八郎殿

^(島津義弘)
羽兵庫頭殿

参

九三

(卷之三 一三三号)

一 御軍役其外奉公方ニ付テ、役人並当奉行ノ者申付儀令

難渋、或無沙汰或油断氣任ノ族於有之ハ、則為当役人

知行食上事候、子細有様ニ可申上、以其上相改、依料

之輕重其嘸可在之者也、

慶長三卯月二日

御判

^(里兼)
上井神五郎殿へ

^(長壽院盛淳)
長壽軒

九四

(卷之三 一三三号)

法度

一 諸侍何篇被仰付儀、於相應者不可致難渋、若及異儀ハ

可有其沙汰事、

一 武具無油断可誘事、

付、百石ニ付具足一領ツ、可致用意、小給人ノ事ハ

雖為右ノ石ノ内人々可馳走事、

一 殿役於不相勤者、門一ニ付領主知行一石可被召上事、

付、百姓無之門屋敷タリトモ領主前ヨリ殿役可仕事、

一 諸侍番普請符等若懈怠於有之者可為曲事、自然及三度

ハ可没収所領事、

一 上下ニヨラス喧嘩可為停止、縦無理非道ヲシカクルモ

ノアリトモ其場ヲ致堪忍可遂言上、若私ニテコトヲヤ

フルニヲヒテハ、不可^{ナシ}及理非ノ沙汰、双方可加^{ナシ}成敗事、

一諸外城衆中諸事地頭ノ下知不可相背、別テ於戰場地頭ノ手ヲハナレ他ノ手ニ付、イカヤフノ高名仕候トモ、不可為忠節、曲事之段可申付、若又地頭無理ノ儀アラハ可致披露事、

付、出陣ノ時小給人衆ハ從在所弓・鎗・鉄炮等ノ持具ハ自身可持之事、

一於戰場ベンタウノ類其外手ヲモキ道具不可持之事、

一百姓耕作卯ノ時ニ出^テ、戌ノ刻可帰事、

付、女共サクニ可出事、

一倅者百姓以下ニヨラス走タラン時、互ニ許容イタスヘカラサル事、

一用段ニ付テ召寄者、遠近ニヨラス、或供或使飛脚等ニ

至ルマテ、差当タル日限不可致相違事、

一縁者親類ヲモヨフシ、一揆イタス事アラハ、本人ノ儀

ハ不及是非、同心ノ者トモニ可成敗事、

一ツネノ振舞不可過二汁三菜、

但、外人客人ノ時ハ可為制之外事、

一私ノ大酒可^為停止、然者常ノ寄合ノ時ハ一篇タルヘシ、

酒望ノ輩ハ一篇ノ内、盃数ヲカサネテモ可受用、若難^文黙止儀アラハ二篇ヲモ可重カ、堅ク三篇ニハ過ヘカラスル事、

一諸侍平生ハ木綿布ノ類可着用、

但、知行カサノ衆ハ、ソノホトノニシタカヒ、見

クルシカラシヤフニ可致分別、殊客來他所^ノ使ナ

トノ時ハ可成程衣裳等可然ヤウニ可入念、惣別内々

ノ衣食止花美、諸公役可相勸覚悟並武具可調事、

一毎度出物ノ儀、日限ヲ過シ無沙汰ノ者有、如此ノ類、

後日其科^ノ可有糺明事、

右条々、若有違犯ノ輩ハ、到侍者可没収所領、於凡下者堅可加成敗者也、

慶長九年閏八月十九日 龍伯御判

忠恒御判

義弘公御代

九五

（卷之三 一三四号）

猶々、真幸沢原野ノ父馬爰元ヨリ可差下ノ由申候
 ツレトモ、然々馬不有合候、然ハ祢占重虎ヨリア
 ツカリ候月毛粟野ヘ召置候、是ヲ内小野寺ヘ被仰
 付候テ沢原野ヘ父ニ可被入候、時分相応ニテ候間、
 不可有御油断候、以上、

好便ノ条令啓候、京都無異儀候、奥州ノ事ハ伊達逆意
 ニ付テ未静謐ノ由風聞候、遠国ノ儀候条、邪正難知
 候、乍去治少・少将見廻、年内ヨリ大寺大炊助差下候
 頃罷上候、彼表ノ儀何トモ不被見分体ニ候、トカク伊
 達上洛ノ儀ハ可難成カト取沙汰ノ由申候、然ハ豊臣秀関白
 様為御鷹野日頃尾州ヘ被成御動座候、自其直三枚橋マ
 テ可被成御動座候由ニテ、御陳道具ナト尾州ヘ被食寄
 候ナト、申散シ候、交以正儀ハ不知候、万一於有御出
 馬ハ我々事モ可出陳、治少ヨリモ大寺ヘ口上ニテ上
 様於為御出馬ハ定我等モ御供可仕候、諸事於陳所可有

入魂之由承候条、勿論其覚悟ニ候、就中貴所事上洛
 可被急之由候、治少ヨリノ返札ニモ其方上洛ノ儀被成
 書載候間、島津義弘竜伯様ハ為可懸御目進上候、サタメテ其
 方モ可被見候之条、不能細筆候、次 竜伯様被成御下
 向候間、貴所ヘ御異見ノ儀トモ種々可在之候、相構々
 可有承引候、ヨキ上ニモヨキヤウトヲボシメシ候テ
 ノ御異見ナトヲ請、ハツシ候テハ、諸人ノアサケリ家
 ノ恥辱マコトニ御口惜ナシキ儀タルヘク候、ヨクヨク被入
 念ヨキ事ニモアシキ事ニモ 竜伯様ノ 御意次第ト連々
 覚悟肝要ニ候、随テイツモ申候御酒過候又様ニ可有思
 惟候、細川幽齊・治少モ御酒ノ儀ヲ返シ、伯龍様ヘ被成御
 理候事、伯龍様可被成御意候、諸事心ヲユルシ候ハ
 シヤトタシナミ有ヘク候、不断身チカクメシツカヒ候
 ハン物モ 伯竜様ハ御分別ニ可相叶人衆ヲメシヨキ候
 ヘト、サユウニモ候テモ人ワケヲ被仕候テハ不可然候、
 此等ノヲモムキ不可有油断候、猶東国表ノ様子タ、今
 モ到来共候ハ、追付可申下候、他事期後音候、恐々
 謹言、

天正十九年後正月廿日

義弘御判

(島津久保)
又一郎殿

九六

(卷之三 一三五号)

以先書如申候、上洛由其間^得候之条、此頃ハ定^テ可為
在京ト存候、国元ヨリモトカク到来無之、無心元存候

間、飛脚差上候、

一サキニモ申候様^ニ何事モ石治少様並安三郎兵ノ御指南

次第可被分別儀肝要候、

一龍伯様^{島津義久}モ御上洛ノ由、一兩日已前ナコヤヨリ伝説候、

於事突^ニハ誠ニ幸ノ儀候条、ヨロツ得御意候テ可然候、

幸侃^{伊集院}モ在京候哉、内外トモ相尋候テ異見^意ニマカセラレ^{御札}

候テ可然候、スコシモ私ノ儀於有之ハ無曲次第タルヘ

ク候、食列候供衆已下誰々ニテ候哉、無心元候、客来

ナトノトキ、無衣裳ニテサシ出カマシキフルマイモア

シカルヘク候、サヤウニ候テモ、又無人ニテ若人取次^客

ナトモ置候ニテモ不可然候、タトヒ無衣裳ニテモ無余

儀トキハ罷出、目クラヘナト仕候ハン様ニ見合奉公申

候ヘト念ヲ入可被仰出候、^付

一貴所事酒ハノマレ^ス候ノ条、キツカヒナク候、然共取

持候ヘハ酒ノ氣イトアカン物ニテ候間、何タル人ノ申

候共酒ハスコシモ吞候マシク候、客来ナトノ会釈トテ

一度ノミ候ト其儘クセニナリ候テ、タレモタレモ取被

持、一盃ハ是非ニト可申人モ可在之候、心ヨハクサヨ

ウニ申人ノ催促ニマカセラレ候ヘハ、忤家ノメツキヤ

クマテニ^テ候、相構々酒ニヲヒテハスコシモロニ^入付

候マシク候、

一以先札申候様ニ、墨付ノ儀ハ大事^切ノ物ニ候条、イカヤ

ウニ人ノ申候トモ起証文被下墨付停止タルヘク候、

但、治少様ナトモムキニ^{公儀ムキカ}付テ被仰聞候ハ、勿論治

少ノ御指南ニマカセ^{ヘク}候ヘト、其外私ノ儀ニ付テ墨

付ナトサセラレ候ハン儀ハ一切可被相止候、^停

一見物ナト、候テ切々可被差出儀無用ニ候、無余儀トキ

ハ龍伯様ヘモ得御意又ハ幸侃ヘ相尋候テ、供衆ナト

見クルシク候ハン様ニ、異相カタキ^ク者ヲハサシヲキ、

ヨク念ヲ入候テ、如此ノミキリハ一段心持ノ用心モ在

之事候、不可有油断候、万事ニ付テ取乱候テハクセ事
マテニ候、メシツレ候者以下猥ノ儀無之様ニヨク可被
仰付候、ナヲ追々可申候、恐々謹言、

文禄二年十二月十三日

義弘御判

（島津忠直）

又八郎殿

九七

（卷之三 一三六号）

此状相認候処、昨日ハ釜山浦へ遣候使只今参候、
釜山浦へハ今朝番船ラシヨセ、タカヒニテツホウ
取合ニテ候^ツル由申来候、定^テ此チン手ホソク候
間、トリカケ可申ト相待申候、今度ノ番船ハ百余
艘ホトニテ候、カラ島へ数百艘在之由候、跡ヨリ
大勢可参候間、早々日本衆引取之候^申ハ、トヲシ可
申ナト、申候間、一行可仕儀治定候、手前ノ儀油
断^ナ存^マシク候、来月治定御渡海ニテ候ハ、時
分相計候テムカヒ船進上可申候間、ウカウカト御
渡海アルマシク候、乍重^{言少カ}外成共御在国候テ可被
仰調候、不可有油断候、

一急度申上候、仍昨日十日未明ニ番船浮出、ア^リンカウ^ガ
濱口^{（濱カ）}ヘヲシヨセ申候間、イカヤウナル子細ニテ候哉ト
存候処、何タル行モ無之、又カトクヘヲシムケ候テ、

一二艘マチカク参候テ、此表手キレニテ候間早々如日
本引取候へ、不然ハ近日大勢ヲ可相向候由申、ヤカテ
如釜山浦之罷過候、追付小撰^{（小西行長）}・寺志^{（寺沢広高）}ヘモ使ヲ進^セ候、
右御両所ヨリモ今日預使候、釜山浦へモ昨日船共コキ
マハリ、臆テカタカヒ椎^楯ノ木島へ相カ、リ、シカト罷
居候、釜山浦へノ通用モ、此中ノヤウニ海路ハ不罷成^相
竹島マテ船ニテ参、ソレヨリ陸路ヲ参候体^ニ候、如此
罷成候時ハ日本トノ通用可相絶申候、サテサテ去年中
兵糧ノ儀、人数等ノ儀、骨ニシメ申候テ、追々細々ニ
申越候ツルニ、終ニ然々ノ見次モ無之、就中此頃其元
へ到来打絶申候、此方兵糧ノ儀、^{（島津忠直）}函書頭存候ヤウニ漸
年内ヲカキリタル儀ニ候ツルヲ、色々ニテ只今迄相統
申候段^從是後ノ儀可仕ヤウ無之候テ、^間飢ニノソミ可申迄
候、定御下国以後可被入御精儀奉察候へトモ、御国ノ
スカタ中々カ、ラン体ニテ候由承トヨリ候間、トテモ

御家相統マシキ儀フカフカ存入候間、テ 函書頭・鎌田出（致）
雲守帰朝サセ申候テ（近）存分トモ申上ツル、連々如申候ニ
罷成、諸事不相調、此方へ人数兵糧以下モ不参、ハヤ
手ツマリニ罷成候、此方ノ儀ハ縦相果申候トモ不及是
非候、後ニ御家何ト可罷成候哉、無曲次第不可有御失
念候、去年御在京ノウチモ幾タヒモ人数兵糧ノ儀申越
候処、何角ニテ無見次、此方捨モチニテ候事、中々書
中ニ可申様無御座候、先日如申上候人数渡海ノ船以下
其外ツモリ等ノ儀、或出物或自力ニテ相調可罷立ナト、
候テ、事延々ニ可罷成ト申候ツル、サヤウノ段モ取々
ニ沙汰トモ候ハンスルト存候、数年ノ在陳在旅、又ハ
度々ノ出銭出米ニ諸人ツカレハテタルト聞申候間、縦
理ノ御沙汰ニ候テ（トモカ）自分ノ調マテハトテモ急ニハ罷成マ
シク候、然時ハコ、モトハズニモアヒ申マシク候間、
可為笑止旨細々申候、大形申アテ候カト存候、年ノ明
暮（ト）ニ方々ノ船切々参候へトモ、薩摩ヨリノ船ハ一艘モ
不参候、定此頃中途マテハ人数モ参候ハン哉、サヤウ
ニテ候トモ當時ハ番船ワタリ候口へ在之事候間、従日

本之船共（願）渡海可難成候、カラ島ノ儀モ此頃番船行マ
ハリ、普請具取ナト（ニ）罷成候ヲモ迫立候テ皆々逃去体
候、此方ヨリモ普請（具）取ニ少々遣候者不参候間ムカ
ヒ船共遣候へトモ、未到来無之候、此中従日本之船共
釜山海表（浦）ノリハツシ候船ハ大略カラ島へトリ付候ツル
ニ、彼島モ右ニ如申候間、此間ノヤウニハ罷成マシク
候、御自身御渡海モ三月タルヘキヨシ兼日被仰聞候、
自然其御ハズニト思召、フタフタト御渡海候テモ、兵
糧ノ御用意人数等ノ儀不被仰調候ハ、結句御外聞イ
カ、ニテ候スル間、一月二月ノ儀（石田三成）石治少へ被仰延候（調）
テモ御在国候テ可罷成ナト被仰調候テ御渡海（御）尤ニ奉
存候、此方ノ儀ハ乍若輩無越度様ニ可申付候、何事モ
何事モ兵糧無之候間不及力（ニ）候、トカク此陳ノ体氣遣
千万候、若敵猛勢取寄、行ニ及候スル時ハ、アマリノ
無人数ニテ候間、了簡ニ御座アルマシク候、又人数カ
サナリ候テモ兵糧ノ調儀無之候ハ、結句手ツマリニ可
罷成候、如此ノ体ニ罷成候時ハ、不入申事ニ候へトモ、
アマリ無念サニ申事候、猶相替儀候ハ、追々可申上候、

此船^座モ番船近所ニ罷居候間、夜ニマキレ候テイタサセ

申候間、不具候、誠惶敬白、

慶長二年歟二月十一日 又八郎忠恒御判

進上 (島津義弘)
武庫様

九八 (卷之三 一三七号)

掟

一蔵入^ノ所務方ニ念ヲ入可申付事、

一長壽^(長壽院盛淳・上井里兼)・上井甚五郎兩人ノ間令純熟^(欠)隔心ノ儀無之

様 毎物可遂熟談候事、

一諸代官モシ構私曲、猥^ノ儀於有之ハ、為諸百姓中無用

捨有様可致直訴之事、

一於普請衆無懈怠可罷出事、

附、モシ懈怠之者アラハ則過怠普請可申付、万一難

渋ノ輩於有之ハ、銘々記置、長壽・甚五郎トシテ可

申上事、

一諸事上井甚五郎・長壽トシテ申付儀、昼夜共^ニ無異儀

可相勤事、

一昼夜共於小路高雜談・高笑、其外猥振舞ニテ在高麗・

在京人留主居ノ者ノ門ニタ、スミ、アリキ候儀、又ハ

サト宿停止タルヘシ、

附、ヨコ目ノ者共申付置候事、

一惣別在国ノ者共、貴賤都鄙猥儀於有之ハ、タレタレタ

リトイフ共、見立聞立有様於申上ハ、褒美ヲナスヘキ

事、

一御内御番無懈怠ツトムヘキ事、

一毎月御内へ朔日・十五日ノ出仕懈怠仕マシキ事、

一女方ノ嗜肝要タルヘキ事、就中人ノ妻ヲヌスミ、慮外

ノ振舞仕者於有之ハ、見立聞立実否ヲ糺シ、上井甚五

郎・長壽トシテ可令討罰事、

一カフ座酒ヲ過スマシキ事、^(参カ)

附、酒狂仕者アラハ過物ヲ懸ヘキ事、^態

一人ノ留主居ニモシ用所アラハ然々使ヲ以可申、取分若

輩トシテ自身出入セシムル儀一切停止タルヘシ、^事

一他所アルキ停止ノ事、^リ

但、無余儀用所アラハ上井甚五郎・長壽ニイトマヲ

コヒ候テ、マカリ出ヘキ事、

一上井甚五郎・長壽食仕候者共、万一猥^レ儀有之候テ於構私曲ハ、則兩人ノ緩^セタルヘク候間、諸事念ヲ入可申付事、

一分國中ノ者公用ノ外私之上洛停止ノ事、

但、商売人ハ此外タルヘキ事、

一(出水)イツミ御蔵入ヨリ、或^レ走者或売人買取於^レ抱置者、早々相返スヘシ、自今以後走者ノ儀ハ申ニヲヨハス、イツミヨリノ売人一切買取マシキ事、

一火用心油断アルマシキ事、

附、自火ニハ過物アルヘキ事、

一下馬ノ儀、傍示ノ外其沙汰有間敷ノ事、

一八万石蔵入ヨリ連々ニ作事方並門ノ用意無油断可申調事、

一一向宗ノ事、先祖以來御禁制ノ儀ニ候条、彼宗体ニナ

リ候者ハ曲事タルヘキ事、

慶長二 二月廿一日 義弘御判

九九

(卷之三 一三八号)

難申原

一今度防戦ノ大利、寔ニ千秋万歳、書面不得申候、殊更自身々々ニ手ヲ被碎候御高名、爰元ノ褒美無比類候、

就夫御老中並御奉行衆ヨリ御感状候、銀令^則進入候、此

度ノ勝利、時分柄ト申、各御満足ノ由候、然ハ戰場ヘ

御稻荷御出現ノ様子承、奇特神妙候、毎度左様ノ驗共

雖有之、此度ノコトク於戰場野狐疵付死候事ハ前代未

聞候、余殊勝ニ存候間、カコシマ高嶺・京都御稻荷ヘ御

礼申、種々致祈念候、能々御礼申候ハテハノ儀ニ候、

将又其表ヨキ仕合候間、任御下知早速可被引取事尤ニ

候、猶以期後喜候、恐々謹言、

慶長三 十一月六日 龍伯御判

(島津義弘) 羽兵庫殿

(島津忠信) 又八郎殿

一〇〇 (卷之三 一三九号)

一從龍伯老好便^使ノ由候ノ条令啓候、抑去十月朔日從大唐

以数百騎^万人数御要害ヘ取詰候処、即時ニ被切崩三万余

被討捕之由、扱々御手柄ノ段ト云無比類次第、名誉之御高

名無申計候、外聞実儀目出度存候、龍伯老満足非大形

候、難申尽候、其趣 禁裏へモ申入候、 叡感難申尽

候、次今出川子ニテ候信尹、其外拙者存之者共へ、余々

大慶ニ存候テ申触候、毎々武勇ノ段、於日州表豊後衆

六万余被討取候、日本大唐ノ御覚薩州ノ弓箭三国無双

ト存候、今マテハ武運冥加者ト申来ハ無是非候、自今

以後太閤逝去候へハ不入陳勞ニ候ノ条、以此勢早々御

帰朝肝要候、懸御目相積事共可申承候、俄急便故一紙使

ニ令申候、恐々謹言、

十一月八日

（近衛前久）
龍山公御判

兵庫頭殿

又八郎殿

一〇一 （卷之三 一四〇号）

（島津義弘）
惟新様ヨリ少将様へ御意見ノ御条書

覚

一御先祖之儀ニ付テ 竜伯様被食付タル作法懈怠アルマ

シキ事、

一惣別殿中ノ作法並諸侍・中間・小者・町人以下可被食

出儀、 龍伯様被食付候様子不違ヤウニ可有分別事、

一濱之市へ御用所ノ有無切々被參、諸事 竜伯様可被得

御意事、

一鹿兒島ノ儀ハ不及申、諸外城置目等ノ儀ハ 龍伯様へ

得御意候テ可被相定事、

一諸方ヨリ用所申達候來ハン時ハ役人ト被定置急ニ取次可

申事、

付、諸侍出仕ニ早朝被差出可有対面事、

一無足衆へ心付ノ事、

付、高麗へ以出物人数ヲ仕立、其上ニ自身高麗并露へ

參候者共へ御礼ノ事、

一鹿兒島へ移望申モノ雖有之、其仁ヲ見計、可被食移候、

サヤウナル者之体ヲ以テ、主人ノ心中ヲヨソヨリハカル

物ニテ候間、分別可入事、

一殿中番ノ請取渡シ無聊爾之様ニ可被仰付事、

一普請ニ念ヲ入ラルヘキ事、

付、殿中掃除ノ事、

一下着ノ者追付隣所衆へ使ヲ可被遣ノ事、

付、折々念比ニ可有之事、

一家中出家衆へ言葉ニテ成共念比ニ被仰候テ可然ノ事、

一支配ノ儀ニ能々念ヲ入ラルヘキ事、

付、新知行アルイハ加増可被遣之儀ハ能々可被遂談

合ノ事、

一遊覽慰ミノ儀ハ遠慮可入事、

一何篇法度ヲ可被仰出時、思惟肝要ノ事、

一諸人依怙カマシノ儀多分在之事候、其遠慮題目候事、

一大酒停止ノ事、

付、食物以下彼是昼夜ノ用心油断アルマシキ事、

一他人ノ物可有所望儀ハ遠慮可入事、

一ムサトシタル者当座ノ興出催シ候トテ側近ク被食仕間

敷事、

一カコシマミタリナル振舞仕者於有之者、辻切ヲ被出候

テハイカ、可有之カ之事、

一扇ノ骨竹ノ事、

一テツホウハリ候者ノ事、

一エンセウニノ事、

一唐船囃之事、

一新田宮再興ノ事、

一家中ニ制札不立ノ事、

慶長四年夏

一〇二

(卷之三 一四一号)

一夫按当家ノ代々自忠久至家久殆二十代也、予幸及八十

余歳、近代見他家之盛衰歴々如見目、而或殆泯尽或有

如亡、瞬息之間化鳥有去矣、或称一士而不挾家ノ貴賤

以我之有才覚領莫太之知行、其勢雖似興家國不用旧邦

之例、是故朝ニハ興モ而夕ニハ亡、終ニ為權辱之夢矣、

雖然当家無異儀而美誉振世者以日本神國率由旧章也、

由此觀之、一士以無重代之臣無諫諍之賢、任心之所之、

捨古賞新、不敬仏神、使民不以時、用人不以道、失

往古ノ政天罰不通者乎、当家代々信心堅固、家臣繁榮

ハ崇仏神敬 先祖、修武略勤文教加忠節、以故國代益

隆之^也、自今已後嗣而守家者愈守此旨、不可乱国家之行

儀、抑子辱モ為 義久公ノ舍弟、自少之時委身於弓箭

之事、奉命於危難之間數十年ノ中不舍昼夜始挿ミ懷遠

柔近之心、終思見危授命之義、是故東戰西伐匪啻日本

國中着一戎衣而在朝鮮者數年斬敵立功、竟ニ逢天下泰

平国家安穩之時、惟実ニ生前死後之本懷之^也、以事之次、

予之武功之趣略記之者也、

元和年間

一〇三

〔付箋〕「此条第三卷ト重複セズ」

⑦〔張紙〕

「惟新公計御一人ニ非ス」△

惟新公御条書
（島津義弘）

掟

一諸士何篇申付儀於相応ノ儀者不可致難渋、若及異儀ハ

可有其沙汰事、

一武具無油断可誘事、

付、百石ニ付具足一領ツ、可致用意事、

一出陳ノ時二十五石取ノ衆ハ可為自賄事、

付、二十五石ノ内ノ衆モ門屋敷持者可為自夫事、

一殿役於不相勉者、門一ツニ付領主ノ知行一石可被召上

事、

付、百姓無之門無之門屋敷タリ共領主ヨリ殿役ハ可

仕事、

一諸士番普請符等若懈怠於有之者可為曲事、自然三度ニ

ヲヨハ、可没取所領事、

一不依上下喧嘩^{（日記雜錄により補）}可為停止、縱無理非道をしかくる者あ

りとも其場を堪忍△イタシ可遂言上、若私ニテ事ヲ破

ニヲヒテハ不及理非ノ沙汰、双方共ニ可加成敗事、

一諸外城衆中諸事地頭ノ下知不可背、別テ於戰場地頭之

手ヲ離、他ノ手ニ付テ如何様ノ高名仕候共、不可為忠

節、曲事ノ段可申付、若又地頭無理ノ儀アラハ可致披

露事、

付、出陳ノ時小給人衆從在所持具可持事、

一於戰場無御免衆乘馬可停止事、

付、弁当ノ類其外手重キ道具不可持事、

一百姓耕作卯ノ時ニ出、戌ノ刻ニ可罷帰事、

付、女共サクニ可出事、

一俾者百姓已下ニヨラス走タラン時ハ互ニ許容致スヘカ

ラサル事、

一諸士召仕者不依男女日夜片時イタツラニ居間敷事、

一就用段召寄人、不依遠近、移時日ヘカラス、打立ノ儀、

或供仕或夫至飛脚等マテ、為差当日限不可相違事、

一縁者親類ヲ催、一揆イタス事アラハ、本人ノ儀ハ不及

是非、同心ノ者共ニ可為成敗事、

一常々ノ振舞二汁二菜、塩・山升(飯カ)ハ此外タルヘキ事、

付、私ノ大酒可為停止事、

一每度出物ノ儀、日限ニ過、無沙汰者アリ、如此ノ類後

日其科可有糺明事、

右ノ条々、若違犯ノ輩ハ到侍者必可没収所領、於凡下

ハ可加成敗者也、

⑦(張紙)

一慶長六年八月七日

家久御判

惟新御判

龍伯御判」△

家久公御代

一〇四

(卷之三 一四二号)

家久以公務費用不足故、七月三日令諸士及寺社以条書

曰、高之内各一旦献二分半之地為公用、府庫充足之後

可還与之、如此諸人困苦雖察之、否則國家難支保、是

以我内中之官女過半減除之少、於衣食其外之事亦禁美殺(マツ)

多、諸士其宜得此意、云々、

借銀相重、國役依難成相改条々之事、

一諸士並諸寺社知行以上領地蔵入定置、常ニ諸出物可被

差置候出、若或於天下ノ大普請、或出陳ナトノ時ハ、國

役ニカクル出物可申付事、

一如斯諸士ニ依申付、此中屋形中ニ召仕候女房衆ノ内過

分ニ相除、其上衣裳等諸事入目マテカロク相改候間、

是ヲ以諸士可得其意候事、

一万石ヨリ百石マテ二二分半ノ上地、

但、百石ニ二十五石ノ上地タルヘキ事、

一 雖為買地、上地ニ付不可有口能事、

一 諸国百石ヨリ下之知行取ハ無之処、当家ノ儀ハ数代小^士

給人ニ少宛知行遣置候故、今迄ハ依難捨雖不相改、蔵

入不足、今度上地ノ儀申付候、就其百石ヨリ下ハ三分

二ノ上地タルヘキ事、

一 借銀返弁大形相濟、世上心安時分、本ノ知行可返遣候

間、諸所衆中當時ノ知行三ヶ一並居屋敷於其所可遣置

候事、

一 寺社知行三分ニヲ召上、立置候分ハ別紙ニ相記、其外

ハ惣別無様タルヘキ事、

付、於其所祈願所・菩提所ニヶ寺ハ當時ノ知行三分

一 残置可立置事、

一 先祖ノ寺者一ヶ寺ノ外不可有之事、

一 三分ノ二召上候テモ知行多ク寺ハ、応知行之高可相統

程知行可付置候、其趣別紙ニ有之事、

一 右知行召上蔵入ノ所所相定、惣配当可有之候間、諸士

之知行海辺之遠近、高ニ付、無親疎可相賦事、

付、知行之高ノ内石ヨリ下ハ可相除事、

一 自今以後、知行ノ売買堅可為停止事、

一 蔵入ニ可成所早々可相定事、

付、海辺タルヘキ事、

一 一所衆知行蔵入ニ難成所計、於上地ハ其理可有之事、

一 道具衆・中間衆惣別知行召上、切米タルヘキ事、

一 小者衆十石ヨリ上ハ三分二ノ上地、十石マテハ惣別召

上、切米タルヘキ事、

一 諸職人知行惣別召上タル時ハ世間ノ有様ノ賃可遣事、

一 一切米取ノ諸職人モ知行取同前ニ召上、細工ノ時ハ賃雇

タルヘキ事、

一 諸社再興此節ハ可相止事、

一 此内国遣ノ帳細ニ可相究事、

一 国遣ノ蔵入可相分事、

付、上方調ノ蔵入ハ国遣ノ蔵入ニ不可相混事、

一 自然出陳ノ時ハ、一万石取ノ衆ハ馬上十騎可召列覚

悟、連々不可油断事、

一 二百石取マテハ可為乘馬候之間、兼テ馬鞍念ヲ入可

致用意事、

一台所諸入目改ノ事、

一藏入暖衆ノ事、

一諸御物数年取置候衆、以糺明早々可致返上事、

付、数年^之利可相加事、

一上地知行有之由聞伝^ク、当年ノ出物於未進ハ、当出物

ノ以員数知行召上、永々不可遣事、

一國中惣知行繰替ニ付、百姓当取納領主ヘ於致^無沙汰ハ、

稠可致其沙汰事、

右条々、察諸人ノ迷惑、雖令痛歎、如斯於無之ハ国家

依難相統申付候間、各銘心肝可相隨此旨、不依僧俗、

若於令違犯^輩ハ可有不忠ノ沙汰者也、

元和五年七月三日

家久御判

一〇五

(卷之三 一四三号)

一寛永九年六月十一日、家久出袖判之教書一通、^言毎条書、

一應諸土所領之分限、蓄武具、雖急卒之出陳可為事足之

備、是良将者平世亦不忘乱之義乎、自此後所載、定出

陳之備或点檢武具等之書記、皆本于茲矣、

御判

覚

一応知行^之高、今度軍役ノ賦申遣候間、以此趣於其元惣

賦能々念ヲ入相究、其書立早々可差上事、

押札ニ、右惣賦仕、書先^(立カ)今度差上申事、^候

一今度申遣候^軍役儀、致其用意、自然ノ時緩^セ在之間敷

トノ致請合ノ判可差出候、若難成人有之者其書立可指

出候、則知行召離、軍役可相動衆ヘ可遣事、

押札ニ、右ハ銘々ニ請合ノ判申候テ書物差上申候事、

一此軍役ノ趣一天下ノ法ニテ候処、若新^敷儀ノ趣ニ存、^標

理クツカマシキ儀申輩於在之者、曲事可為深重事、

押札ニ、諸士ヘ申渡候、謹テ承届申候由被申上候事、

一從二百石上ノ衆、具足並馬ノ鞍道具用意^候衆ノ書立可

差上、慥ナル檢者相廻^候可書記事、

押札ニ、右道具以書物被申出候、檢者^夫可相廻^迫儀今少

得御意候事、

一他国ノ侍ハ、或普請方ノ用意或俄ニ軍役ノ人数可入時

ノ用意ヲ題目ニテ、具足馬鞍手前々々ニ可入程ノ人数

ノ儀ヲ不斷無油断心懸候故、家内ノ体ハ如形知行ヲ取

候衆モヤウヤウ朝夕、食ヲ女房衆調候テ膳ヲモスヘナ

ト候様ニ有之由候処、国ノ儀ハ、具足馬鞍人数ノ用意

ハ無之、其身々々分限ニ不及体ニテ、家内ノ人ヲモ余

多召仕、緩々トシタル取沙汰候、是ハ町人ノ作法ニテ

侍ノ非覚悟候間、是非共自今以後ハ先軍役ノ儀ヲ可致

題目儀可為肝要事、

押札ニ、右ノ趣謹テ承届候由諸士申候事、

一 知行百石取衆又無足ノ衆ニモ、手前成候テ、自然ノ時

馬ヲ可乗ト存候者アラハ、其身ノ好次第、鹿兒島中

無用捨不断馬ニ乗候テ可罷行儀可為尤、若一陳モ乗馬

ニテ為相勤者其已後ハ知行ヲ可被下事、

押札ニ、右銘々以差出被申上候事、

一 右ノ類ノ衆、就御免鹿兒島中馬ニ乗候テ行候者ヲナフ

リカタキノモノ在之ハ、被聞召付次第重科ニ可被仰付

候事、

押札ニ、右諸士ヘ慥ニ申渡候事、

▽ 右条々、八月廿日ニ御返事申上候也、△

右条々、不可有違篇者也、

寛永九年六月十一日

一〇六 （卷之三 第一四四号）

急度令啓候、

一 御国御軍役ノ儀ニ付、最前吉利下忠総守・新納右衛門佐

ヲ以具ニ被仰遣候、其後談合ノ様子如何相調候哉可聞

召由候テ、三原左衛門佐被差遣候、其ニ付先日以早打

其元ノ様子大形被仰越候、其後談合相究定様子可被仰

上ト存候事ニ候、

一 武具兵具調ノ儀、時分柄世上ノ取沙汰如何ニ可有之候

間、先談合ヲ被究置、以時分次第可被仰調ノ由被仰越

候間、得其意候由御報申候ツル、乍去ケ様ニ御内談候

トテ諸人緩々ト何ノ用意モ無之、談合候ツル計ニテ候

ハ、不図ユキアタラレル候間、イツト申候テモ世

上ノ沙汰ハチト可有之候、左様ニ候トテ被置候ハ、

至于時之ハ御用ニ立間敷候間、自此節武具馬具無之衆ハ

用意尤候、就中具足馬ノ鞍道具ノ事ハ俄ニ不成儀候間、

別テ可被入精候、就ハ御内談仕テハ、自其元面々ニ被

調候事ハ結句響モ事々鋪可有之候条、其元ニテ具足・

鞍可被調衆ノ書立ヲ被成被指上候ハ、大坂ノ御藏奉

行衆へ談合候テ方々ノ具足屋へ十領二十領ツ、モ詔候

ハ、ハカモユキ可申候、マタメンメンニ詔ヘラレ候

ヨリハヒヒキモ有之間鋪候間、其書立早々御上セ候テ

兩人ノ衆へ御談合アルヘク候、從此方モ兩人へ其段可

申候、

一 具足鞍被調ノ衆、応知行之高、高下可有之候、或千石

或五百石或三百石或二百石ナトノ知行ノ高御沙汰候テ、

夫々ニ具足鞍ノ直付サセラレ、右兩人へ可被仰渡候、

二百石取衆ハイカニモ下直成具足タルヘク候、左様ノ

儀モヨクヨク其元ニテ被相定尤ニ候、惣別同前ニ候テ

ハ分限ニヨリ代物調間鋪候間、其上具足馬ノ道具已下

モ分限少分限都鄙有之候条、尤左様之ニ御分別肝要候、

世上静謐ノ儀トハ申ナカラ、今度肥後ナトノ儀モ不計

事ニ不図出来候間、明日ニケ様ノ儀出来候半モ不知候

処ニ、道具用意候テ世上ノ取沙汰如何候ハンナト、テ、

用捨ノミニテ、至于時必定御軍役不相調、可被失御外
聞候間、日夜其御心掛不可有御油断候、

一 御国ノ惣高六拾万五千石ニテ候付、其高帳此方御城へ惣

諸大名之高帳同前ニ御座候事候条、何時御軍役被仰出

候トモ六十万五千石ニ可被相懸候、然時ハ乗馬モ千二

百騎凶ニテ候へ共、左様ニテハトテモ調マシキノ御事ニ

テ、先五百騎ノ用意可有之由被仰出候、責テ其行程ニ

ハ内々御用意候ハテハ不叶儀候条、申迄ナク候へトモ、

構テ不可有御油断候、爰元モ実正ナラン儀ヲ云々取

沙汰候間、如何様ノ儀ヲ被仰出候ハンモ不知候、

一 四国・中国・九州衆ハ夏御暇ニテ被成帰国候、当昏ニ

社為越年可有御参儀候処、九月中相立候テ可被参ノ由、

近日皆々へ被仰遣候、如何様ノ御用候哉ト申事ニ候、

勿論存タル人無之候、ケ様ノ儀モ心持ノ為ニテ候条申

事候、ムサト御沙汰ハ御無用候、

一 サンアタリタル儀ニ計上下共ニ御心付候テ、御借銀返

弁ノ儀ハ当時沙汰モ無之体ニ候、此儀ハ寤寐モ可有御

忘却儀ニテ無之候、琉球表ノ御才覚共如何相調候哉、

後便ニ委細可被仰越候、右ノ趣為可申入、態飛脚申付

候、猶期後音候、恐惶謹言、

寛永九年八月廿二日
伊勢兵部少輔
貞昌判

下野守久元判
（島津）

喜入（忠統）撰津守様

川上左（久國）近将監様

人々御中

一〇七

（卷之三 一四五号）

御判

覚

一 国家ノ為ニ可成儀キヲ無言上シテ、如何様ニモ御意次第

ト被申上儀、不可然候、存寄ノ儀ハ無用捨被申上候ハ、

被聞召届、以其上可有御分別ノ事、

一 国ノ儀ヲ預ケ置候間、老中衆手前々々ノ行儀ヲ能々被

相嗜、諸人モ殊勝ニ存候様ニ有之候、諸沙汰尤候事、

一 口事ノ沙汰、前代ニ相替、論人ヲ押ノケ候、

事ノ趣申出ノ由候、誠ニ無道ノ至、当代ノ主人失外聞

候、自今以後於口事沙汰ノ座鋪其論人ノ親類方、人等

差出候儀、堅可為停止事、

一 口事ノ沙汰、口事聞衆聞定候、評儀識始終不相替様ニ噉

ノ首尾可有之候、事、

一 俄ニ弓箭可有之時ノ儀、連々談合不可有油断事、

一 当家ニ前々ヨリ嫌ヒ来候一向宗・南蛮宗ノ儀、弥ミタ

リニ無之様ニ沙汰肝要候、右宗体於顯然ハ其科稱可申

付候、殊南蛮宗ノ儀ハ当 御代天下稱御法度ノ儀候間、

不可有緩事、

一 御藏入ノ百姓手前ヨリ諸役人へ、節々之礼儀停止ノ事、

一 諸士町人ニ目カケ候者共ヲ致馳走、何篇令候、

承知候、向後此儀可為停止候、縦此中ヨリ目カケ候モノ

雖在之、此節ヨリ可相離候、町人ノ儀町奉行ヲサシヲ

キ他ニツキテ致諸沙汰モノ於有之ハ、目カケ候人町人

トモニ其科可相懸事、

一 百姓士ニ召成候儀、前代ヨリ堅法度ノ儀候、若近年ミ

タリニ成行候、様ニ於有之ハ曲事ノ段可申付事、

已上、

寛永九年九月八日

一〇八

(卷之三 一四六号)

寛永十一年十一月廿六日、家久遣教訓之条書於北郷式部少輔忠直、(ママ)情見書矣、

覺

一知行高一万石解ニ付出陳ノ時ハ馬二十騎充宛ノ賦テニク候、

然ハ其方心知行三万石候得ハ、惣別家中ヨリ出候馬テ數

六十騎ニテ候間、諸士ヨリ出候馬ノ数イカ程ト被相定、

其方既ニ被飼置候馬數六十騎、相定タル外ニ可被飼置

儀カタク可為無用事、停止

一飼犬十疋ヨリ上ハ可為停止事、孟子ニ庖有肥肉、既有

肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也ト候事、

一大事ノ出物有之儀候間、何事モ心ノマ、ニ用物共被申

付、就中從京都下物ナト過分有之儀、可為停止事、

一衣裳其外諸細工方有度マ、ニ有之間鋪候、君子憂道而不

憂貧ト候間、衣裳其外諸道具等ヲ專致候ニテ、下々ノツ

カレ候ノ儀道ノ外ニテ候事、

一鷹ヲウク被召置候マシキ事、

一諸士被召任候様、北郷トノ前々ヨリノ次第無相違様ニ

可有之事、

一大酒可為停止事、

一万事ヲ差ヲカレ、自然弓箭ナトノ時、諸人ツカレス候テ

用ニ立候様、連々覚悟肝要候、北郷殿跡ヲ被構儀ハ当

家ノタメニ成候様ニトノ儀候間処、ムサト北郷殿家中ク

タヒレ行候ハ、其方テフカクニ可罷成事、

一諸士其外下々ニ至マテ、自然罪科可有之時ハ、家老衆中へ

能々内談候ニテ、鹿兒島被申越、以其上イカヤウニモ

可相濟、心ニマカセラレ候テ鹿相ニ有之間鋪事、

一学文ヲ專ニ可被掛心候、家因ヲ治事学文ニ為過儀有間

鋪事、

一百姓共被召仕様、稠無之様ニ可被入念候、百姓ツカレ

候へハ其国其所ナキカ如ヲ成候事、從上古至テ今眼前

ニ候、是故ニ論語ニモ節用而愛人使民以時ト候事、

一惣別百姓町人已下オヒホヲ解タル様ニ存、当代家幾久

シクト仰候テコソ家モ繁榮昌ニテ可目出度候、自然左様

ノ儀相替リ、下々苦シミ候ヤウニ成候ハ、天罰遁アルマシク候間、私ノ不及看経右ノ心モチサヘ正シク候ハ、縦祈念折禱無之候共、シネンニ可有冥加事、

一 知行モ国モ同前ニテ候ヘトモ、其主人ノ心持ニヨリ人ノ多少有之由事店文ニ相見ヘ候、其主人心持能候ヘハ人多出来候、心持惡敷候ヘハ人退候、就中武家ハ人多無之候テハ弓箭ハ不罷成事ニ候事、

一身持軽々鋪無之様可有分別候、論語ニ君子不重則不威學則不固ト候、見及候ニモ如斯文章主人身持軽々敷候ヘハ内ノ者不恐候、五人三人召仕候人サヘ内々モノハラ

恐候ハネハ、何事ヲ申付儀モ不調候、況一郷一郡ノ主タル人ハ、先我行儀ヲ儀ニ候テコソ下々モ其体ヲ見習ヒ可然道ニ可入候、氣任ニ我マ、ニ分別候テハ諸事

相調マシク候、天下ハ天下ノ天下也、非一人ノ天下ト有之事、
右条々堅被相守、北郷家繁栄昌候ニテ当家ノ可被抽忠節覚

悟可為肝要者也、
寛永十一年十一月廿六日 ▽ 家久御判△

北郷式部大輔殿

（卷之一 一五号文書に同じ。但、日付は十一月廿八日。相違あり）

一〇九 （寛永）（卷之三 一四七号）

一 同十一年十二月、家久奉從義久至家久尽忠而奉事功当家家老之者姓名、粗記小伝等欲伝于不朽、且不忠之者亦自見伝中、嘗聞昔時漢武治天下之後、尽画忠功之臣于顯於麟閣長示不忘、如今家久之書記亦画図之情乎、委備于書中矣、

覚

一 少年ノ時（豊臣秀吉）、從太閤公家督ノ儀被仰出、高麗ヘ相渡、万事無案内候処（島津義久）、龍伯公（島津義弘）惟新公被仰談、伊集院下野入道抱節・鎌田出雲守・比志島紀伊守（政近）ヲ被相付、朝夕側ヲハナレス、内外共ニ可然様ニ精ヲ入、就中、（伊集院）右衛門太夫入道幸侃誇威勢国ヲ傾ントイタシ候ヲ右三人見及、龍伯公 惟新公ヘ奉得御内意、諸人幸侃ヘ心ヲ合候ハン様ニト回計策、高麗ヨリ帰朝以來モ国

ノ仕置等念ヲ入、別テ石田治部少輔乱(三改)以後(逆)國家アヤ

ウク成行候時モ、拙忠節道ヲタ、シク相守候故、國家

無異儀安全、当家ノ中興誠(ニ)其功不可勝計也、因茲比

志島宮内少(補國産)事、前方不相馴、心中ノ邪正ヲ雖不知、

紀伊守跡ヲ重(法)シ家老役申付候処、無知無能ニシテ背

旧政専新義、我志(心)ノ所之ニマカセ、蓄金銀愛酒女、且

又内ハ殺害等ヲ輕シ、無道ノ驕有之ノ間、諸人(ニ)ミセ

シメノタメ種子島へ令流罪、命ヲ助置候へトモ、生レ

付不神妙ノ間、我惡ヲ悔、分別ヲ改メ重テ可抽奉公志

ハ無之、還テ催惡党ヲ讐ライタスヘキ志連々顯然候間、

令行死罪候、自此方義理ハ不違候処、右ノ惡心故天罰

不遵候事、

一山田越前入道理安事、先年大友家催六ヶ国ノ軍兵日州

表へ取懸候処、為高城ノ主頭連々城ヲ可持覚悟有之故、

始叔父中務少輔歴々令籠城、於彼地支留、龍伯公

惟新公其外薩隅日三州ノ人衆不殘差合、安否ノ合戦有

之(候)テ被得勝利、全並三州加之九州大形雖屬幕下、

大閣公天下ノ大軍引卒シ給ヒ日向・肥後両口ヨリ押入

セラレ候処、又於高城相支、彼地ニテ和睦ニ成候、然

処肥後表ハ出水ヨリ早々使ヲ出(シ)義虎 太閣公へ被

申入、何ノ子細モナク川内マテ押入セラレ、無正体候

ユヘ、龍伯公被成落髮、大閣公御陳へ御參ニテ当

家相統候、ソレヨリ以來理安事 龍伯公御家老役被仰

付、別テ被召仕候事、

一三原遠江入道正庵事、抽奉公依為義士御家老役ヲ被仰

付候由、古來ノ衆(老)物語委聞伝候、不幸ニシテ子孫断

絶ノ故、其跡ヲ同名備中守令相統候間、近年家老役申

付候事、

以上、

寛永十一年戊十二月晦日

一一〇 (卷之三 一四八号)

条々

一諸事仲左衛門尉・嘉左衛門尉ナトへ無談合、ソコツ成

儀共直ニ被申付由聞及候、氣任ノ至ト存候事、

付、重テ公義立タル所へ何事ニテモ使ナト可被遣時

ハ、河上將監（久國）・伊勢兵部少輔（貞昌）へ被相尋、以其上如何様共ニモ可有分別事、

一 於国元何篇心ノ任候（備）ツルニハ可相替候間、物毎無堪忍心ノ儘ニ可有之儀不可然候事、

一 諸芸嗜方ノ儀ナト、一興ニ候テ、少取付候テハ又別事

ニウツリ候様ニ聞及候、左様ニ候テハ何ノ稽古モ成間鋪候、畢竟是モ心中ノ不正（故）ト存候事、

一 学文ヲ第一ニ被懸心、以其道修身齊家君臣ノ道ヲ正、

向後（ハ）薩州へ忠節ノ志可為肝要ノ処（處）、学文ノ道ニモ不入、任所私情ノ欲被行候者、一モ善事無之、緩々ハ身（ユクユク）ヲ可被亡（亡）ト笑止ニ存候事、

▽ 一 余力ノ時歌道ヲモ被懸心尤候、風流ノ心ナキ人ハ非侍ノ類、万イヤシク候間、能々可被相嗜事、△

一 家中ノ侍至下々（下）マテ能々被加憐愍候テ、行儀法度ノ儀ハイカニモ稱可被申付事、

一 従何方歟大犬為来由聞得候、於爰元ハ連々心安為被相馴人有之間鋪候、大犬ハ少身ノ人へハ無之者ニテ候間、

一定テ御歴々ヨリ所望候カ、左様ノ儀何ト被申談候哉、

笑止千万ニ存候、惣別犬ハ何ノ役ニ立候哉ノ事、

一 先日従加治木ノ使ニ参会ノ時無面目様被仕懸為失外間由、其使ノ者カケカケ為申由聞及候事、

一 上屋敷芝ノ輕衆被近付（仰）ノ由聞及候、是又不入事カト存候、惣テ輕衆ナトノ申事ハ一モ後学ニ可成儀ハ無之、

道ニイタラヌ事マテニテ候間、左様成衆（マ）トコイレ候ハ畢竟其方（身）ノ心ニ為似故カト存候事、

一 薩州ノ舍弟ト申、北郷家ノ事モ從本（前）々々ヲモク有之タル由聞及候処、小姓・奉公人ナトノ様ニ輕々數身ヲモチ

ナシ候様ニ聞及候、無念ノ至候事、

一 先年大龍寺喜入久右衛門尉ヲ以申渡条目ノ趣曾テ無承引ト見及候間、以卵打石様成異見不入儀候へトモ、為薩州候間、万一可立用儀（儀）モ哉ト存、如斯候事、

一 横目ヲ付置候間如此加異見候儀少ハ用ニモ立候哉、又曾テ左様ニモ無之候哉、後日委聞届、用ニ不立様ニ候

ハ、重テハ異リカマシキ儀申間鋪事、
以上、

寛永十三年五月十五日

伊勢^(貞昌)兵部少輔殿

川上^(久國)左近將監殿

^(島津久元)
下野守殿

右、家久公ヨリ北郷式部太輔久直へ御教訓之御条書

一一一 (卷之三 一四九号)

覚

一 永々病氣ニ候故万事ヲ指置候、一方ニ養生^ニ候間、各諸事可被入念事、

一 評定所ノ諸沙汰延々ニ候テ不事済由候、近年ハ事モ多候ニ付テハ、年寄衆・使衆ナトモ余多相加候処、或

誰ノ留主、或誰ノ煩ナト、候テ押移、傍輩中ノ挨拶ヲ專ニ、私カマシキ儀第一ニテ国ノ評議ハ第二第三ニ

候カト諸人沙汰候由不可然事、

一 借銀方ノ儀ハ無案内ノ事ニ候、其国ヲ預置候条、各

一 途可談合候事、△

一 歳入ノ被申付様緩ノアル由、百姓ハツカレ入候由聞及

候、無心元候、一途可有談合候事、

一口事ノ沙汰ノ儀、人ニヨリ其人ノ存分^席早々相達、小身ノ者共ハ急ニ不申達、イツマテモ其分ニ候由風聞候事、

一番緩ニ候由聞通候事、^席

一 何事モ老中衆用捨カチニテ候由相聞へ候事、

以上、

寛永十四年七月二日^九

右、児玉^(利昌)筑後守殿・東郷肥前守殿ニテ被仰出候由ニテ、

新納^(久慈)右衛門佐殿ヲ以、^(島津久慶)彈正殿・^(山田有米)民部^(三原重庸)殿・左衛門佐殿

ヨリ承△候、

丑七月三日ノ晚

一一二

寛永十三年物定帳三十五条

一 諸人憑ニテ致申候儀ノ内、後日例ニ可惡儀ハ能々シラ

ヘラレ、必被取次間鋪事、

一 前ノ例ヲ曳、扶持方ノ御詫被申候儀多々有之事候、其

理ニ不叶儀共候ハ、雖為先例用ニ不被立、其時々ノ可

為理次第候、就中及數年不被立申御侘ヲ御使衆余多ヲ願替、折々ニ申出人可被相改事、

一 連々御奉公方被仰付候刻、佗カマシキ儀停止ノ由、前々ヨリ御法度ニテ候ヲ乍存、毎年（事カ）後ハ領掌ノ儀モ先御侘被申候、相応ノ儀見合ヲ以被仰付候間、縦申分候共必々被取次間鋪候、併其人々ノ不叶儀無案内ニテ被仰渡、又ハ当病ナトニテ候（病）ハ、可被相替候、表裏ノ御侘ハ曾テ被請付間鋪事、

一 賦方出入ノ儀、家老衆不及承、物奉行衆・賦衆談合ヲ以可被相究候、自然物定帳ニ無之、新儀ニテ候者家老衆可承事、

一 相納銀子ノ善惡並欠米・売買物ノ直成等ノ沙汰、家老衆不及承物ノ儀ハ、物奉行衆沙汰ノ上ニテ可被相定事、一切米其外御扶持可相渡刻、家老衆不及承候条、如御定可有沙汰候、若ツクロヒ普請（タカ）毎日日用仕等ノ儀ハ普請奉行可申付候、若普請奉行手前ニテ可難濟儀ハ物奉行衆以談合可被相究事、

一 諸役所ノ下代筆者ノ儀、家老衆不案内ニテ付置候共、

於大形ノ人ハ奉行前ヨリ内談被申可被相替事、

一 在江戸三替御供立二替ニ今度被相定候衆ノ内、差合候者上洛前ノ御使衆ヨリ沙汰ニテ家老衆ハ被申可被定置候、又江戸ニテ御用ニ不被立衆ハ御使衆ヨリ家老衆ヘ内証被申可致差下事、

一 諸士知行ノ売買ノ儀、高奉行・算用奉行被聞候テ、出物ノ未進押前ナト手前ニ無御座由、沙汰落着候テ可被申刻、家老衆承高ヲ可相直候付、如先例町人アカリノ類ノ衆手前成候トテ知行ヲ買取、余過分ノ高ニアカリ候儀弥御法度ニ候間、三百五十斛（石）ヨリ上ハ堅可為停止事、

一 諸士ヘ知行被遣、当毛可被相添刻ハ、其地納ノ代ニシテ不及沙汰、田畠引合三斗二升代ノ米可被遣事、付、知行已下ノ由為被仰出年ヨリ前ノ納ハ被下間敷候、又当毛不相添地ヨリ可被下衆モ可有之事、

一 江戸上御屋敷・中屋敷ヘ被罷居候衆婦國ノ跡明合候者借屋ヘ被召置候人ヲ物奉行衆ヨリ明合候宿ヘ則可被移候付、從公義賦ノ宿ヲハツシ、合手々々ニ被罷居候由

候間、一ヶ月ニ一度ツ、屋形方ヨリ被改、自然人数不

足ノ宿於有之ハ早々可被移人事、

一江戸中屋敷御買屋・借屋賃ノ儀、一ヶ月ニ一度ツ、被

改、賃銀被請取候様ニ屋形奉行へ従物奉行衆節々可被

申渡候事、

一帰国仕候へハ被仰渡候衆、或役掛或少ノ煩ニ付打立被

取延候間、物奉行ヨリ無油断可有沙汰候、若其上ニテ

モ氣任ノ人於有之ハ早々家老衆へ可承事、

一自今以後在江戸十五ヶ月詰ノ替番ニ被仰定候者、其間

ノ賦被下被召仕儀候条、何役ニテモ賦銀ノ外御扶持銀

被遣マシク候、陸御供衆星帳ニ付候テ此中御扶持銀被

遣候故、諸人モ御佗被申候、向後ハ星ニテ御供疎略ノ

人ハ曲事ノ段可仰付候、衣裳扶持ハ応時々可給事、

一物定帳ニ在之事モ数々ノ儀候間、多分相紛儀モ可有之

候、左様成刻ハ、御使衆ハ不及申、其外取喫ノ衆ヨリ

モ御為ニ可成様ニ可被申出事、

一惣テ歴々付又小者共喧嘩口論仕出候時ハ、走者衆可成

程喫ヲ以可被事済候、若下ニテ難濟事ハ御使衆マテ内

証可被申出事、

一直ニ目安ヲ輕々敷差上候儀可為停止候、乍去有訴訟ノ

儀而誰々へ申入候へトモ、依無御取上不及了簡、目安

指上候儀ハ左モ可有之歟、内々ニテ各へモ不申候ハ、

聊爾ニ目安差上候輩ハ可被処殿科事、

一諸外城ヨリノ口事諸沙汰ノ儀、尤其所ニテ可被相濟候、

若公儀ニテ不及御沙汰シテ於難濟ハ、其様子従地頭委

披露之上ヲ以可有其沙汰候、自然為指儀ナキ事ヲ其所

ニテハ不果、鹿兒島⑨へ申出候ハ、曲事ニ可被仰付候事、

一町中口事ノ儀ハ町奉行沙汰ニテ可被相濟候、若公義へ

申入候ハテ不叶儀ニハ従町奉行可有披露事、

一御分國中扶持人ノ外ニ懸目候者ヲ一所衆・諸士衆・諸

寺家・外城ノ諸地頭・喫衆々中ナト内ノ者ノ様ニイタ

サレ、其所ノ諸役相遁ノ儀、以ノ外不可然候間、向後

可為停止候、然ハ在郷ニ有之者ノ儀ハ其所ノ百姓ニ相

付、知行ヲ作、或殿等(殿役カ)ノ儀モ百姓並ニ可仕候、町浜ニ

可有之者ハ其町浜ノ役儀ヲ可仕候、在郷ハ其所ノ庄屋

ヨリ致沙汰、町浜ハ其所ノ役人ヨリ致沙汰、少モ私成

儀申者於有之ハ公義へ可致披露事、

一 御家中歴々衆ノ内、身体不罷成候ニ付、上方・江戸ニ参、町屋ナトへ致堪忍、色々縁取ヲ以御賦被給衆、並御奉公相勤替合之時分如御国被参事モ不罷成候間、左様ノ衆能々可被相改儀、御使衆中連々覚悟可有之事、

付、此ヶ条ノ趣諸地頭へ被届置、向後衆中ノ内暇申人雖有之不可有承引由堅可被仰渡事、

一 御小者衆・御中間衆御赦免ノ後十五年過候ハ、主従ノ賦可被出ノ由、先年ヨリノ御法度弥不可有違候、然ハ御小者衆ノ内、或料理小番、或次ノ庖丁人、或台所付、或酒部屋付、或久鋪以食焼ノ類、土ニマキレ名字ヲ名乗罷出候儀、曲事深重候条、惣別物ノ役ニ被仰付候時分其人ノ由来ヲ能々可^{⑧被}相尋究事、

一 御小者・御中間無御赦免衆ノ名字公儀ノ日記ナトニ書載儀往古ヨリ無之儀候、其上侍ニ紛候ノ条、寛永十三年卯月ヨリ被相改候、自今已後名字被書間鋪候、我々私ノ儀ニハ名字ヲ書候共不苦候事、

一 小身ノ土養子取仕候テ御目見得仕度由被申候刻ハ、其

養子ノ先祖ノ沙汰被成、或町人・又内、或他国ノ者、或百姓ノ子類ハ被指留、年寄中へ可被申達事、

一 従 御前御使衆へ直ニ被承候儀共候時ハ、御意ノ趣早々可被申付候、若年寄中へ談合可入、於子細ハ可有其心得事、

一 上方御滞留中色々御用物藏奉行被調候、是ハ可為御急用ノ間、何時モ納殿衆ノ内其時々ノ御使被仕候衆ヨリ公儀ノ御使衆へ被申達、彼表ノ手形ニテ取^{掛カ}取^カ尤タルヘキ事、

一 物定ノ外ニ俄ニ不叶入目可有之時ハ、家老衆へ不及御届、相応ノ儀ハ從御使衆被申付尤タルヘキ事、

一 物毎年寄衆ハ事多候へハ不存付事耳候ノ間、何事ニテモ延々ニ成立、御為不可然儀共於有之ハ、御使衆中無用捨節々可承候事、

一 籠ニ入置候モノ並惣別科人イットモナク召置ニ付、賦^賄等御造作ニ成候間、口事聞ノ月行司ヨリ月々被致沙汰、科人ノ嘸早々可被相濟事、

一 歴々衆諸事御奉公方被仰付候時、前ノ役カ、リナトニ

カコツケ、当日ノアタリ事ヲ為可遁、無左程事モ種々

御任被申候間、能々御使衆可有其沙汰事、

一 諸細工人何ソ一色ノ細工ニ取付候ヘハ隙明ニテモ其物

ニタツサハリ、或御番、或御供其外御奉公方ニ申分共

候、御急用ノ御細工ニテ無之候ヘ、先差当候儀可被相

勤候ノ由、堅御使衆ヨリ可被申渡候事、

一 諸役人其役ヲノカリ候テモ御算用ニ隙入ナトト候テ御

奉公方難渋候間、其役所ヲハツシ御台所・御船手・御

普請方ニ相付候衆ハ三ヶ月限ニ帳可被出候、御進物蔵

ハ五ヶ月限ニ帳可被出候、外城出物役人・庄屋衆ノ日

記ハ一ヶ月限ニ可被出候、如此相定候間、難渋ノ輩ハ

御使衆ヨリ其沙汰ニテ家老衆ニ可承事、

一 諸科物並闕所ノ物ノ代、御物同前ニ御蔵ヘ被入置候ヘ

ハ、何色ニモ被召仕儀候間、向後ハ別々ニ被納置、神

社仏閣橋建立又ハ人ヘ被下候入目等ニ被相弘ユタルヘ

キ事、

右ノ条々、以御談合被定置候間、向後此趣不可有違変

者也、

寛永十三年丙子卯月廿六日

鎌田出雲守

三原左衛門佐

山田民部少輔

伊勢兵部少輔

河上左近将監

下野守

彈正大弼

光久公御代

一一三 (卷之三 一五〇号)

被 仰出^候 条々

一 今度帰国以前於 御城 公方様御直ニ被仰聞候趣ニ、

國中不奢、万花麗ノ儀無之様ニ可申付ノ旨 御定候ノ

間、各可得其意^之事、

一 國中諸沙汰ノ儀、^(家久)黄門様御時ニ不相替可申付事、

一 諸士諸事氣任ノ儀於有之ハ、曲事ノ段、稠敷可申付事、

一切支丹宗ノ儀、当家代々禁制候処、近年ハ天下ノ御

法度稠被仰出候付、弥令其沙汰候間、此宗体ノ儀片時

モ不差置不可有緩事、

一 於江戸被 仰出御法度ノ趣不相背様ニ連々心懸可入念

事、

一 自然天下御弓箭共於有之ハ、別テ可致御奉公候間、諸士

連々武具馬鞍等ノ嗜、軍役可相勤心懸可為肝要事、

一 酒女ノ儀能々可相嗜事、

一 黄門様被仰置候儀不相違可申付候、自然其旨相背ノ

輩於有之ハ、少モ無用捨其科可申付候間、能々可承置

事、

一 諸士知行ニ相懸出物未進無之様ニ可相調儀肝要候、

連々不入儀ニ費米錢、花麗カマシキ儀一切令停止、出

物・軍役等可相勤心懸不可致油断事、

一 刀之尺式尺八寸ヨリ上、脇差ノ尺一尺八寸ヨリ上、同

朱鞘大角ツハノ事、

一 下々ノモノ、下髭・ツリ髭並額大ナテツケ・大ソリサ

ケノ事、

一 小者共、袖ヘリ上下ノ帯絹ノ事、

一 結徒党致荷担、或妨ヲナシ、或落書・張文・博奕・不

行儀ノ好色、其外ニ不似合事業不可仕事、

一 大身小身共ニ自身用所ノ外、買置商買利潤ノ構不可致

事、

一 陸・若党衣類、紗綾チリメン平島羽二重絹袖布木綿ノ

外停止ノ事、

付、弓・鉄炮ノ者絹袖布木綿ノ外不可着之、小者中

間衣類万可用候事、

一 物頭・諸役人万事ニ付テ不可致依怙、並諸役者其外ノ

品々常ニ致吟味不可致油断事、

一 上意ノ趣、縦如何様ノ者申渡ト云フ共不可違背事、

右条々、無緩疎可相守者也、

寛永十六年七月朔日

右、光久公御家督以後初テ御下国ノ節被 仰出候、

覺

一 当家二十代余無恙相統不輕儀候、中興 (島津忠良) 日新様・伯

圍様・龍伯様・惟新様・黄門様ノ御時、右御連

枝ノ衆對御家無疎意、度々粉骨ノ条、定テ可被聞及候、

就中於当代ハ連枝ノ衆余多有之事候間、行末頼母鋪存

候、縦國中転変ノ時節雖有之、不混于他不可過御家長

久ノ賢慮候事、

一去々年於江戸繼目相濟ノ刻、家郎衆迄ニ 公方様御直

ニ、久敷家ニテ候ナト、難有 上意共承、誠ニ 希代

ノ面目不過之候、然ハ自然於天下被仰付人数儀モ有之

者、抽忠勤度内存候条、軍役ノ儀ヲ題目ノ染心肝、万

事分限相応ニ花麗無之様可被用儉約之事、

一 被忘置儒学弓馬其外道々敷嗜方、或任気佚遊ノ楽、或

夜行等ミタリ成行儀令停止事、並預置一所候衆不節用

地頭ノ見廻可有遠慮ノ事、

一 登城ノ時、異様ニ無之様ニ慝懃可被相勤候、将又先

祖ノ忌日寺へ参拝ノ時ハ、長袴着用ニテイカニモ可被

畏敬之事、

一 相背国家ノ法禁葢於有之ハ雖為各可及沙汰候、

付、世間ハ挿私意以計策、或密事ヲ告、自他犯人ノ

意、或可結朋党体ニモテナシ懇切被寄族モ可有之候、

一旦ハ鼻眞ノ様ニ可被思候、其志向後ハ還テ可為讐

候カ、若又兄弟衆ノ間ニ如何様ノ和讒モ可有之刻ハ

此等ノ次第速可有言上事、

一 老中衆へモ無談合、或ハ企争論、或任短慮事ヲ破、且

復恒内ノ者殺害等兇相ニ被致沙汰間敷候、何事モ 黄

門様以来被付置候衆へ可有内談之事、

一 横目ヲ申付置候間、諸事不可有油断之事、

以上、

寬永十七年正月廿四日

右從 光久公御舍弟北郷式部太輔久直へ被仰遣候、

一一五

(寬永十九年カ) (卷之三 一五二号)

一 同年十二月、光久公分城下土而為十隊、命之一番組・

二番組、毎組定隊長曰組頭、其下受令而伝旨于隊中者曰小組頭、外置一隊為家老組、令島津彈正久慶・島津圖書久通長、補家老職者列之、隊下之士者与十隊無異、其外有寺道家組、有諸役座組、十組之外十六組都定二十六組也、所謂一番組頭島津安芸久雄・新納四郎久辰、二番組頭島津市正忠弘・佐多又四郎久孝、三番組頭桂又十郎忠心・吉利下総忠張、四番組頭島津左近久守・樺山又九郎久尚、五番組頭町田出羽^守忠尚・種子島左近忠時、六番組頭伊集院源助久立・島津美作久基、七番組頭伊集院右衛門久国・川上上野運久、八番組頭衾寢七郎重永^長・川上將監久将、九番組頭鎌田又七郎政由・入来院伯耆重高、十番組頭伊勢兵部貞昭・島津中務久茂也、於是所令速於置与郵伝内整外備矣、而後止保三台合二十六隊而為七隊也、乃自一番組^至六番組、外置家老組、

一一六

与頭衆へ被仰出候条々

(卷之三 一五三号)

一組中へ野心不忠^之者可有之時ハ早々可致言上候、各与頭油断候テ於不申上^出ハ、組頭並談合衆同意ノ心底タルヘキ事、
 一組中へ喧嘩口事出合^{入等}候ハ、早速寄合致談合可相濟事、
 一御奉公方ノ儀、談合候テ与頭ヨリ可申付事、付、出物首尾之事、
 一作病其外御奉公方ニ難涉申氣儘ノ輩於有之ハ、以談合致言上曲事ニ可被申付事、
 一与中^{鬼利志端}へ切支丹宗並一向宗於有之ハ致糺明言上可申事、
 一与中^諸於緩ハ与頭・談合衆可為越度事、
 一訴訟其外申分ノ儀、与頭^{出候}へ不申候^專テ氣任ニ公義^備雖為申出受付有間敷候旨、可有其心得候事、
 以上、
 寛永十九年午十二月十三日

一一七

与頭^中へ被仰出^候条々

(卷之三 一五四号)

一 与之衆節与頭ノ下知ヲ背間敷事、

一 従与頭可被申付儀可有之候時、氣任ノ輩於有之ハ曲事

ニ可被仰付事、

一 御出陳或ハ在江戸或ハ狩等ノ儀可被仰付時、異儀候儀略申間

敷事、

付、出物首尾之事、

一 喧嘩口論口事等出合候半時、与頭へ可申入、致遅々間

鋪事、

一 訴訟其外申分合ノ儀、与頭へ尋候テ 公義へ可申出候事、

寛永十九年十二月十三日 御判

一 一八 (卷之三 一五五号)

置目之条々

一 今度留主中諸置目ノ儀前々如申付置候、堅可相守事、

一 与頭相集留主中、与中下ノ人衆諸事氣任無之様稠可申渡

事、

一 留守中諸士以下氣任共申モノ於有之ハ、依罪之輕重、

或寺領・川ヨケ、或溝堀・板トリ、或日数ノ番等可申

付候、

一 国家ノ為ニ可成儀モ不成儀モ老中ヲハシメ諸役人ヨリ

言上ナク何事モ御意次第ト被申候儀、不可然候、存寄

候儀△ハ無用捨申上候ハ、聞届以其上可致分別事、

一 諸事家老衆手前ニテ可相濟儀ハ無延引可事被相濟事、

一 死人ノ相手、

付、死罪・八付・火アフリ等ノ儀ハ可致言上、併乍然

公義ノ罪人・他国ニ相懸リ罪人ハ其時ノ相談ニ応ス

ヘシ、籠舎・流罪・捕者ノ儀ハ不及申上言、家老衆ヨ

リ可被申付候事、

一 各存ノコトク、国ノ風体ニテ、何事モ談合相究候儀ヲ

何カト候テ其首尾訊モナク成行候儀、每事有之事ニ候、

当時相究候趣少モ違背交無之様可相守事、

一 口事ノ沙汰、口事聞衆聞定候評儀、始終不相替様噉候

首尾可有之事、

一 自然国中並隣国ニイタリテ俄事出来候儀モ可有之候、

連々以談合其用意不可有油断事、

一 前々ヨリノ法度于今中絶候儀モ可有之候、惣テ諸法度

ノ儀ハ何事ニヨラス堅固ニ可被申付事、

一評定所談合ノ儀輕々敷洩候由風聞有之候間、先年如申

付置、言口ヲ相糺可有其沙汰事、

右条々、堅可相守、此外宗旨ノ儀ニ付改奉行ヨリ申出

儀於有之ハ能々可有相談者也、

慶安四年二月廿日

一九九 (卷之三 一五六号)

覚

一御屋敷中ニ被相詰候衆、從前々被 仰出候如御法度、

折々外へ被罷出間敷候、御定ノ日數無相違様ニ堅可被

相守候、自然其上ニ罷出候人ハ星帳ヲ以可致其沙汰事、

一夏冬共ニ衣裳内々規模ヲ被相定可有着用候、御番ノ日

並無御隔心御方へ御供ノ時モ日野紬・郡内等ノ着物可

然候、惣テ結構成小袖上下着用仕儀可被致無用候、就

中又被官ノ衣類從先年如被仰出日野紬木綿ノ間着用可

然候、小袖一切被為着用敷事、

付、分限ノ衆ノ内小姓ハ 公義へ被召仕儀多々有

之候間、衣類主人ノ勝手次第タルヘキ事、

一傍輩中着合ノ刻、近年ハ殊外内々奢ノ体ノ由被聞召

候、依其常々ハ酒肴ナト取調被出儀曾テ可為禁止候、

勿論互ノ振舞並音信 取遣候儀弥以令禁止候、若致結

構人於有之ハ横目ヲ被付置候間、可有披露候、其心得

尤候事、

一在京・在江戸ノ輩、其旅中ニテ古キ訴訟被 申出儀、

向後有之間鋪候、尤旅中 儀ハ可為格別事、

一從前々相定候御賦ノ外、重テ佗言被申出間敷事、

一右同御扶持方佗ノ儀、右同斷ノ事、

一御年寄衆御振舞ノ時ハ、小々姓衆へ熨斗目長袴拜領被

仕御法ニ候、自今以後雖為平人ノ御客人熨斗目長袴着

用被仕候者可被下候、若両度ニ及候ハ、長袴計可被出

候、夏ハ帷子長袴其時々可被下事、

一從御国許被召列候御医師並從前々江戸へ被相詰候御医

師ノ外、新敷或木薬代或賦重ノ儀被申出間鋪事、

右ノ条々、御談合ノ上ヲ以今度被 仰出候間、此旨ヲ

堅可被相守候、頃日御供ノ在江戸衆帰国前ニ銀子ニ手

一 御物銀過分ニ恩借被^仕儀不可然候、向後ハ銀子借被下間敷候旨御相談^{談合相}究候間、人々ノ相応ニ能々被致省略、御賦銀ニテ相統候様被心得專一ニ候、尤江戸町人ノ銀子如例年家老衆口入ヲ以借用候^借テ被遣^候儀モ有之間鋪候、此等ノ通被承届、銘々判形可被仕者也、

明曆二年十二月廿五日 御判

一一〇 (卷之三 一五七号)

掟

一 領国^中ノ内郡代役儀島津筑前・新納右衛門^(久懸)ヘ申渡、郡奉行被相付之条致相談、國中ノ儀諸事入念可申付事、
一 國中耕耘^作ノ時節、收納方並起荒地・開新田・水廻等ノ見立可為專要、郡奉行國中節々可行廻、依体郡代モ差越、所々見計可致沙汰事、
一 前代ノ檢地親疎有之由依有其聞得、今度相改^候ノ際從郡奉行諸所ノ役人共ニ令対談可致沙汰、後日隨善惡之^候行必可加賞罰事、
一 領国^中ノ百姓農人等至于女童マテ耕耘^作ニ可出^候ノ由、幾

一 度モ可申渡、不用ノ族^者ハ稠鋪其罪可申付事、

一 右同断ノ者共家居衣食等万事不相応ノ驕無之様堅可申渡、百姓以下ノ手際程^{分限}可致格護事、

一 百姓^トニ可成者、或寺社家ノ内致居住、或号又被官、或紛町人浜村ノ者隠任ノ由、有其聞、此節^旨急度致沙汰百姓ニ可申定事、

一 士ノ被官応分限可抱置事、

一 不分藏入給地、百姓ノ沙汰自郡奉行可承事、

右ノ条々、聊不可有緩疎者也、

明曆三年七月十七日

右、御領國中御支配ニ付、万治二年正月十一日 光久
公御袖判ノ御条書^{有之候トモス}略之、

一一一 (卷之三 一五八号)

北郷佐渡^(久加)ヘ被 仰渡御口上ノ覚

一 当国御留主居役被 仰付候間、爰許ヘ罷移可相勤候、
一 数年右役儀明候テ御念遣^被 思召候、佐渡儀年生モ能候ニ付右役儀被 仰付候条、家老中其外諸士ノ上無

遠慮可被申上之^候、定テ病者ニテ相勤儀難成^候ニ可被存候得共、別^テニ可被仰付人モ無之候之間、則御請可被申之由上意候事、

寛文六年八月十七日

御判

二二二

（卷之三 一五九号）

覺

一家老中其外ノ面々、結徒党国家ノ障ニ罷成儀於有之ハ、雖為縁者親類無用捨可被申上之^候、

付、口事其外鼻頂ノ沙汰於承付ハ、無遠慮可被申上之事、

一留主中不意ノ儀於令到来^出ハ、家老中致相談急度可被相鎮、若致遲滯及大破ハ可為越度事、

一隣国如何様ノ儀雖有之、全守国家^傳分国中不致騷動候様ニ常々可被相心得事、

一評定所へ無構礼日其外時々致登城、用事可被承之、勿論家老中可入意得儀於被見及ハ可有相談事^為、

一鹿兒島並外城ノ土付百姓町人以下ニ至マテ、兼々申渡

相守条目、家職不怠可相勤儀、可為肝要、若無作法ノ族於有之ハ家老中致相談仕置可被申付事、右之旨、堅固^ニ可相守^被者也、

寛文六年八月十七日

二二三

（卷之三 一六〇号）

仰出

^{（島津綱貴）}
一又三郎様御側へ相話候使衆替被差上時分ニテ候、年々

替合ニ相話候へハ、御勝手ヲ不存候ニ付遠慮多候テ、

存寄ヲモ申上得間鋪候、右式ニテ御氣儘ニ御生立被成候儀、別テ御氣遣ニ被 思召上候、誰ノ御指南ヲモ可申上人御見合被為成候へ共、何モ存ノ前左様成人無之

候、雖然其分ニテ難^被差置儀候、就夫被遊 御思慮候者、唯今ノ御役跡、肝要ノ御年生ニテ候間、北郷佐渡

ヲ被附置度候、此頃^ニ御留守^居役被仰付、無^座廻^座役儀被

相替候儀ハ如何^モ被思召候得共、双方御考候^如、御留主居役ハ数年無之候テモ、^{調候}又三郎様御事題目被

思召上候、万事淳ニ被成御座候様ニ守立被申候ハ、

御家御長久ノ基タルヘク候間、是非共被成御頼度候、
此等ノ趣佐渡ヘ可申渡ノ旨 上意候、以上、

寛文七年正月三日

右、從光久公北郷佐渡久加ヘ 綱貴公御守役被仰付候
節被仰出候御書付ノ写、

一二四

(卷之三 一六一号)

(島津調度)

又三郎様御守役被仰出候、次テニ被遊御咄候ハ、佐渡
儀病後ニテ此中被仰付候御留主居役ヲモ苦勞ニ可存処

又三郎様御守ノ儀ハ在江戸仕^候事ニ候条、弥以難儀

(島津光久)

ニ可被存候ヘ共、太守様御参府ノ砌、折角^節ニテ御暇

ヲモ可被下候、何ソ一節成共相勤被申候ヘハ御喜悅ニ

被 思召上候、又三郎様御事以ノ外御才発ニ被成御

座候上、当世風御覽ナラハレ、利発^弥ヲ能ト計可被思

召上ト被遊御推量候、尤當時ノ様子能事ニテハ御座候

ヘトモ、御国ノ儀ハ久鋪御家ニテ、物每古風相残^レ、

当世ノ格式ニテハ還テ不相応ノ儀有之候、左様成所^時ヲ

能々味ヒ御指南ヲモ可被申上ト被 思召被 仰渡事ニ

候、佐渡御請被申候得ハ御念遣モ無之儀候条、^{使衆ハ}誰ニ
テモ為差登候テ可然旨 上意候、以上、

寛文七年^{未之}正月三日

一二五

(卷之三 一六二号)

▽ 覺 △

一 國中仕置可被申付ノ旨、前^トニモ申入候、弥被入念^{尤候}、

稽古ノ為ニテ候間、被聞達無遠慮可被申出候、トテモ

大方ニ有之候テハ^間以來国家ノ仕置モ如何ニ候間、能々

可有其意得事、

一 仕置ノ儀可被申渡時分ハ幾度モ家老中ヘ内談肝要ニ候、

心易召仕候若者共其外内談ノ縁取ヲ以鬲^ナ肩ケ間鋪申儀

モ可有之候間、曾テ被致承引間鋪候、万事卒爾ニ無之

様可被相心得事、

一 諸士内証ノ驕^{遊山}ケ間鋪儀、其外無作法無之様ニ被申付

肝要ノ事、

右ノ旨、入念差引可被申付候、以上、

寛文七年七月廿六日

大隅守

松平薩摩守殿

寛文七年七月廿六日、右通 從 光久公 綱久公廣へ被仰進候謹、御書付

二二六

（卷之三 一六三号）

二二七

（卷之三 一六四号）

覚

覚

一 五節句並毎月ノ礼日ニハ可有出座事、

一 御子様ヲ初諸士ノ衣類、常々日野袖ノ外着用堅可為停止、或ハ他国ハノ御使者、或使者見舞等ノ砌ハ、絹布

一 学文ノ儀可為肝要候專、第一国家ノ仕置無学ニテハ、行当

着用無之候テハ不叶儀候間、内々可有其覚悟候、急度於爰元不相調候テ不叶節ハ御藏ヨリ申受ニ可被仰付候

一 事而巳有之物ニテ候間連々可有其心得候、算勘ノ儀モ簡要不存候ニ不成儀ニテ候間、不楽時分ハケ様ノ儀成為存者ヲモ召寄可被為尋聞事、

一 於爰元不相調候テ不叶節ハ御藏ヨリ申受ニ可被仰付候

一 諸士武芸嗜ノ為ニ、若キ者共弓馬兵法等ヲモ申付、折

一 但、小身ノ衆モ可為同断事、

一 角被見候ハ、何モ心掛自可相嗜候間、内々可有其覚悟候、犬追物稽古ノ儀モ申付置候、是モ折々被見候ハ、可然事、

一 一女性方ノ衣類右同断、

一 大酒ノ儀、養生ノ為ニモ惡鋪候間、曾テ無用ニ候、小

一 然候、帷子ノ儀、越後布晒地ノ外令禁止候、尤夏冬

一 盛盛ニテ一ツ二ツツ、ハ苦間鋪候、是トテモ毎日ハ可為

一 共ニ縫金糸入カノコ物、カタク令禁止候、

一 無用候、不過様ニ可有得意事、

一 一家中ノ女衣類、内外共ニ下着マテ木綿ノ外堅令禁止候、

一 何方事ニモ振舞ニ被越儀可為無用候、肝付半兵衛兼所其

一 但、御姫様並御子様方ノ奥方乙名職之者下着計日野

一 外相定寺々可為格別事、

一 袖令免許事、

人、今度相定候事、△

一諸士供之人數定、別紙ニ有之^候間、可被得其意候、タ

トヘ大身タリ共中間草履取大小差ノ儀^候令禁止^候事、

一元服・婚禮・嫡子誕生ノ外振舞停止候、

但、振舞ハ二汁五菜相定之、尤酒宴ケ間敷儀カタク

可為停止、

付、役者衆召寄候儀、今程可有遠慮之事、

一諸奥方立笠・対ノ挑灯令禁止^候事、

一右祝儀ノ外互ニ酒肴ノ進物堅令停止事、

一御姫様並御子様ノ奥方ヲ始御城方ノ女房衆^{ヨリ}ヘ進物右同

断之事、

一諸奥方ヘ客人ノ節、振廻^舞カタク令停止、且又引手物同

断ノ事、

一不依大身小身、正月ノ祝物親子兄弟ノ外前々ヨリ禁止

之、弥以可相守其旨、就中女姓方ノ礼儀ハ十五日ヨリ

内ニ仕廻候様ニ可有覚悟事、

一諸士家中ノ者、当時御奉公可相勤程可被召抱之候、下

女ノ儀猶以可成程可有減少^之、内々奉公ヲモ不勤、徒

成者養置、自分ノ御奉公ノ障ニ罷成候衆モ在之由、不

可然候、向後右体ノ者、或自堪忍、或親類付ニ可被差

遣之事、

一江戸・京・大坂・琉球其外旅ヘ差越候衆ヘ餞遣候、並

帰国ノ節土産物、從前々令禁止候所、頃日ミタリ有之

候由、不届ニ候、自今以後堅ク可^為停止^候事、尤断之委

細候テ土産物並餞遣候人有之候共曾テ致受用間鋪事、

右条々、連々雖被仰渡儀候、今度御当国大火事ニ付テ

諸士令困窮候儀笑止ニ候、畢竟御領國中ノ衰微^ニ罷成

儀、向後ノ儀別テ御氣遣^候被^ニ思召上候、猶以令簡略

可被申付旨、御両殿様被^ニ仰出候付テ、大底相定之

候間、若此^等ケ条ノ外ニ茂内証ノ儀別テ可有儉約、就中

小身ノ面々右ノ趣ヲ以可成程令省略、身上相統候儀可

為專要候、若大形ノ族於有之ハ、横目密々致見分申出

候様申付候間、聊緩疎有間敷者也、

延宝八年申五月廿一日

右延宝八年庚申正月十一日、御城下土屋鋪其外大火有

之候節、光久公^被仰出御書付之写、

一一八

（卷之三 一六五号）

覚

一 国中ノ仕置、此已後ハ其方^レ万事被承可被申付之^候、第一諸人ノ浮沈、道理非儀ノ分、善悪ノ沙汰ハ国守^主ノ能不致^承下知候テ不叶儀候間、連々ノ心懸可為肝要、未讓家督^ニ付遠慮於有之^ハ、後年仕置^ニ可被致疑^候之間、聊疎意有^之間鋪事、

一 従家老中申上候儀ハ如常使衆可致取次之、其節佐多内記使衆ニ相加罷出、使衆申上様ノ筋相違無之様ニ可仕返詞之趣ニ付、内記存寄於有之^ハ委曲被聞届、家老中へ^ト返詞可被申聞事、

一方々へ振舞ニ被差越儀可為無用、国主何レヲモ此儀遠慮有之子細口上^ニ相達^可之候、縦雖^為一門中可有^レ用捨事、

右之条々、可被存^此其旨、委曲新納又左衛門口上可申上ノ間、可有承達之候、以上、

延宝三年九月廿八日

（島津光久）
中将

（島津綱直）
松平薩摩守殿

一一九

（卷之三 一六六号）

覚

一 多人数召仕^候儀ハ奉公人^之善悪ヲ能不知候テ不叶事候、召仕^候者共不依男女当时ノ挨拶ニテ氣ニ入候様ニト計仕事候へハ、常^ニ其心得肝要ニ候、或近習ノ者ニ取寄り、或奥方ニタヨリ、知行ヲ望扶持ヲ貪輩有之事候間、此旨專可有覚悟事、

一 口事裁許ノ段家老中ヨリ相伺^候ノ刻、使衆申上^候様ノ向^カ面ニヨリ、一方ヲ能様ニ申成儀モ可有之、又伺^候所^早ニヨリ非ヲ理ニ聞、理ヲ非ニ聞誤ル事モ可有之^候間、心ヲ外ニ不移、具^ニ聞届、其上ニテ能々了簡候^下テ可被致判断、口事ノ扱細密^ニ無之候へハ、諸人恨ヲ含、不致帰服之基、第一仕置之瑕瑾^ニ候間、專要ニ可被意得^候、三思^九思^九惟^九三思^九一言之語忘却^候有間鋪事、

一家老中諫言ヲ加、又ハ信切ニ存寄ノ旨申上者可有之刻、縦氣ニ指当、無與候共、其私意ヲ押へ、叮嚀ニ請付聞達之、至極ノ理ニヲヒテハ用之、道理ニ不当儀ハ尤可被差捨^候之、主人氣ニ入儀ハ人々申上ヤスク、氣ニ逆儀

延宝三年九月廿八日

ハ申上兼候事候間、少々ニテモ異見ヲ得候様ニト可被心得、我心ノ儘ニ仕候儀ハ私欲ニテ国家ヲ亡之候媒ト慎之、縦差当心ニ不立乘儀ニテモ国家ノ仕置ニ可成儀ハ勤テ可被行之、欲勝義則亡義勝欲則昌之語ニ可被着心、当家数十代相統候ノ儀、外ニ例モ無之事候ノ間、猶以長久ニ可有之様ニト被存、仕置等無邪様ニ別テ可被入念事、以上、

延宝三年九月廿八日

右三通從 光久公 綱貴公へ被仰進候御書付之享

島津家歴代制度卷之三

御代々御袖判
義久公御代
義弘公御代
家久公御代
光久公御代
綱貴公御代
吉貴公御代
繼豊公御代
宗信公御代
重年公御代
重豪公御代
御組帳序書
御組帳序書

弓馬鎗兵法鉄炮稽古之事

衣服定之事

名遠慮之事

無役ノ面々月番ノ御家老組頭宅又ハ支配頭宅ヘ稀々

可罷出旨之事

御家老儉約之事

出家成之事

士以下ノ者士ニ対シテ無礼法外等ノ仕置ニ付テノ

事

士之非所行仕形ニ付テ死罪被仰付候者ノ子供ノ事

乱心モノ快氣仕囲出等ノ願之事

輕キ御直子其外不依何者譜代ノ家来ニアラサルモ

ノヲ抱候テ召仕様ノ事

養子違変之事

縁与並離別之事

士以下ノモノ於途中土行逢無礼ノ仕形於有之ハ籠

込又ハ路次ニサラサセ又ハ鎖可申付事

義久公御代

- 一三〇 (卷之二 九一号文書に同じ、本文略)
- 一三一 (卷之二 九二号文書に同じ、本文略)
- 一三二 (卷之二 九三号文書に同じ、本文略)
- 一三三 (卷之二 九四号文書に同じ、本文略)

義弘公御代

- 一三四 (卷之二 九五号文書に同じ、本文略)
- 一三五 (卷之二 九六号文書に同じ、本文略)
- 一三六 (卷之二 九七号文書に同じ、本文略)
- 一三七 (卷之二 九八号文書に同じ、本文略)
- 一三八 (卷之二 九九号文書に同じ、本文略)
- 一三九 (卷之二 一〇〇号文書に同じ、本文略)
- 一四〇 (卷之二 一〇一号文書に同じ、本文略)

- 一四一 (卷之二 一〇二号文書に同じ、本文略)

家久公御代

- 一四二 (卷之二 一〇四号文書に同じ、本文略)
- 一四三 (卷之二 一〇五号文書に同じ、本文略)
- 一四四 (卷之二 一〇六号文書に同じ、本文略)
- 一四五 (卷之二 一〇七号文書に同じ、本文略)
- 一四六 (卷之二 一〇八号文書に同じ、本文略)
- 一四七 (卷之二 一〇九号文書に同じ、本文略)
- 一四八 (卷之二 一一〇号文書に同じ、本文略)
- 一四九 (卷之二 一一一号文書に同じ、本文略)

光久公御代

- 一五〇 (卷之二 一一三号文書に同じ、本文略)

一五一 (卷之二) 一四号文書に同じ、本文略)

網貴公御代

一五二 (卷之二) 一五号文書に同じ、本文略)

一五三 (卷之二) 一六号文書に同じ、本文略)

一六七 (卷之四) 一九八号文書に同じ、本文略)

一五四 (卷之二) 一七号文書に同じ、本文略)

一六八 (卷之四) 二〇〇号文書に同じ、本文略)

一五五 (卷之二) 一八号文書に同じ、本文略)

一六九 (卷之四) 二〇一号文書に同じ、本文略)

一五六 (卷之二) 一九号文書に同じ、本文略)

一七〇 (卷之四) 二〇二号文書に同じ、本文略)

一五七 (卷之二) 二〇号文書に同じ、本文略)

一七一 (卷之四) 二〇三号文書に同じ、本文略)

一五八 (卷之二) 二一号文書に同じ、本文略)

一五九 (卷之二) 二二号文書に同じ、本文略)

吉貴公御代

一六〇 (卷之二) 二三号文書に同じ、本文略)

一六一 (卷之二) 二四号文書に同じ、本文略)

一七二 (卷之四) 二〇四号文書に同じ、本文略)

一六二 (卷之二) 二五号文書に同じ、本文略)

一七三 (卷之四) 二〇五号文書に同じ、本文略)

一六三 (卷之二) 二六号文書に同じ、本文略)

一六四 (卷之二) 二七号文書に同じ、本文略)

繼豊公御代

一六五 (卷之二) 二八号文書に同じ、本文略)

繼豊公御代

一六六 (卷之二) 二九号文書に同じ、本文略)

一七四 (卷之四) 二〇八号文書に同じ、本文略)

一七五 (卷之四) 二〇九号文書に同じ、本文略)

一七六 (卷之四) 二一三号文書に同じ、本文略)

一七七 (卷之四) 二一五号文書に同じ、本文略)

宗信公御代

一七八 (卷之四) 二一六の1号文書に同じ、本文略)

一七九

近年御所帯方取続カタク候付、重出米出銀為被仰付置
事候へトモ、御領国中至末々差迫候由被聞召上候、依
之此節猶又御所帯向厳密ニ御儉約被仰付、旧式ノ内ヲ
モ可被差欠候条、今年ヨリ右出米出銀ノ儀可差免候、
右之通被仰出候付、重出米出銀今年ヨリ被返下候間、
与中・支配中・諸外城へモ不洩様可被申渡候、地頭・
領主・支配頭へ可申渡候、

卯十二月

(島津久甫)
左衛門

一八〇

御役料銀米御切米其外諸藏人賃取米御物ヨリ代払有之
分、去寅八月ヨリ午七月迄二十部一引方ニテ相渡候様
申渡置候へトモ、今度重出米出銀御免ニ付右引方ノ儀
ハ被成御免候、只今迄引置候分被返下候儀ハ首尾方調
カタク候間、此節ヨリ先キ引無ニテ可相渡候、
右之通、御側方・御勝手方へ相達、与中・支配中・諸
外城へ可申渡旨、地頭・領主・与頭・支配頭へ可被申
渡候、

卯十二月

左衛門

(樺山久初)
主計
(島津久郷)
右平太
(郷原久雄)
轉
(鎌田政昌)
典膳

重年公御代

- 一八一 （卷之四 二一七号文書に同じ、本文略）
- 一八二 （卷之四 二一八号文書に同じ、本文略）

重豪公御代

一八三

右、（島津義久）龍伯様御已来段々被仰出置候肝要ニ御書並御子

様方へ御教訓ノ御書付御家譜ノ内ニ被載置候付、抜書被下二冊仕差上申候、以上、

申九月

御記録奉行

川上平右衛門

右同

東郷淺之丞

御組帳序書

一八四

御組帳序書

一 公義之御仕置ニ付テ毎度被仰渡趣堅被相守、御奉公無疎意可被相勤之、當時之御格式ニ付テハ段々被仰渡事候間、其旨相守、組中ノ儀可有差引事、

一 学文・武芸之儀相励候様連々可申渡候、御奉公ニ付テハ不時ニ被仰付御用等モ有之候間、左様ノ砌無滯、内々ノ心掛可為肝要事候ニ付、武具馬具無油断可調候、不応分限屋作・衣類ニ至、御条目之旨無忘却相守、驕之体可為無用事、

一 御奉公方之心掛、孝行其外勤方宜、家業出精候者於有之ハ可申出之、悪心不忠之者又ハ行跡不宜、惣テ諸人ノ妨ニ相成者於有之ハ氣ヲ付、早々可被致沙汰事、

一 御奉公方致難渋、構虚病候体ノ者於有之ハ可有言上候、且又乱気人並乱気ノ差有之者ハ親類共入念可申付之、令油断悪事仕出候ハ、親類中可為越度候条、大形無之様可被申聞置候事、

一 一切利支丹宗門之儀、公義一統之御大禁ニ候、且又一向

宗ノ儀、御家御禁止之事候間、怪敷儀モ於有之ハ実否トモニ早々可有言上事、

一 喧嘩口事入組等有之節ハ於与中首尾好様可被相濟候、

若於与中難事濟儀ハ可有披露、訴訟口事入組等之儀申出候ハ、有来通御法様ノ書物ヲ以テ可申出之、以連判荷担之体ニ申出儀可為禁制事、

一 依咎御誅伐者又ハ流罪・關所等被仰付候刻、雖為親類縁者無差図人其場へ罷越間敷事、蒙御勘気候者へ見廻並音信等可為停止事、

一 組中ニ死人有之候節ハ早速申出事候間、可被承置候、家督ノ者死去ノ時ハ忌明次第御法様ノ書物ヲ以継目願申出事候間、何ノ子細モ無之継目及延引候ハ、名跡被相立間敷候間、可有沙汰事、

一 組中向後組頭列以上之新家ニ相立候ハ、与入可被問合事、

付、当時ノ組頭衆へ御役被差免候已後、イツレモ御家老直触ニ被仰付筈候間、格式不亂様可有沙汰事、

一 御城下ニテ自然出火有之節ハ兼テ被仰付置候御錠之趣

相守候様可被申渡事、

一 与頭直触之格式、此節被相定候間、御格式相当人又ハ直触ノ人小組ニ立帰候儀共無油断承届、時々被差図帳面可有首尾事、

一 小与頭者御馬廻・新御番・諸御役人へ被仰付筈ニ此節御格式被相定候間、時々替合ノ儀無混乱様可被致沙汰事、

一 与頭中御城ニテ寄合此節被相定候間、与中何角之用事無滯様時々致寄合可有沙汰事、

一 与中前髪取又ハ半元服ノ者見分ノ儀、此節ヨリ組頭見分迄ニテ差免候様被仰付候間、不相応ノ儀無之様可被入念事、

一 諸事勤方ノ儀其外行跡随分心掛、礼義等正敷可仕候、不勉又ハ若キ者共出合之沙汰不宜モ有之由候、已後右之通ノ儀候ハ、被思召旨モ候由、今度御与頭・御番頭へ被仰渡趣有之候、右通ニ候へハ諸士ノ儀モ随分勤方ニ精ヲ出シ、参会等モ作法惡儀無之様、弥以心掛可申候、自然不行跡ノ人於有之ハ可及沙汰候条、忘却不仕、

就中若キ者共行跡相嗜、稽古事ニ精ヲ出シ候様、親ヨリ可申聞候様可被申渡事、

一八五

弓馬鎗兵法鉄炮稽古之事

一 不依大身小身、若キ面々弓・馬・鎗、兵法之内、得方ノ儀ヲ致鍛鍊候様、平日稽古可仕候、勿論及爭論立会イタス間敷事、

一 鉄炮打候儀、近年立物小クイタシ、当ノ数ヲ好ム迄ニテ候由、不可然候、随分達者ニ打習候儀ヲ第一ニ可致稽古事、

右之趣、御意候儀之御家老中ヨリ申渡趣有之、

一 馬之儀ハ馬形宜迄ヲ好不申、足ツヨク有之候ヲ第一致吟味飼置候様ニ、イツレモ相心得可申候、兼テ御馬廻ノ格ニ不仰付立者ニテモ、馬乗之儀心掛候者ハ勿論、可被遊御覽候節ハ御馬ヲモ被為滞、又ハ致借馬候テ成共乗候テ罷出候様ニ被仰付儀モ可有之候間、馬具等美麗ヲ好候儀無用之事、

一 鉄炮ノ儀、タマノ心掛候者モ、近年ハ当リ数ヲ好、

一 地中ニ腰迄堀入、台ヲ仕掛候体ニ仕打候由、鉄炮ノ儀ハ別テ達者打習ヒフ^(マ)ラ^(マ)ヘハ、無其詮事候間、向後ノ立居共ニ達者ニ打習ヒ候様、専ニ可心掛候、

一八六

衣服定之事

一 御直士男女共ニ布木綿・日野絹・紬・郡内織ノ類、晒者加賀絹可用之、屹被立候御祝詞ノ節又ハ他国ヨリ御使者可有之節為可用候条、紗綾・羽ニ重被差免候、医・

繪両師ハ格別候、

一 番頭以上ノ女房娘迄下着ニ白小袖・縮緬被差免候、^(鑓)金糸鹿子入衣服ノ儀ハ不依誰人堅停止候、

一 右外ノ女中ノ内御目見ニ罷出来候者ハ、白小袖・緋縮緬・紗綾ノ下着ハ差免候、

一 御連枝方ヘ被付置候女中ノ儀ハ、諸士妻ノ衣服ニ可準之候、

一 不依大身小身、家中男女衣服、内外共ニ布木綿ノ外下

着・帯迄停止、

一 足輕・御小者・奥付足輕・御中間ノ一身賦被下候者並
寺門前・社家・町浜ノ者ハ、衣服帯迄モ布木綿ノ外用
候儀堅停止候、

一 百姓ノ儀、男女共無地・小紋付用之、其外ノ染用一切
停止候、

一 惣テ御直ニアラサル女ノ分ハ、衣服ノ染夏冬共ニ無地
又ハ小紋付ニ紋所ヲ付可致者候、チラシ模様ナトノ模
様染出停止、

一 白帷子ノ儀、女ノ分下輩迄モ着用御免被成候、

一 寺門前・町浜浦人召仕ノ男女、衣服夏冬共ニ無地紋ナ
シ、下女ノ儀ハ形付紋ナシ着可致候、

一 年頭・月次ノ御目見ニ罷出候諸役人ハ熨斗目着可仕候、
無役ニテモ御一門・一所衆・組頭衆・御番頭並同列ノ

子共迄ハ熨斗目着^(可カ)士仕候、乍然小身者ハ勝手次第タル
ヘク候、右外ハ熨斗目ニ及間敷候、江戸ヨリハ御馬廻・

新御番ハ熨斗目着可仕候、

一 上巳・端^{午カ}・重陽、御役人並無役ニテ、何レモ月次御礼

日衣服同断可仕候、重陽春ノ物ハ大身ニテモ態用候儀
ハ無用候、有合候ハ格別候、

一 七夕・八朔、御一門・一所衆・与頭・御番頭並同列、
且又右面々ノ嫡子迄テハ白帷子着可仕候、雖然右之格
式ニテモ当時相勉候御役ノ品、白帷子不致着格之勤場
ニテ候ハ、同役並ノ衣服可致着候、組頭・御番頭不
相勤ニハ、御役々格式ヲ以、組頭・御番頭ノ格ト被仰
付候ヘハ、白帷子着可仕候、二男三男与頭並格式不仰
付内ハ白帷子着用無用候、御家老直触ノ面々モ白帷子
着用可致無用候、

一 御一門・御家老・若年寄惣テ曆々ノ一族、且又月次御
礼ニ罷出候子共二男三男ニテモ、家来上下御免被成候、
右子共ニテモ月次御礼ニモ不罷出、^{家来カ}来々ニ成候テモ召
列候家来御免不被成候、

一 地頭持ノ儀ハ家来ニハ上下為着可申候、子共ノ儀同家
来召列候ヘトモ、子供ノ儀ハ家来上下御免不被成候、
一 常式毎日之勤ニ道具持モ候人、其身計家来上下御免被
成候、子供ノ儀ハ家来上下御免不被成候、

一 正月其外道具為持候儀、並家来ニ上下着セ召列候儀ハ、何ソ御役被仰付候節、御家老ヨリ直申渡体ノ人計御免被成候、右之外ハ御免不被成候、

但、一門・一所衆ノ曆々ハ可為右外候、

一八七

名遠慮之事

一 国名ヲ付候テモ不苦面々、御兄弟衆・御城代・御家老・若年寄・大目付、

一 百官・関東百官之内ヲ付候テ不苦面々、組頭・御番頭

並御番頭嫡子、

一 御兄弟衆・寛陽院様御子・御城代・御家老・若年寄

大目付、同名ハ官名迄付候面々モ致遠慮付申間敷候、

一 組頭ノ儀、大勢候間、仲間ニ同名有之共不及改候、

一 江戸御家老様並御同格之御方・京都諸司代・大坂御城

代・若年寄ノ御名ハ付申間敷候、

一 近国ノ御大名又ハ御身近キ御一門方ノ御名ハ同断、

一 組中之士、自分与頭ノ名ハ右同断、

一 前々御前ヨリ為被召付置者ハ、自分与頭ニ同名可有之節ハ其訳可申出候、他与ハ不及遠慮候、

一 支配頭又ハ同席ニ相詰候役人、上役ノ名ハ致遠慮付申間敷事、

一 外城士ノ儀モ地頭ノ同名ハ付申間敷候、

一八八

無役ノ面々月番ノ御家老・組頭宅又ハ支配頭宅へ稀々

可罷出旨ノ事

一 御家老直触ノ内、無役ニテ罷居候人、無役ノ地頭持、

稀々ニハ月番ノ御家老宅へ朝五ツ時分ニ罷出可致对面、

第一御機嫌ノ程ヲモ為奉承知候、

一 組中ノ士無役ノ面々ハ、組頭宅へ右之通可罷出候、

一 支配有之面々、其支配頭宅へ右同断可罷出候、

一八九

御家老儉約之事

御老中儉約ノ儀ニ付テハ毎度被仰渡趣有之、然共近年諸

士中何レモ不勝手ニ成行候間、猶以致欠略行々勝合相統御奉公可相勤儀肝要候、依之此節被仰出趣左ニ申渡候、

一御一門曆々・御城代・御家老・若年寄・大目附其外重用役之面々、平日供之者大勢召列候儀可為無用候、対挾箱・挑灯等常式ハ無用候、他国ヨリ使者抔ニ出会候節ハ格別候、

御城代向惣テ御奉公方ニ付テ大勢寄集候節ハ、挑灯ノ儀、供中ノ目印又ハシマリノ為ニモ罷成事候間、左様ノ節ハ相応ニ有可然候、供ノ者モ年頭・諸節句・歳暮其外折目ハ格別候ヘトモ、右ニ準シ輕方ニ可仕候、

一出火ノ節ハ供人数挑灯・高挑灯ノ儀モ右之体ニ可準候付、火消方被仰付置候面々ハ勤ノ事候間、乍漸勤場ノ用相達候程ニツコフマツルヘク候、

一諸役人鍵持セ候儀ハ先頃被仰渡候、若党召列候ハ、御普請奉行・御記録奉行・長崎御附人・高奉行・物奉行・御厩別当・納殿役人・御小納戸役・御右筆迄テハ若党一人ツ、召列可申候、不勝手ニ付テハ召列不申トモ不苦候、奉行職ノ者其外ノ役人平生若党召列候儀無用候、

年頭其外折目ノ節ハ格別ニ候、乍然兩人ノ者ハ可為無用候、御小姓ノ儀、御側廻被召仕、大身ノモノモ有之候間、若党一人召列候儀ハ可為勝手候、御側医師モ若党召列候儀勝手次第可仕候、輕キ役人御步行ノ格ニ勤仕候者又ハ小番相勤候二男ナト、若党召列儀手者ニモ可為無用候、

一小番相勤候面々、平日若党召列儀可為心次第候、一衣服ノ儀、此程被仰渡候通相守、(袴カ)筒羅カマシキ体仕間敷候、御目通ニ罷出トテモ弥最前被仰渡候通、木綿衣服着用致、惣テ徒費無之様可相心得候、

一家督衣服婚其外屹立候祝ノ節、料理ノ儀以前被定置候趣ヲ以、猶更分限相応ヨリ輕可致候、屹立候祝ノ節ハ、(空白)先首尾克一通相仕廻リ不及長^{〔空白〕}之御格式モ有之事候間、以其心得互ニ祝可相濟候、

一婚礼之所立置諸道具節、近年花麗ニ成立不可然候、諸物ハ費之事候間、可致其考候、勿論至末々随分輕調、不相応ノ結構可為停止候、

一右式祝ノ節、互ノ祝物取替ノ儀モ^(相応カ)ニ輕可仕候、雖

為大身^(重カ)□キ道具等引出物遺儀ハ禁止候、

一 餞別・土産ノ印、親兄弟ノ外ハ惣テ停止ニ被仰付置候間、弥其旨相守成程輕可仕候、

一 女姓供廻ノ儀ハ取分可有減少候、御奉公相動候面々モ諸式減少ノ事候間、内証ノ儀ハ引易可有減少候、

一 大身ノ妻女供ノ女乗物猥ニ乗セマシク候、供女乗物ニ乗セ候人ニテモ、不晴立節ハ供乗物差控候方ニ相心得可然候、至末々候テモ御直之人ニテモ乗物可成程ハ陸

ニテ可致徘徊候、

一 大身ノ妻女ニテモ向後蒔給乗物相調候儀ハ令停止候段、從前々持セ候ハ、夫限り可用之拵候ハ、アシ口塗・黒計打其外呉座包以下、相応ニ輕可相調候、

一 弔日數ノ儀、大身共ニ一日執行可仕候、出家人數ハ弔ノ恰合次第ニ輕可致供養候、惣テ仏事・弔等ノ儀ハ施

主ノ実儀第一ニ致事候間、名聞迄ヲ存、輕薄之莊嚴ハ無益候間、質^(空白)ノ^(空白)肝要タルヘキ事、

一 布施物ノ儀、導師ヘ青銅百疋ヲ限り、夫ヨリ以下心次第身上相応ニ輕可遣、弔ノ料理猶又及結構間敷事、

一 香奠者大身共青銅百疋ヲ限、夫ヨリ以下段々可遣候、

一 石塔ノ儀、先年被相定置候間、御定ノ通弥可相調候、此段モ施主ノ実儀第一ニ候得ハ、不相応ノ儀ニテ不宣候間、結構ノ仕立可為停止候、

一 音信・贈答・振廻並餞別・土産等之儀、被定置外無用可仕段、前々被仰渡置候処、頭緩為罷成由、弥以御定

之趣ヲ以相守候様ニト此節被仰渡趣有之候、然共前々ヨリ被仰渡趣難取覚、紛數儀モ候テハ如何ニ候、右之

体儀一切無用仕、茶・煙草ノ類ニテ相濟置、無拋節ハ成程輕キ料理ヲ出候様相心得可然候、

一 祖父母・両親・子共・兄弟・姉妹・舅姑・婿・孫致死去、中陰法事致執行候節、香奠贈候、

一 忌中ノモノ可有之節、別テ無拋訳候ハ、人ニヨリソノトキ宜次第品物遣候、

但、右二行分限ニヨリ、別テ些少ニ見込、志迄遣儀ハ苦マシク候、尤可成程品物ハ不遣方ニ可有之候、

一 地頭所又ハ在所ナトノ到来物・手作ノ野菜類又ハ態ト^(空白)不^(空白)品ハ、少分ニ見合相贈候儀苦間シク候、

一九〇

出家成之事

一 御連子^(枝カ)之子共ハ二男ヨリ御免被成候、家来ハ主人心次第嫡子ニテモ御免被成候、

一九一

士以下ノ者士ニ対シテ無礼法外等ノ仕形ニ付テノ事
一 士以下ノ者、士ニ対シテ無礼法外等ノ仕形有之、士ヨリ咎目付候テ刀・脇差ヲ拔掛、其外急ニ警ヲ可成トイ
タシ候ニ付テ打果候節ハ、御詮議ノ上其段於無紛ハ先
例ノ通打捨ノ分ニテ士ニハ御構有間敷候、土方ニモ不
事足所有之候ハ、勿論其訳ニ応シ御咎目可被仰付候、
一 士ニ対シ無礼法外等ノ仕形候ハ、其主人又ハ支配頭
ヘ其段急度可申届候、警ヲ可成程ノ儀無之節、楚忽ニ
打捨申間敷候、右ノ差別無弁楚忽ニ打捨候ハ、急度其
科可被仰付候、
一 士ニ対シ士以下ノモノ無礼法外等ノ仕形無之様ニトノ
儀ハ前々ヨリ被仰置事候処、下々ノ者緩ニ存候故、時々

事立候儀有之候条、弥以其慎仕候様主人又ハ支配頭ヨ
リ兼テ稠敷可申付候、士ニ対シ士以下ノモノ慮外イタ
シ候付土方ヨリソノ訳可申付旨被仰出候、士ニ対シ下々
ノモノヨリ急ニ仇ヲ可成ト企候ハ、格別候、無礼一通
リノ儀ハ其主人又ハ支配頭ヘ申届、^{①何程}如何様ニモ其仕形
相応ニ可痛事候処、何ノ心遣モ無之、殊手ニモ不立、
下々ヲ相手ノ様ニ心得早速相果候儀、却テ士ニハ不相
応ノ事候間、向後ハ右被仰出候趣ヲ相守ルヘク候、下々
ノモノヘハ主人又ハ支配頭ヨリ右ノ趣兼々稠敷可申付
旨是又被仰出候、

一九二

士之非所行仕形ニ付テ死罪被仰付候者ノ子供ノ事
一 此以後士ニハ不被仰付旨被仰出、酉九月廿五日其趣一
通申渡候、右式死罪被仰付候モノ、子共ノ儀ハ、其親
類方ノ親類札ヲ取置、其者共後年相応之御奉公一相勤
器量有之、其段願出候ハ、其段吟味之上、願之通士
ノ格式之御奉公仕候儀可被遊御免候旨被仰出候、其節

家内ニ罷在候兄弟共ノ儀モ相応ノ者向後願出候ハ、遂
吟味可申出候、

一九三

乱心モノ快氣仕出等ノ願之事

一親類・近所ノ者証拠ニ相立申出候ヘトモ、寸切ト快氣
不仕候テモ親兄弟ノ歎ヲ黙止カタク存シ証拠ニ相立儀
モ可有之候、病氣再発イタシ悪事仕出候テモ証拠ニ何
ソ御咎無之故、軽々敷証拠ニ相立儀ニ候ハ、不可然事
候、若再発イタシ何ソ悪事仕出候ハ、応様子証拠人
ニモ急度可被仰付候間、向後能々入念細蜜ニ相糺候上、
平生不相替快氣イタシ候者見及候ハ、可致継書候、
右之趣組頭中承置、組中ノ面々へハ寄々申伝候様ニト
申渡置候、

一九四

輕キ御直子其外不依何者譜代ノ家来ニアラサルモノ
ヲ抱候テ召仕様ノ事

一輕キ鹿兒島士並外城衆中其外何モノニテモ、譜代ノ家
来ニアラサルモノ一節召抱候儀有之候処、其モノ永代
ノ家来ニテハ無之トソシ候心底有之候、抱主ヨリ申
付候儀ヲ不相守、氣儘イタシ候モノ多々有之由、一朝
一タトテモ随分イタシ候へハ主從ノ義ハ不逃事候間、
勿論抱主ヨリ申付儀堅固ニ相守、惣テ主從ノ礼義ヲ不
乱、譜代ノ家来同前可相勤候、

一家中致奉公候士ハ何レモ不幸ニ付テノ儀候へハ、諸事
勤方誰人トハ相替堅固相勤、一度御直之御奉公ヲ可相
勤トコソ励ミ可申候処、其儀ヲ不存、元ハ士ニテ永代
ノ家来ニテハ無之ト申事ヲノミ心底ヲ狭ミ罷在、却テ
氣儘ヲイタシ、抱主ヨリ申付候儀ヲ致大形、剩へ主人
ノ供致共下馬先杯ニテハ下知ヲモ不相守モノ有之由、
不届至極ニ候、

一鹿兒島士並外城衆中其外ノ抱者ノ儀モ、永代ノ家来ニ
テハ無之候ト存心底有之故、右同斷氣儘イタシ候由、
不届至極候、右通ノモノ抱主ヘアタヲナシ候モノ有之
候ハ、永代ノ家来ヨリ主人へ仇ヲナシ候同前ニ類中

ノモノ迄重科可申付候、

一九六

一 一朝一夕ニテモ隨身イタシ扶助ヲ受候モノハ、向後一

縁与並離別之事

且為見馴致隨身、契約ノ上ハ主從ノ礼儀可乱道理無之、
惣テノ儀家来ノ格式不致候テ不叶筈候処、其旨ヲ不存
氣儘ヲイタシ、主從礼儀ヲ乱シ、不謂不礼ノ働ナト致
モノアラハ、抱主ヨリ永代ノ家来同前ニ可申付候、無
紛儀ニ付打捨候モ御構無之候、右之趣末々迄モ不洩様
時々可申聞候、ケ様ノ儀一旦触渡候テモ末々ノモノ致
忘却候ヘトモ無詮事候間、向後ハ相抱候節ノ手形ニ右
之趣相調可申候、

一 右縁与ノ儀、急度願申出人、又ハ願出ニ不及人、幼稚
ノ内ヨリ内々ニテ契約イタシ置候モノ有之付、縁与早
ク取結候儀不入事候、且又頃日女房致離別候モノ多々
有之候、不宜候間、向後左様無之様右ノ心得ヲ以テ寄々
可申通候、御沙汰之事、

一九七

士以下ノモノ於途中士行逢無礼ノ仕形於有之ハ籠込

又ハ路次ニサラサセ又ハ鎖可申付事

一九五

養子違変之事

一 右養子成家督ノモノ不縁ニ付違変ノ儀、今迄ハ養父方
家断絶ニ無構違変イタシ来候ヘトモ、向後ハ違変候テ
不叶訳有之節ハ跡相統ノモノヲ見立、其跡ニ仕置、其
身ハ隠居ノ願可申出候、其心得依申分ハ本家ニ立帰候
様ニモ可被仰付候、

一 鹿兒島並外城士以下ノモノ、士ニ行逢候節無礼ニ有之、
剩於中途不致下馬罷通、又ハ花馬ヲ口附ナシニ遣シ、

旁氣儘成仕形ノモノ有之付、慇懃ニ可勤旨前年ヨリ段々
被仰渡候ヘトモ、遂不相守候間、向後右体ノモノ於有
之ハ搦取、依其仕形牢込ニ申付候、又ハ一旦路次ニサ
ラサレ、又ハ手鎖可申付候、

一 士ニテモ下臈同前ノ為体ニテモ罷居候節、士ニ行逢候

節ハ下臈ノ体ニテ罷居候節モ致無礼候ハ、是又可及
沙汰候、

島津家歴代制度卷之四

元禄文化

一九八

(卷之三 一六七号)

▽覚△

- 綱貴公
- 吉貴公
- 繼豊公
- 宗信公
- 重年公
- 重豪公
- 齊宣公
- 齊興公

御代々仰出

綱貴公御代

一九九

覚

一 諸事用儉約、御奉公相勤候儀肝要之旨、節々被 仰出候処、其慎区ニテ、妻子以下衣類ノ結構、就夫テハ内所向ノ驕ケ間敷モ有之由被 聞召候、依人体ハ内所向ノ飾ニテ外向ニ不相知様ニ心得違モ可有之候ヘトモ、衣類其外於上方調候品々ハ可致露顯候条、不依誰人相慎、応分限可成程ハ令簡略候様、支配中へ急度可申渡旨、御一門ヲ初、支配有之頭々へ申渡シ可然候事、

一 上方調ノ地紅衣類ハ弥以無用ニ候、御国ノ紅花ヲ以帷子自分ニ染調着用ノ儀ハ勝手向宜由候間、不苦旨可申渡之候事、

右之趣、承知仕可申渡ノ旨被 仰出候、以上、

元禄十四年巳二月日

一 此節儉約ノ儀、内所向驕ケ間敷無之様ニト被 仰渡ノ

趣、御家老中承知仕可申渡筋於此元書付被 仰付、今日ノ便ニテ被差越之候、

一 御一門ヲ初、支配有之頭々相揃、御右筆ニ誦セ可申渡候、

一 右之通申渡候節、御家老中向々ヨリ右ニ相応候様ニ口

達可有之趣ハ、於其元美作ヨリ同役中へ相達置候様ニ

ト 御意候ニ付、申聞置候通ニ相心得可申候、

一 仰出ノ旨趣得心仕候へハ其人々ノ為ニ成事ニ候処、心

得違モ有之、仰渡ノ儀不用之、隠々相背人モ於有之ハ

無詮事候間、無油断相守候様ニト支配中へ可申渡由、

口達ニテ可申聞候、

一 此節ニ不限仰渡ノ儀ハ仮令マテニ被 仰出御事ニハ無

之候処、(某トヲリカ)モトヲリ不相守人ハ不宜候間、能々奉得其意

可然候、

一 内所ノ驕ハ不及申、妻子召仕ノ女衣類ニイタリ、費仕

間敷候、可成程鹿相ニ相調尤ニ候、

一 地ベニノ衣類御国染ハ被差免候訳モ候、就夫ハ上方地

紅染ヲ御国染ニ被成候人モ有之候条、是又心得違無之

様ニト可申聞儀ニ候、

一 先年 光久公ノ御代モ衣服ノ調様被 仰出段々有之、

御家老中ヲ初木綿衣類令着候儀モ有之候へトモ、内所

向ノ儀ニ付テハ表向木綿衣類着用ノ訳ニハ致相違其詮

無之候、表向ハ面立候人ニハ相応ノ衣服ニテモ驕ノ訳

ニハ不成儀ニ候、内所向ヲ至テ令簡略候儀第一ニ候、

一 御一門方御家老其外ノ人々物入ノ振廻無之様可相心得

候、折目ノ祝儀ニ付振廻ハ其通ニ可有之候、勿論右祝

儀振廻ノ節トテモ、カロキ方ニ有之可然候、

一 不依大身小身、振廻以後酒宴ノ遊興費ニ候、及大酒候

へハ不宜候間、曾テ致無用随分用簡略可申候、

一 右之段ハ御家老中ヨリ可為口達候、此外右ニ付テハ不

洩様可申聞候、

一 島津兵庫殿奥、同内匠殿奥、島津又四郎殿内所、島津

筑後殿奥、図書袋、入来院主馬殿袋、北郷作左衛門袋、

種子島彈正奥、伊勢弥九郎袋、島津主水奥、頼娃主膳

奥、北郷左門奥、桂外記奥、島津大藏殿内、島津頼母

殿内、桂宇右衛門殿内、阿多淡路殿内、島津伊豆内へ

ハ、或差引ノ人中抑或家中ノ儀兼テ相談ル人可有之ヲ
召出シ、右之通表向ニテ被仰渡候旨趣御家老中ヨリ相
達候段々ヲモ委細御用人ヲ以相達可申候、此段モ仮令

マテノ様ニ何レモ被相心得、其用イ不相見得候ハ、
被 聞召通重テハ思召ノ程モ可有之候、御仕置ノ儀ハ
大身歴々守次第端々マテモ相守儀ニ候処、間々違背ノ
体ニ外様ニモ令見分、諸人ノ心入疎略ノ様ニ成立候へ
ハ不可然候、此旨ヲ以内所方へモ御届ノ趣ニ候、御家
老中ノ家内ヲ初、此外歴々内所方へハ縁統キヲ以同断
ニ申通可然候、

右之通、御懇ニ被 仰出御儀ニ候条、御国元御家老
中へ申越之、在旅ノ同役へモ到着ノ節相達候様ニト是
又 御意候間可被奉其意候、己上、

元禄十四年二月六日

新納美作

島津図書

島津助之丞殿

喜入安房殿

種子島藏門殿
(藏人カ)

二〇〇

(卷之三 一六八号)

教訓之条々

- 一 為一国ノ守護、為一郡ノ主、行国政撫育士民事、不知文武之道、難成、文武ハ車ノ両輪、鳥ノ両翼、不可欠一事、
- 一 志者、諸道之根本也、大本不立則万事不遂故、先志可堅固事、
- 一 現物則喪志、是聖人之格言也、況於專遊興而好勝負事、佚楽而耽酒色乎、此等ノ事曾テ不可為之事、
- 一 忠孝愛敬者人性之自然、順之則榮逆之則亡、慎以可順其性事、
- 一 雖一日空不可過、少壯而不学老大而雖悔不可有其益事、
- 一 能聞諫則必為良將、三略ニ有之、將能受諫、能採言云々、固 实能可思之事、
- 一 以臣知其君、以友察其人、故不知臣下之善惡則之曰暗将、然者先能弁近臣之邪正、而正直ノ者賞之、邪曲之

者教之而帰正道、是君師之道也、如此則何陷佞奸之謀哉、能々心掛肝要^之事、

右、此条数ハ詞少シテ雖短、其儀ハ則広遠也、平生是ヲ身辺ニ置テ読之可味之、アシク心得事新敷様ニ引受テハ却テ忠言逆耳、良薬苦口能々得心シテ可有信用、其方今年十六歳、已^ニ去年元服シテ益^成盛長、殊ニ我等為ニハ二男也、修理太夫為ニハ差次ノ弟^也、家中一門ノ中ニヲヒテハ諸士ノ崇敬第一也、然ハ修理太夫治世ノ節^時ニハヲツカラ政道補佐ノ任其身ヲ差置誰カ可有之哉、体ニヨリ守護代ヲモ可^被相勤事ナレハ、国人^中ノ所胆仰節彼南山ニ可均歟、邪心ノ才力ヲ以ハ中々不及事也、其例ヲ云^フニ、遠キ周ノ世ニテハ周公且聖徳ヲ以成王ヲ補佐シテ天下ヲ治メ、近ク我家ニテハ 日新齋賢徳ヲ以陸奥守貴久ヲ翼ケ、島津ノ正統中興ノ主トナシマセル、是等ハ皆聖徳賢才ノ所為也、サレハ並々ノ心掛ニテハ却テ諸人ノ笑ヲ招^キ、先祖ヲ恥シムルノ基也、武門^{ノ家性}ニヲヒテ^レ不珍事^候トイヘトモ朝夕読四書五經而通其儀、弓馬武芸ノ儀ハ勿論、能軍法ヲ学习^ヒ、或

ハ手跡ナトモツタナカラス、嗜書・賦詩・詠和歌・彈琴^ハ、風流ノ事、皆以左文右武ノ業ニシテ、ヒトツモカケル時ハ車ノ一輪ヲ折、鳥ノ翼ヲラレルニヒトシ、光陰如矢時不待人、可勤学ハ今ノ年生也、相構テ徒ニ日ヲ送ル事有ヘカラス、夫我島津ノ元祖 豊後守忠久ハ右大將源頼朝公ノ長庶子ニシテ文武ノ達人也、其文徳及武功東鑑ニ載テ眼晰^照タリ、文治二年ノ春八才ニシテ島津ノ御庄薩隅日ノ三州ニ封ヲ受、同五年奥州ノ泰衡退治ノ節^ハ先陳^隊ノ大將ニ命セラレ、無事逆賊ヲ討亡シテ領国ニ歸リ、以仁義士民ヲ撫^育タマヒシカ^ハ、其積善^慶ノ余計五百年來、至于我等今ニ^余二十代、相繼テ三州ヲ領^シ、且代々ノ先祖志ヲ武將^{文武}ノ家ト云フニ決シテ文武ニ不暗シ故也、近代ニヲヒテハ修理大夫義久近衛閑白前久公ヲ師範トシテ古今和歌集ノ奥儀ヲ伝^ハ、青蓮院尊朝親王ニ附^隨テ入木ノ道ヲ学ヒ、九州ヲ討隨テ太守ト仰レ給、是又文武ノ徳^道ヲ兼備シテ能旗下ノ將士ヲ指揮シ^テタマヒシ故ナラスヤ、義久ノ舍弟兵庫頭義弘、初ハ守護代トシテ政道ヲ補佐シ、幾度カ大敵ヲ討亡シ給

ヒシ、就中朝鮮国ノ大捷異国マテモ無其隠レ、是又文

武ノ徳ニシテ賢志君ノ所致也、中納言家久初又八郎忠恒

ト申セシ時、秀吉公ノ命ニ依テ朝鮮国ニ渡リ、義弘ニ

カヲ戮セ在陣中、或逢風景ハ詠和歌、或帷幕ノ下ニ

灯ヲ挑、眼高院照高院似音 道見法親王カ如雪親王ノ御手跡ヲ習学給ヒシトカヤ、

軍中ニモ文ヲ忘レ給ハシ御心サシ偏ニ是元祖 忠久、

頼朝公ノ長庶子、日本第一武将ノ後胤、島津ノ家声ヲ

穢スマシキノ心サシレユヘ、朝鮮国泗川ノ新塞ニラヒ

テ明兵二十万騎寄来シ時ニ義弘ト一挙ニ切崩シ、討取

給敵數三万八千七百余、異国本朝無双ノ大勝利ヲ得給

事モ偏ニ文武ノ道ニ身ヲ投テ勤学シ給ヒシ証拠也、其

方事、此記置条数ノ旨ヲ專ニ相守、文武ノ道ヲ学ヒ、

令名世ヲ後代ニ可残志ヲ能々決定シテ、愛親敬兄ノ義ヲ

忘サル、則レ是忠孝ノ道中武将ノ器ナルヘシ、敢不可

有油断、仍教訓之状如件、

元禄十五年辛未六月廿五日 綱貴御判

島津久壽又八郎殿

(卷之一 一六号文書に同じ)

二〇一 (卷之三 一六九号)

覚

一 当家代々連続ノ内、当代別テ至テ繁栄候、殊ニ三代レ一所

ニ進官位致江戸詰儀、外聞実儀他家ニモ例稀成事候間、

此旨ヲ能々被懐存、偏当家長久ノ念望可為專要事、肝

一 其方為部屋栖料、此節高三万石差分遣置之候、万端不

如意ニ雖可有之候、江戸詰相打続公界向ノ時宜繁多ニ候、

其上領国遠境ユヘ每物不勝手候付テ如斯候、随分可被

用簡略候、惣テ無驕様ニ可被相心得事、掛候

▽ 一 右之書高ニテ奥方所帯扶持方等迄相詞、家督方ト不致

混雜様役人共ヘ堅可被申付之事、△

右之条々、無緩疎様可被相心得儀可為肝要者也、

元禄七年四月十五日 薩摩守御判

島津修理太夫殿

二〇二 (卷之三 一七〇号)

覚

一 為部屋栖料高三万石差分遣置之候ヘトモ、所帯方可難

被統候、^間依之右三万石ハ家督方へ相直、^置今度新規ニ
五万石差分之候間、前方ニモ申聞置候通万端被入念、
所帶方相統候様可被心懸候、尤家督方ト不致混雜様役
人共へ堅可被申付者也、

元禄八年五月廿七日

御名御判

松平修理太夫殿

綱實公

一〇三

（卷之三 一七二号）

御判

一修理太夫殿為部屋栖料高三万石差分遣置候へトモ、所
帶方可難被統候、依之右三万石ハ家督方へ相直、今度
新規^ニ五万石差分候間、所帶方万端入念被相統候様可
致事、

一当時公界向至テ花麗ノ処、領国遠境故不勝手ニテ每物
難調、其上父子江戸詰相統、弥以所帶方可難統ト令了

簡之間、能々用儉約、右ノ高ニテ奥方所帶並扶持方等

マテ相調、向後在江戸可被相勉様專可心掛事、

一高差分^候上ハ家督方ト不致混雜様役人トモへ慥^ニ可申

付之、大形於有之ハ高分^候詮無之条可有其心得事、

右条々堅固相守可致差引者也、

元禄八年五月廿七日

島津助之丞殿^{（忠守）}

吉實公御代

二〇四

（卷之三 一七二号）

御袖判

条々

一去秋^{（島津綱實）}太玄院様御卒去、無遺方仕合ニテ未齋モ不修内

繼目無相違被 仰付^候、追日被任少将、累代ノ領国首

尾能令相統、此節御老中 上使ニテ国元へノ御暇被下

置、拝領物等段々先格不相替結構被仰付難有次第候、

國中ノ者共謹テ可存此旨事、

一兼日從 公義被仰渡置候御条目ノ趣、且又時々被仰出候御法度ノ旨堅固^ニ可相守之、就中幾里^{切利}支丹宗門ノ儀御大禁ノ事候条、自然隱居候儀聞付候ハ、早速可申出之、一向宗ノ儀モ子細有之、当家代々令禁止之条不可有違犯事、

一家老中ヨリ申付候趣致違背間敷候、其外奉行頭人ヨリ申付候儀支配中ノ者共無違儀可相勤、惣テ下役ノモノハ其分ケ相立候様相心得、礼義正シク相交リ、頭人ヨリモ下役^トヘ^ニ對シ無礼ナク叮嚀ニ相交、役所ノ風格無作法無之様ニ互ニ可相嗜、且又不依何篇、党ヲ結ヒ類ヲ引レ連判等ヲイタシ妨ニ成候儀ハ從前代禁止事候間、弥此旨ヲ可相守、若違犯^背ノ者アラハ重科可申付、尤荷担ノ者ハ本人可為同罪事、

一平日学文武芸ヲ相嗜、親子兄弟其外^親類中ニムツマシク、傍輩中ノ交無表裏、万端風俗ヲ不乱、正道ニ可相勤、武具馬具等ノ儀其用ニモトツキ分限相応ニ可調置、見分マテヲ存、異様ノ道具又ハ不応分限結構ノ道具調

間敷候、鹿相ニ有之候テモ不事欠儀ヲモツハラ相考、可致置其用意事、

一領国^中ノ者共ハ代々当家ヘ致隨身來候付、都テ古來旧友ノ筋目候、然ハ尋常何分ニモ致熟談、喧嘩口事出入等不致様ニ可相懐、自然口事出入等有之候節ハ組中又ハ支配頭ヨリ可相濟、其頭人トモ大形ニ取拵、輕キ儀ヲ致披露、為^及致沙汰候者、其頭人可為越度、勿論支配中ノ者頭人拵ヲ不受、我儘ヲ申モノアラハ、先例之通可行重科事、

一若キ者共髮月代惣テ為体ヲ見クルシク、何国ニモ士ノ風俗ニアラサル無作法ノ所行共有之付、前代ヨリ稠敷被仰付候ヘトモ于今其風儀不相改由、不届候、武芸ノ鍛鍊ニ付勇間敷業ハ可有之事候、容体ノ儀ハ眼前ノ事候故氣ヲ付ヘキノ処、愛念ノ一通ニマトヒ、若輩ノ者共ヲ氣儘^ニ生立セ候儀畢竟親兄弟不届候条、此已後ハ親兄弟其外親類共ヨリ稠敷可申付候、乍其上不用者アラハ応其謂科可申付、勿論常々申付様大形成者ハ親兄弟親類共ヘ其咎可申付事、

一不依大身小身、無益ノ費無之様可令簡略、衣服等ノ儀
 男女共ニ前々ヨリ被定置候趣有之、唐織類ハ雖不用、
 絹紬ニテモ内々過分ニ衣服ヲ調候ヘハ費トイヒ法度ノ
 無詮事候条、此節相定趣家老中ヨリ可申渡候間、其旨
 ヲ可相守事、

一不勤故身体及衰微、申付候奉公モ勤カタク成行候者、
 或我意ヲ働キ諸人ノ妨ニ成ルモノ、或ハ乱心ノ催有之
 候者共ハ、服忌相懸ル程ノ親類又ハ家ニ付無抛者共ヨ
 リ急度引受、首尾能様可相計、若右体ノ從類無之者ハ
 遠キ親類縁者タリトイフトモ引取宜相計、致油断家ヲ
 禿サセ又ハ及怪我候ハ、其一家親類中可為越度事、
 一農民ノ仕置題目ノ事候間、飢寒ノ苦ミナキヤウニ救之、
 耕作ノ時節ヲ不違、年貢徵納等ノ儀無油断様ニ田地ノ
 支配人並地頭職ノモノトモ精ヲ出シ可申付事、
 右条々無緩疎可相守、國中ノ者共ハ譜代ノ筋目ニ候ヘ
 ハ聊於心違疎略ハ有^レ間敷候ヘトモ、代々ノ旧恩ニ馴、
 心得違候者有之、他方ノ及批判儀ナト候テハ不可然候
 条、譜代ノ好ヲ存、当家ノ瑕瑾ニ不成様ニト於心懸ハ

可悦入候、勿論行跡ヨロシク面々職分堅固ニ相勤候者
 ハ不依高下段々品能申付、又ハ応其働時々可加褒美、
 地頭又ハ一所ノ地ヲ遣置候モノトモ其外奉行頭人等モ、
 件ノ趣ヲ以支配所ノ仕置入念可申付者也、

宝永二年十一月十五日

二〇五

御袖判

（卷之三 一七三号）

一去秋 ^{（島津綱貴）}太女院様御卒去、無遣方仕合ニテ未斎モ不修内
 繼目無相違被仰付、被任少将、累代ノ領国首尾能令相
 続、此節国許ヘノ御暇被下候ニ付テモ旁先格不相替結
 構被仰付、難有次第候条、可存此旨事、
 一神社仏閣修造興行ノ事、
 可專勸農事、
 可徵納年貢事、
 右三ヶ条ハ政務ニ付テ万事相通事候故、曩祖以来毎年
 ニ吉書ニ記、面々ヘモ急度見セ置候儀、当家題目ノ政
 規誠ニ以曩祖ノ御賢慮不殘次第ニ候、弥其旨忘却有^レ

間敷事、

一此方ノ行跡又ハ申出候儀、付テ存寄旨可有之時ハ勿論、無遠慮幾度モ可申聞事、

右ノ趣、御家老中得其意、代々ノ旧式ヲ以応當時之事、士以下諸事ノ仕置明白ニ令沙汰、累代首尾能令連統候家風到此方代不易様、猶々出精候ハ、大慶不可過之者也、

宝永二年十一月十五日

二〇六

写

(島津継豊)
又三郎様へ被仰進候御口上ノ覚

一從 (徳川家康) 東照宮御先祖到 (龍伯様) 龍伯様・(島津義弘) 惟新様・(島津家久) 中納言様段々

御懇ノ旨有之、猶又 御当家從 御代々様モ不相替御懇意有之候ニ付、聊其旨御忘却不被成候、依之先 公方様へハ格別ノ御用モ候ハ、可被仰付旨御内々為被仰上置趣有之候、然ハ 御当家様ニモ勿論御同前ノ御事候故、右御心底ノ旨此節島津帶刀御使者ニ被差上、御

内々ヨリ被仰上置候間、 又三郎様ニモ右ノ段急度御

承知被成可被置候、右御口上申上候節ハ島津(久朗)大藏並御守役又ハ御側へ相勉候者共 御前ニ相詰候様仕置、右

御口上申上候後相詰候者へ直於 御前帶刀咄コトクニ可申聞趣ハ、 御先代様以來格別ノ御用ト被仰上候ハ尋常ノ御奉公ニテハ勿論無之候、万一世上騒敷儀モ可有之節、其向ノ御用可被仰付トノ御事候、此節何ソ御別条可有之トハ不被思召候ヘトモ、御代替ノ節候故、

改テ右ノ趣被仰上置候、前々ヨリ被仰上置候御心底ハ、御曩祖以來不忠不義ノ御仕形曾テ無之候、然処從 東

照宮以來御当家御代々様御懇意ノ旨有之候ニ付、御奉公ノ儀御深切ニ被懇御心、其段 御先祖御代々堅御伝

統被成候、依之先年風説ナト有之候節、先 公方様ハ

(徳川綱吉) 常憲院様御兄様ノ御筋ニテ、御筋目付テハ余儀モ不被

成御座御事候故、未 御城へ不被為入前、 太玄院様

ヨリ御心底ノ程被仰上置、其思召ヲ 太守様被相統御

継目被 仰出候節、且又其後モ御内々ヨリ御心底ノ程被仰上、其御覚悟ニテ被成御座候、然上ハ縦ハ万歳ノ

後世上転々ノ節ニ及候共、御当家様御懇ノ一筋御忘

却被成、時々宜方ニ可被応御心底（少カ）□モ無之候、不忠不

義ノ筋ヲ以、何程御家結構ニ成候テモ無詮候、且御

先祖御代々ノ思召ヲ被背儀候へハ差当御不孝ノ到、彼

是以為ニアラサル事候間、如何様ノ被及御難儀候共御

当家様へ偏ニ御奉公可被成ト御治定被成被置候、右ノ

旨趣此節御治定被成被 仰出儀ニテハ無之候、ケ様ノ

儀 御父子様御間ニテモ不図被仰出候儀ハ却テ如何候、

其上 又三郎様未御若年ニ被成御座候ニ付被扣置候へ

トモ、当時御代替ノ節候故、乍御若年此砌御心底ノ程

急度被仰進置候へ、御一生ノ御心根ニモ可被成ト被

思召、被仰進事候、大藏並御側ノ衆共右思召ノ旨承知

仕、心底一頭ニ治定可仕置候、未御若年候間、於御

前仮初ノ咄ニモ世間騒敷成行候時ハ進退如何可仕哉ナ

ト無正体儀共聊申間敷候、右ノ旨具ニ可申聞置旨 御

意候、已上、

正徳二年辰十月廿六日 御使 島津帯刀

二〇七

寛享

一今度從 太守様 又三郎様へ拙者御使ニテ被 仰進候

御口上書写渡置候間、後年代合ノ節慥ニ可被次渡候、

高橋民部（備長）・大島孫右衛門（有意）・和田次兵衛事、京大坂へ被

差置儀候間、此節 又三郎様へ被仰進候御口上書写相

渡、兼テ其旨堅存可罷在旨可申渡由被仰付候、拙者儀

ハ急キ江戸へ被遣事候間、於大坂孫右衛門へ右思召ノ

旨趣並御口上書ノ写、民部・次兵衛ニハ孫右衛門ヨリ

相達候様可申付旨 御意候故、孫右衛門マテ申渡、御

口上書写相渡、平日ノ御用モ此節被仰渡候旨ヲ心底ニ

挟置相勤可申候、勿論役替ノ節モ今度 御意ノ旨申伝、

御口上書写モ慥ニ可次渡旨、拙者書付相添孫右衛門へ

渡置候、以上、

島津大藏殿

正徳二年辰十二月廿五日 文照院（徳川家宣）様薨御被遊、

右、正徳二年壬辰十月十四日、（徳川家継）有章院様御幼年ノ節、吉貴公ヨリ 継豊公へ被仰進

候御口上覚書写、

繼豊公御代

二〇八

(卷之三 一七四号)

御判

一 今度 総州様御隠居高一万石ニテ可被遊御統由御意候、
其通ニテハ御用可難達候間、此内被下置候部屋栖料高
五万石ニテ御統被成候様ニト段々申上候処、何事モ輕
く被遊思召候へハ、一万石ニテモ御統可被遊事候へト
モ、申上候儀御用不被成モ如何被 思召候ニ付テ、五
千石相加可申旨、応御意先御隠居高一万五千石差上
候条堅固ニ可致差引候、尤右高ニテ難御統節ハ何度モ
可申聞者也、

享保六年七月九日

此志島隼人殿(龜房)へ

二〇九

(卷之三 一七五号)

一 総州様御隠居被遊候節、為御隠居料御高五万石可被遊難
旨被仰進候へトモ、一万石被進、御隠居御方へ被召仕
候御役人小役人御役料米並足輕人足御扶持等ハ表方ヨ
リ被下度ノ旨 総州様ヨリ被仰進候処、何トソ五万石
被進度被 思召候へトモ、右通段々被 仰進儀候故其
上ハ難被仰候へトモ、二万石程ハ 御隠居料ニ被遊度難
ノ旨於江戸御隠居ノ節從 太守様被仰上候然共、一万石
ニテ御隠居料被為濟 思召ニテ候へ共、押テ被仰進事
候へハ、此上御断被仰候儀モ如何ニ被 思召候ニ付テ、
五千石 総州様思召ヨリハ可被相重候条、都合一万五
千石被進度ノ旨御返答被遊為相回事候、最前ハ御役人
小役人足輕人足マテ御役料御扶持米等表方ヨリ被下候
へトモ、御隠居料五千石相重候ニ付、去々年ヨリ御隠
居御方ヨリ御役料役料米並御扶持米等マテ可被下旨
総州様御意ニテ当分御隠居御方ヨリ被下事候、右通一
万五千石ノ内ヨリ被下事候へトモ、漸々ハ御買入高モ
有之、御統方旁ニ付テ御不自由ノ儀少モ無之候、表方

へハ纒トテモ御高相重候へハ末々ノ為ニモ罷成事候故、

五千石ノ御高ハ表方へ御返シ可被進候、左候テ当秋ノ所務米マテヲ磯御方へ取納被仰付、来秋ノ取納ヨリ

表方へ相納候様可被成候、若又先様御不自由ノ儀モ有之候ハ、其節ハ可被仰進候、幾度被仰上候テモ御断被

仰進 思召ノ段被聞召候付、此上ハ 総州様思召之通被遊、以後モ少ニテモ御不自由ノ儀モ有之節ハ何時

ニテモ被仰進候様ト被仰上候、右之次第ニテ、来秋ヨリ五千石ノ御高ハ表方へ御返シ、

一万石ニテ▽御統被遊筈之事候、△御統方ヲ被相欠、乍御不自由五千石表方へ御返被遊御事ニテハ曾テ無之

候、 総州様御統方御不足無之付テ 思召ヲ以、右ノ通被召返御事候処、若末々ニテ取違申儀モ可有之候

間、此段得ト承知可仕候、右、可致通達候、以上、

享保十一年五月

二一〇

一総州様御意之趣有之、比志島隼人殿・義岡右京殿兩人ニテ御城代御家老へ申聞セ、 太守様へ申上候様ニト

午五月廿二日御家老座ニテ承知仕候趣左之通候、 総州様御隠居被遊候節、 御隠居料ノ儀從 太守様被

仰上候ハ、 寛陽院様御隠居ノ節ノ通御高五万石為御隠居料可被進旨 太守様御意ニテ候処、 総州様ヨリ被

仰進候ハ一万石御隠居料被進、御隠居御方へ被召仕候御役人小役人役料米並足輕人足御扶持等ハ表方ヨリ被

下度之旨被仰進候処、何トソ五万石被進度被 思召候ヘトモ、右通段々被仰進事候故其上ハ難被仰進候ヘト

モ、二万石程ハ御隠居料被遊度ノ旨、於江戸御隠居ノ節 太守様ヨリ為被仰上事候、然共一万石ニテ御隠居

料ハ被相済 思召ニテ候ヘトモ、押テ被仰進事候故、此上御断被仰進候儀モ如何被 思召候ニ付、五千石

総州様思召ヨリ可被相重候条、都合一万五千石被進度ノ旨被仰進、一万五千石為被究事候、最前ハ御役人小

役人並足輕人足類ノ御役料御扶持米等表方ヨリ被下置

候へトモ、一万五千石ニテハ御隠居御方ヨリ被下候テモ被相統積候故、御下向以後、御隠居御方ヨリ可被下ト被仰進、御隠居御方ヨリ御扶持米等今以被下事候、然ハ右通給分等被下候テモ一万石ニテ被相統積候へハ、表方へハ纒トテモ御高相重候へハ末々ノ為ニモ罷成事候故五千石被相返候、左候テ当秋マテノ所務米ハ御隠居御方へ納候様被仰付、来年ヨリ表方へ御返可被成候、右之通ニテモ何ソ御支無之候、若又先様御支ノ儀モ有之候ハ、其節ハ何時ニテモ御無心可被仰進候、此儀御挨拶マテニ被仰進ニテ無之候間、太守様ヨリ此内ノ通ニテ御隠居御方へ被差置候様ニト強テ被仰進候儀ハ必御無用可被成候、幾度被仰進候テモ右之通ノ思召候条此儀モ分テ申聞セ候様ニト、総州様御意候、右之段ハ何レモ承知仕、太守様へ申上候様ニト被仰出候通兩人ヨリ承知仕、右ノ趣將監殿ヨリ(鳥津久当)太守様へ被申上候処、兩人被召出御直可被聞召上候旨被仰出候ニ付、隼人殿・右京殿、御前へ被召出、思召ノ趣被聞召上、段々被仰進旨委細御承知被成候、右之通ノ思召

一々被聞召達候、兼テ御統方何様可有御座哉、御不自由ノ儀ハ無之哉ト為被思召御事候故、右通ノ思召被聞召上、此上何角ト被仰上候儀ハ却テ思召モ如何候間、総州様御意次第可被遊候、尤重テ少事ニテモ御不如意ノ儀有之節ハ幾度モ被仰進候様有之度候、隼人・右京ニモ其通相心得罷居候様ト、御直御意候、且又於巖殿統方ノ儀ニ付テ御沙汰ノ趣委細御承知被成候由ヲモ被仰上候、

右之通御受兩人へ被仰聞セ候、其節將監・内膳・藏人・(久当)内匠御座末へ相詰申候、

享保十一年

二二一

御記録奉行へ

総州様御隠居料ノ内、来秋ヨリ五千石表方へ可被相返旨、午五月廿二日比志島隼人殿・義岡右京殿兩人ヲ以被仰出趣有之、於御家老座御城代・御家老承知仕、太守様達、貴聞、段々被仰出趣被聞召上、総州様思

召次第可被遊旨御返答被仰上、来秋ヨリ右五千石表方

松平大隅守殿

へ請取、取納有之筈候、然ハ御隠居被遊候節一万五千

石為御隠居料被進旨、隼人殿宛所ニテ御袖判被渡置、

右写御記録所へモ被渡置候、右之次第ニテ五千石被相

返候テモ御袖判ハ被相直不及、本之通一万五千石ニテ

被差置事候間、五千石来秋ヨリ相減筈ノ訳ハ別紙之趣

ヲ以書留置、御袖判写ト一所ニ仕置、向年紛無之様可

致置候、依之 総州様ヨリ被仰進候趣且又 太守様御

返答被遊候儀共別紙写相渡候、右ニ付テ通達有之候書

付是又別紙渡置候、

享保十一年六月

(島津久武)
本

二二二

覺

一為部屋栖料高五万石差分之候間、万端被入念所帯方相

統候様可被懸心候、尤家督方ト不致混雜様役人共へ堅

可被申付者也、

享保五年九月十五日

薩摩守判

二二三

御判

(卷之三 一七六号)

今度 総州様依御願御隠居様、我等家督無相違被 仰

出候、領国ノ輩専重 公義之御政道万端可相慎之、国

家ノ仕置 総州様御代之通申付候条不致忘却、堅固可

相守之者也、

享保六年七月九日

二二四

今度如御願御家督無相違被仰出御安堵ノ御事候、依之

御領国ノ輩等以 御袖判被 仰出趣謹テ承知仕、第一

公義ノ御政道ヲ相守ヘシ、御家之御仕置ハ 総州様御

代ニ被定置通ヲ不被改、直ニ被仰付事候条可奉其意(得脱カ)、

御代替ノ時節候へハ他方ヨリ諸事氣ヲ付批判モ可有之

候間、古来ヨリノ風俗ヲ不乱、万端可相慎也、仍如件、

享保六年閏七月廿二日

(北郷久嘉)
作左衛門

(伊集院久矩)
藏人

(島津久武)
本

(島津久實)
内記

二二五 (卷之三 一七七号)

仰出

一 近年所帯方不勝手ノ上領内凶年打統、年貢不足^{有之}又ハ諸士已下未々ニ至及困窮、飢ヲモ助、彼是ニ引入、且上方向ノ才覚難達砌ニテ、別テ統方支^相成候由、依之城代家老共ヨリ段々儉約ノ事共申越、委聞届候、公^候向勤^等ノ儀ハ格別^外ノ事ナカラ、是モイタシ様於有之ハ可相減候、尤此方ノ用事ハ随分不如意ニテ濟候了簡ニ候ノ条、内証向ハ猶以減少候様可致候、畢竟領国中ノ者共往々致安心候様トノ事候、此旨得ト致了簡、都テ減少^候ノ儀相シラへ、近年中其詮モ見へ候様心得可申候、右次第付テ従前々有来格式ヲモ不相替候テ不叶品モ可有之事候、然ハ政務ニモ掛大切ノ事候間、万端委細ニ致沙汰無費事ヲ第一^専ニ可致吟味候、今度ノ儀ハ尋常ノ

儉約トハ相替候間、面々随分心掛可致出精候、シラへ

方ニ付城代家老並若年寄、大目附へモ^可申談事有之^候節

ハ、余事ヲ差置此儀ニ係片付可申談候、以上、

享保十二年未十二月^六

宗信公御代

二二六 (卷之三 一七八号)

仰出写

一 近年士ノ^儀風儀^俗悪敷、耽利欲候者共有之由相聞得、甚以不可然候、未々ノ者マテモ邪成心底無之様ニ可相嗜候、
延享四年卯十二月
写
別紙之通被 仰出候条、不致忘却可相守^候、此旨与中・支配中・諸外城へ可被申渡旨、地頭・領主・与頭・支配頭へ可申渡候、

延享四年十二月

（島津久甫）
左衛門

（榊山久初）
主計

（島津久郷）
右平太

（郷原久雄）
轉

（鎌田政昌）
典膳

重年公御代

二一七

（卷之三 一八一号）

御判

一今度我等へ家督無相違被 仰出候、領国之輩専重 公
義之御政道万端可相慎之、国家ノ仕置御先代之通申付
候条、不致忘却堅固^ニ可相守之者也、

寛延二年十一月十六日

二一八

（卷之三 一八二号）

一今度御家督無相違被 仰出候^付ニ付テ、以御袖判被

仰出趣、御領国ノ輩謹テ相守之、第一重 公義^之御政

道御家ノ^御仕置御先代被定置候^之通被仰付事候条、可奉

得其意^候、御代替ノ時節候へハ他所ヨリ諸事氣ヲ付、

批判モ可有之候間、古来ヨリノ風俗ヲ不乱万端可相慎

之者也、

寛延二年巳十一月十六日

（島津久富）
矢柄

（伊勢貞起）
兵部

（島津久品）
主鈴

重豪公御代

二一九

御筆写

一世帯方難統候付テハ江戸詰人数ノ内へモ随分相減、只
今マテ建置候役座ニテモ一往引取候テ、兎ヤ角可相濟
^{（とカ）}
之見及場所ハ可引取候、且又上下ノ節供人数ノ儀モ減
少可申付候、人少ニ連候様トノ儀ハ從 公義被仰渡儀

候へハ、如何程相減候テモ 公辺差障儀ハ無之筈候、
来年ハ琉人ヲモ連候筈候、此儀旧例モ有之儀候へトモ、
不差障儀共ハ可相減候間、吟味ノ趣可申聞候、其外儉
約筋ノ儀ハ於江戸家老中へ申聞置候儀モ有之候間、不
依何篇遂吟味候趣ハ時々可申聞候、

別紙之通 仰出候間、何レモ承知仕、一涯細密ニ御役々
遂吟味、少事トテモ御勝手筋可相成儀ハ可申出候、且
又御所帯方ノ儀ハ一分ノ見立モ有之、申出度儀モ有之
候ハ、不差置可申出候、

宝曆十三七月

(旧記雜錄により補(高橋種寿)
此面△

二二〇

一御所帯方難被統段被聞召上候、右ニ付テハ 御前モ万
事御不如意ニテ可被相濟候間、御費成儀ハ縦令被 仰
出候儀トテモ無用捨何ケ度モ可申上候、依事候テハ都
テ御存不被遊儀モ有之候条、御家老中申談、每物細密
致吟味、往々御所帯向相直候様可仕候、乍然末々ノ者
共致困窮候テハ御氣之毒被 思召上候間、御領国中勞

ニモ不相成、万端風儀宜、利勝無之様心懸、諸事可取
計旨被 仰出候、

右之通被 仰出候条奉承知、此度ノ御時節柄候条万事
御為宜様可心掛候、

宝曆十三年七月

(島津久光
凶書

(島津久金

左中

(菱刈安詮)

藤馬

(鎌田正芳)

藏人

(高橋種寿)
此面

二二一

一上方表御借入銀並御利払年々太分相成候処、去年御類
焼ニ付高利ノ御借入過分相重、臨時御用ノ外定式ノ御
入用金御仕登セ物代等ノ寄銀ヲ以、差引太概御不足銀
三千八百貫目余年々及御不足、極々御手迫成立候、然
処芝御屋敷大御書院其外御作事、 公義御返上金、琉
人立御祝儀事等段々不時ノ御入用相見得候処、江戸・
京大坂御借入者不相調、御仕上セ物モ右通引当ノ事候

へハ、臨時ノ御入用金調達何分ニモ不相見得、折角吟
味有之事候、御減方ニ付テハ先年以来毎度被仰渡趣モ
有之、セリ詰タル上ニハ候へトモ、依事々不相弁儀モ
有之筈候、公辺御勤等相係儀ハ格別候へ共、今度被
仰出趣モ有之、尋常ノ御儉約トハ相替候条、御当用ノ
外ハ被差欠、且又可被相減儀、御役々氣ヲ付、仰出
ノ旨趣ヲ以、諸事不取違様於座々遂吟味、其段不差置
可申出候、尤其座々ニ不相掛儀ニテモ存寄趣候ハ、是
又可申出候、

右之通、御側表御勝手方御役々へ可申渡候、

宝曆十三年七月

(島津久光)

凶書

(島津久金)

左中

(菱刈実詮)

藤馬

(鎌田正芳)

藏人

(高橋權寿)

此面

二二二

御筆之写

一江戸詰ノ者共衣服ノ儀、定置候通心得、不晴立場所
ハ綿服相用候様可致候、国許男女衣服ノ儀モ定置事候
へトモ、公界モ無之事候間、一門・大身分ハ日ノ袖モ
メン相用、一所持已下ハモメン袖類ノ外一切令停止候、
染色ノ儀モ無地又ハ小モン付相用、模様ナト染出候儀
可為無用候、極老或幼稚、病身ノ者寒氣難凌筈候間、
持合候者下ヨリ絹類着用致候事ハ可為其通候、側廻仕
候者へハ着古シ等呉候儀モ有之候間、公界ニ難用程ニ
古ヒ候衣類ハ国元ニテ着用致候儀可為勝手次第候、

一江戸詰ノ者共無益ノ参会等不致様ニトノ儀、兼テ申渡
事候へトモ、向後酒肴等取ハヤシ候儀一切令停止候、
就中側用人・近習役共此旨存、若違背ノ者及承候ハ、
遂吟味候上直可申聞候、万一私ニ扣置候儀於有之ハ可
為越度候、国元ニテモ右之通相心得候様ニ可申渡候、

一奥向ノ儀ハ表方役人共委不存筈候間、納殿役人・年寄
共申談、少事トテモ費無之様可取計候、

右ハ、所帯方手迫ニ相成候ニ付、今度儉約筋ノ儀段々
申渡事候条、及吟味事ハ無遅滞可申出候、減方等申渡

候付テハ難儀ニ存候者モ可有之候ヘトモ、長キ事ニテ
モ無之、年キリ内ノ事ニ候ヘハ、何分其詮相見ヘ候様
随分出精可致旨急度可申渡候、

明和五年四月

二二三

写

一表方役人替又ハ役入等ノ節、吟味申付事候間、疎ノ儀
ニテハ無之筈候ヘトモ、人々得手不得手モ有之モノ候
間、其向々ヘ相応ノ者ヲ致吟味候事肝要候、筆者・小
役人等申付候節モ奉行・頭人其心得ヲ以可致吟味候、
右之通、御筆ヲ以被 仰出候間、御役人限承知仕候
様可申渡候、

明和五年六月

(禪山久智)
左京

二二四

写

一今度稠敷御儉約ニ付、先達テ被 仰出候御書付ノ内万

端御事ヲ被差欠ト申儀ニテ、人々取違、何ノ格式モ無

構御出方ニサヘ成候ヘハ宜事而已、自然心得違候テハ
ヲノツカラ心底モ邪ニ相成、若耽利欲風俗ヲモ取乱候
様成立候テハ甚 思召ニ不相叶候、此節ノ儀第一驕費
等無之様ニト被 思召儀ニテ候ヘハ、每物随分作略可
有之事候ヘトモ、格式有之儀ハ可成程不取離様致吟味、
又ハ末々可及困窮儀共第一心付、其上ニテ何篇致減少、
兎角風儀宜筋々御儉約ニ被仰付候、
右之通被 仰出候条、右ノ心得ヲ以取違無之様、猶細
密ニ遂吟味候様御役人限可申渡候、

明和五年子八月

左京
藤馬

齊宣公御代

二二五

一今度 中將様厚 思召ヲ以御隠居、我等ヘ家督蒙 仰、

累世ノ領國無相違連続候、尤年若ノ内ハ万端 中將様御心添被下、公辺ノ勤ハ勿論政事向ノ儀猶以安堵ノ至候、当家代々家法為被相定御事候ヘトモ、中將様御儀ハ就中御多年ノ御家督ニテ細々被仰出、末々ニ至マテ無残所、尚隱居後モ御介助ノ御事、誠ニ難有御事共ニ候、雖然此涯家老中ヲ初若於令油断者、格別ノ御趣意モ不最通基ニ候条、此所能々掛心頭令精勤、作法ヲ守リ風儀正敷、何事モ是マテノ思召相立候様可致候、万一此心掛薄候テハ譜代隨身ノ詮モ無之、心入不可然儀ニ候、第一我等代ニ至リ一涯出精ノ廉無之候テハ、奉対 中將様孝養ノ端ニ相懸候儀、左候ヘハ仕置ノ基難相立候条、此儀朝暮掛心底、幼年ノ者共マテモ其心得ヲ以令教授、益風儀克、政道ヲ重シ、專用立セ可申候、中將様御儀不一通御取扱ニテ重キ御振合ニ被為成、我等モ引統同様ノ儀ニ候、殊 中將様ニハ御縁女様於御統合ハ猶以彼是追々御品柄モ結構ニ可被為成御事候ヘトモ、此儀ハ御一身ノ御栄輝ト 思召候テ不被為留御心、我等国政ノ儀ヲ第一ニ 思召、御老

年ニモ不被成御座内ニ御隱居、我等年若ノ内ニ御政事被為讓、御介助而已御心ヲ被尺候、厚 思召ノ処、如何可奉報哉ト此儀ニ深ク心ヲ勞候条、吳々モ一同ニ右ノ趣意汲受、弥以諸向行儀正敷、且ハ夫々勤役ニ身ヲ委、其詮ヲ立、我等心底ヲ安シ候様可致候、

右ノ趣、家老中末々マテモ無心得傳承知之、從是猶以心頭ニ懸、作法ヲ守、少事タリトモ申出ス趣意相通候様可申付候、

天明七年未正月

右之通 御筆ヲ以被 仰出、

（卷之一 八号文書に同じ）

二二六

一忠孝ハ勿論、学文武芸等ヲ初諸芸道相励、且万端御作法ヲ守、言語容貌礼讓等ノ義マテモ兼テ委敷被 仰出置、殊頃日公辺ヨリモ被 仰出趣モ有之、近年中ニハ太守様御初入部被為在御事故、一涯心懸出精可有之候、尤是マテ不依何篇芸道ヲ以者漸々身分品能為被仰付来

候処、仍向者当座ノ御取扱モ無之候へハ、彼是申立道ヲ退キ申モノモ有之候、ケ様ノ面々ハ畢竟其芸道ニ志薄、名目而已ト相見得候付、何勤被仰付候テモ心入悪敷、仍テ御取用モ有之間敷候、諸事上達ノ上可御用立応程合被召仕事候間、其所人々無心得違屹ト相改、向後万端染入可有出精候、

右之通被 仰出候条被奉承知、支配中へ可被申渡候、
天明七未九月初日

(島津久邦)

和泉

(喜入久福)

安房

(菱刈実祐)

大炊

(二階堂行旦)

主計

(関山金輝)

札

二二七

一学文武芸ノ儀ニ付テハ、御領國中兼テ被仰渡趣有之候ニ付、油断ハ無之筈候へトモ、此節從 公義分テ被仰渡御旨趣有之候条、尚又一涯相助可致出精候、御先代様厚思召ヲ以聖堂ヲモ被建置候ニ付テハ、学文ノ儀

就中出精致修練、其詮相立候様可心掛候、尤文武ノ芸格別致出精、下地宣敷者ハ支配頭ヨリ遂吟味時々可申出候、且江戸在勤ノ面々務ノ間ニハ向々申談、学文武芸心掛、專質素ヲ本トシ、平日ノ交礼義ヲ不乱、御屋敷中風俗宜敷可相嗜旨被 仰出候条、謹テ可奉承知候、誠難有 仰出之御旨趣、乍憚其旨ヲ奉汲得、一涯出精仕、万端質素ヲ相用、不依何事惣体風儀宜敷 思召ノ一筋屹ト相立候様折角可心掛旨、支配中へ可被申渡候、

天明七年未十一月廿一日 和泉

安房

大炊

札

二二八

一御所帯方御不如意ニ付先年已来分テ御趣法被相立、御儉約被仰付置、夫ニ付テハ諸人差支ノ砌ナカラ出来等マテモ仕、彼是以御続有之候処、先年無御扱御大礼等段々被為在、右年限中ナカラ難被黙止御入用、殊更凶

年等打統旁前条御儉約ノ詮モ薄、別テ御氣之毒被 思

召上候、無程 太守様御初入部、且琉球参府モ近寄、

右様ノ御旧式相掛候御入用御手当等モ相見得候儀故、

此度年限中ナカラ尚又両御 殿奥向・御広敷向格別御

儉約被 仰出候、依之諸向モ其段相含心之及令出精、

少事トテモ御費筋無之様心付候儀、不差置可申出候、

尤是迄乍御儉約中、先年御趣法被相立候節ヨリ物毎ユ

ルミ勝ニ相見ヘ候ニ付、向後ノ儀ハ屹ト評議ヲ居、年

月相立候共如此涯可最通所、何レモ申合、心ヲ配候テ、

右之 御沙汰通詮立候様相励可申候、

右之通被 仰出、於江戸申渡有之候段申来候条、於御

当地ハ猶又右ノ振合ヲ以万端遂吟味、一涯御儉約詮立

候様可心掛旨、支配中ヘ可被申渡候、

天明八年申四月初日

(島津久邦)
和泉
(喜入久福)
安房
(藤刈実祐)
大炊
(二階堂行且)
主計
(関山金輝)
糺

二二九

一此度格別御儉約ノ儀被 仰出候、依之御屋敷中モ一統

ニ儉約ヲ相用、費ノ物入等無之様可致候、段々是迄

御沙汰ノ趣モ有之候ヘトモ、兎角衣服等無謂宜方ニ有

之、或酒食ヲ初無益ノ及物入等、右体ノ所ヨリ差迫候

趣追々相聞得、別テ不勘弁ノ至ニ候、向後右様ノ趣モ

候ハ、勤向ニモ相障可申候条、其所能々相慎、表立候

勤向ノ外ハ龜服綿服等勝手次第致着、其外諸事費ケ間

敷儀共無之様、屹度相守可申候、

右之通於江戸申渡有之候段申来候条、於御当地ハ猶又

右ノ趣ヲ以相慎、格別表立候勤向ノ外ハ龜服綿服等相

用、諸事費ノ儀共無之様、屹ト相守候様支配中ヘ可被

申渡候、

天明八年申四月初日

和泉

二二〇

一当時諸向別テ差迫及難儀候旨被 聞召上候条、格別ノ

思召ヲ以、重出米ノ儀御免被成候、然共御勝手向甚御

手迫ニテ、先達テ敵數御儉約被 仰出、御私方ハ過分御不足ノ砌、右通有之候テハ掛リ御役々差操難成答ト被 思召上候付、御隱居御高五万石ノ内二万石表方へ御返シ、且御金三万両同断被差出候条、其余ノ御不足ハ尚又掛御役々折角出精、御勝手向立直リ候様取計、且又諸士末々ニ至マテ儉約ヲ相用、御奉公相勤候様可心掛旨被 仰出候、

右之通被 仰出候条、何レモ難有奉承知、一涯儉約ヲ相用、一統致精勤候様可心掛旨、支配中へ可被申渡候、

天明八年申六月十五日

和泉

安房

大炊

主計

二三二

御筆

一 国元 家老中へ

今般無拋趣意有之、公辺御繁多ノ御様子柄ニ付、相

応ノ御用相勤度願之処、御用捨ニテ上納金ノ儀蒙仰難有事候、右ニ付テハ勝手向不如意ノ折、近年凶作打統、殊琉球人モ召列候へハ重畳太分ノ及入価、國中困窮ノ時節甚令胸痛、中将様ニハ当時御介助ノ御事候へハ一入御心配、彼是ト御世話ニテ段々厚 思召ヲ以被 仰聞趣有之、(市田教國)勘解由事此節大坂表並其元へ差越候、委細ハ 中将様ヨリ被 仰越候へトモ、猶又折角申談、万端無滞様ニト存候、且早速ヨリ取統様方等ハ勿論、御用ノ儀ニハ候へトモ、可成丈領國中難儀薄方ニ精々申談可取計候、将又此度上納金ノ儀ハ前条申聞候通、内々無拋誤合有之、相願候事候間、取違無之様ニ此旨末々マテモ得ト申聞へク候、尚 中将様ヨリ勘解由へ委曲被 仰含候、

天明八年申九月

二三三

御筆

一 家老中へ

一不依大身小身、幼年ヨリ我儘ニ生立候へハ盛長ノ後國

家ノ用ニ難立、別テ氣之毒ノ至ニ候条、貴賤共ニ得ト

其旨ヲ相考、無油断出精尤ノ儀ニ候、

一門並名代ヲモ相勤候家格ノ向ハ、屹ト立候身分ニテ、

專國中ノ見当ニ相成事候条、第一身持ヲ慎、家法ヲ嚴

ニシ、懦弱之風儀無之様相心得、文武之芸ハ勿論、万

端礼義正敷、威儀ヲ不失様心掛候儀重要ニ候、

一大身分ノ儀ハ家柄ニ応シ夫々ノ役場へ可召仕ノ処、是

又至テ不才ニ有之、書読等不自由ニテハ相当ノ役儀モ

難申付事候間、分限ニ随ヒ諸芸ヲ相嗜、往々用立候様

相心得、何篇律儀ヲ相守、風俗宜敷、土風モ相立候様

可心掛候、

右条々、大小身共ニ若輩ノ生立柄ヲ第一ニ申渡事候間、

親兄弟共其旨ヲ汲得、家訓正敷、朝夕ノ示教不怠様可

相心得候、勿論依生質才不才ハ可有事候へトモ、折角

相導候ハ、身分相応ニハ可生立事候、尤世上ノ交礼讓

ヲ本トシ、怠慢ノ風儀無之、往々用立候様無油断可致

教訓旨、屹ト可申渡候、

天明九年酉正月廿八日

二二三

中将様御筆

一 家老 若年寄 大目付へ

勤向ノ儀ニ付テハ兼テ申付置候へトモ、今度豊後初入

部且末年若ノ事候へハ尚又申聞候、万端一涯入念諸事

細密ニ氣ヲ付、不都合ノ儀等無之様ニト存候、兎角用

向心頭ニ掛取計、尤重役ノ事候へハ、分テ各一身ヲ嗜、

互ニ励精勤、令順熟、器量ヲ可尽候、下役等へ任置候

テハ役威薄ク、上ヲカルシメ候意味ニ相掛候、然共振

權威ヲ候儀ハ可相慎事候、将又当時介助中、微細ノ儀

トテモ不行届趣有之時ハ我等不心付ノ筋合ニ相成、甚

以及心配候間、其旨趣得ト汲受、昼夜無忘却相守、諸

役人へモ此意可申聞候、

寛政元年酉二月

右ニ付御家老添書、略ス、

御筆

一 家老 若年寄 大目附へ

一 領國中取締ノ儀、御先代度々被 仰出趣有之、先達
 テモ申付候通候、当留主中甚致心配事候間、万端緩無
 之様掛役々へ敵敷可申付候、近年中 中将様御下向ノ
 儀相願候合ニ候、御下向ノ上一体風俗被遊 御覽、
 不行届筋ニ被為在 御沙汰候テハ我等申訳無之、可及
 迷惑事候間、此儀ヲ能々相考、先々最通屹ト其詮相立
 候様精々尽吟味可申渡候、

一 重役ヲ始諸役人下役マテモ勤向聊無私曲可致精勤候、
 申付置候役儀ハ輕身分タリ共其役場へ被撰ニハ重事候
 間、疎ニ存候テハ本意不相叶候、往々為ニモ可相成ト
 見掛候儀モ、役場ノ仕来又ハ仕向相替候テハ其役場ノ
 迷惑ニモ可相成ナト、用捨候テハ奉公ニモ不相成候間、
 依事存寄ノ儀ハ同役中令熟談、吟味ノ趣可得差図候、
 惣テ平日ノ用向トテモ不相屯、速ニ相弁、請持ノ役職
 夫々老人前詮立候様心掛肝要ニ候、勤向不事足、科ヲ

モ受候様成立候テハ、誠ニ残念ノ事候、

一 見聞役ノ儀、下役タリトモ重キ役柄候間、第一身分ヲ
 相嗜、職分ヲ相守、見聞ノ趣ハ誰人ノ上タリ共無用捨
 可申出候、併役職ヲ相守トテ差テ不詮立儀ヲ毎々申出
 ニハ不及候、且又役場並奥向ノ面々出入ノ儀、弥以規
 定通相守可申候、若心得違ノ者於有之ハ即可申出候、
 一家柄ノ面々並諸士一統生立柄ノ儀、去年細々申聞置候、
 弥以其旨ヲ相守身分ヲ相慎、稽古方等ニテ高下入交ノ
 節トテモ風俗ヲ不乱、律儀可相交候、異儀ヲ不用我儘
 ニ生立、往々奉公方モ不相勤、徒ニ一生ヲ送候者残念
 ノ事候間、兼々身近キ者共ヨリ幾度モ申教用立候様可
 相生立候、

一 学文武芸相励候様毎々申渡有之候処、近年ハ心掛候由
 候、然共学文武芸サへ致シ候得ハ相濟事ノ様取違候哉、
 申渡ノ趣意不汲受、容貌言語等一切不頓着ノ族モ有之
 由不可然候、右体ノ者ハ師範ノ者ヨリ氣ヲ付、分テ
 致教訓候様可申付候、

一 所帯方不如意ノ処、先般御用金被 仰出、当年年限中

尚又儉約相用候へトモ、莫大ノ入用中々一通ノ儀ニテハ難取統時節候間、少事タリトモセリ詰、金納無滞様存候、勝手方ノ儀ハ掛家老專受持ノ事故、油断無之筈候へトモ、表方ニテ存寄ノ儀ハ不差置及相談、勝手向（操心）操合候様可有之候、

右之通從 御先代分テ被仰付候へ共難最通、（旧記雜錄に上）就中留（旧記雜錄に上）守中者一涯手堅可有之処、△却テ緩之（旧記雜錄に上）由、別而如何

之事情、無程当地令発足候付、此旨申付候△条得其意、表向へ申渡候節ハ猶又此余意ヲ取、委細ノ添書ヲ以未々マテ不洩様可申渡候、風俗取締ノ儀ニ付テハ、中将様被勞 尊慮ヲ御事故、以来屹ト其詮相立被遊 御安慮候様可心掛候、

寛政二年戊九月三日

右ニ付御家老添書、略ス、

三三五

一中将様御事、深キ思召被為在、其上御持病ノ御疝癢・

御脚痛等御勝不被遊候付、去ル末年 御隱居被遊御願

太守様御家督無御相違被 （仰出候）仰出候、然処、其砌 太

守様未御若年被為在、殊追々△御初入部モ被遊候御事故、御政務ノ儀ハ、中将様御介助被成置候御事候処、

昨年マテ以上五ヶ年ニモ及、且 太守様御事 御年輩ニモ被為成候旨、以来ハ御介助ノ儀、御断ニ 思召候

段、去年 御発駕前被仰進候へトモ、未御勤向旁御年功モ不被為在候間、何卒今暫ハ （旧記雜錄に上）諸事御介助△御願

思召候段被仰進候、然共最早 御下国モ被遊、追々御大礼等ノ儀モ被為濟御事ニ候へハ、聊御掛念モ不被為

在、就中御年輩ニモ被為成候上、イツマテモ御介助被遊候テハ無御際限御事故テ、何レニモ此已後御介助ノ儀御断ニ 思召候段、又候被仰進候、右ニ付テハ從

太守様モ再往御願被仰上候儀、（却而脱力）恐多思召候間、不被為及是非、此上ハ、中将様尊慮ニ可被任候、併此上御願

思召候者、前文之通、実ハ是ヨリ御介助被成進間數候へ共、御名目ハ是迄ノ通御介助ノ筋ニ被成置度、左候

へハ御領内一統ノ安氣ニ候間、此御義分テ被遊御願候趣被仰進候故、於其儀ハ先一往御名目ハ御介助ノ筋ニ

(名越巨熊)
右膳

可被成置旨、御領掌為被遊御事候、然処此度 太守様
無程 御参府被遊候付テハ御幸之御時節ニ候間、故御(右カ)
名目ノ所マテモ此節御断被遊候、只今通ニテハ余リ何
トカ仮令ケ間敷、扱又有間敷事ニハ候ヘトモ、万一非
常ノ儀ニテモ風ト致到来候テハ御名目マテノ御介助一

齊興公

入御迷惑ノ御事候間、此節右御名目マテモ御断被仰進

二二六

候、左候ハ、諸事(旧記雑録により補)御心配茂不被為在遷返△被遊

御袖判

御隠居候御詮モ相立、偏ニ御安心ノ御事ニ候、勿論已

一今度 齊宣公依御願御隠居、我等へ家督無相違被 仰

来 公辺御動向並御国政ノ儀共御相談ニモ被為及候節

出候、領国ノ輩専重公義ノ御政道、万端可相慎之、国

ハ是マテニ不相替、随分御心添可被遊段被仰進候処、

家之仕置先規ノ通申付候条、不致忘却、堅固ニ可相守

太守様ニモ誠無御余儀御事御賢慮ノ程得ト被遊御勘考

之者也、

候へハ、至極御尤ノ御事ニ 思召、此上ハ弥 中将様

文化六年六月十七日

思召通御承知被遊候ノ段、御請被仰上候、

右之趣可奉承知旨与中支配中ハ於支配頭宅被申渡、諸

二二七

郷私領へモ可被申渡旨、向々へ可申渡候、

一齊宣公ヨリ 家老中へ

寛政四年子六月

(島津久親)
求馬

今度我等隠居、豊後守家督付テハ猶又万事相励精勤可

(伊勢貞矩)
播磨

申候、

(市田教國)
勘解由

右之趣、國中末々マテモ可申付候、

文化六年六月

二三八(の1)

一 今度御願之通 御隠居御家督被 仰出候付、御袖判

仰出並 御隠居様 仰出ノ趣、御領国ノ輩謹テ奉承知、

第一重 公義ノ御政道、 御家ノ御作法御先規ノ通被

仰付事候条、可奉得其意、御代替ノ時節候へハ他所ノ

見聞モ可有之候間、万端風俗ヲ不乱相慎可令精勉者也、

文化六年巳七月

(島津久泰)

将監

(頼娃久禰)

信濃

(島津久兼)

登

(二三八の2)

一 御隠居御付外ハ都テ是マテノ通 御家督様御方へ相勉

候様被 仰出候条、難有可奉承知候、

文化六年巳七月

将監

信濃

登